

第7次 2026 - 2031
矢祭町総合計画

令和8年3月 福島県矢祭町

町長あいさつ

新たな時代を切り拓く「共創」の幕開け

久慈川の清流と四季折々の美しい山々に抱かれた我がまち、矢祭町。この豊かな自然と先人たちが築き上げてきた誇り高い歴史を背負い、私たちは今、新たな時代の扉を開こうとしています。町民の皆様におかれましては、日頃より町政に対し多大なるご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

この度、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第7次矢祭町総合計画」を策定いたしました。本計画では、私たちが目指すべき将来像を「すてきな未来を みんなでつくる やまつりまち」と決めました。この言葉には、行政主導のまちづくりから脱却し、町民一人ひとりが主役となり、互いに手を取り合って理想の故郷を築き上げていこうという決意が込められています。



6つの重点目標：未来への挑戦

この将来像を実現するため、本計画では6つの重点目標を掲げ、具体的な施策を展開してまいります。

第一に、「協働のまちづくりの推進と町民と行政の関係性の深化」です。まちづくりの原動力は「人」にあります。情報共有を徹底し、町民参加の機会を拡充することで、行政と町民が密接に連携する新しい協働の形を追求します。

第二に、「未来にはばたく子どもが育つ地域づくりの推進」です。Society 5.0時代を見据え、ICTを活用した先端教育環境を整えるとともに、地域全体で子どもを温かく見守り、安心して産み育てられる環境を構築します。

第三に、「助け合いながら、いつまでも健やかに暮らせるまちづくりの推進」です。誰もが住み慣れた場所で安心して暮らせる「地域共生社会」を実現し、ライフステージに応じた健康づくりを支援します。

第四に、「安全・安心のまちづくり、快適な生活環境づくりの推進」です。激甚化する自然災害や感染症などの脅威から町民を守り、インフラの長寿命化や安定した水環境の保全を通じて、持続可能な生活基盤を整備します。

第五に、「地域の魅力を活かした産業の振興」です。伝統文化や地域資源を磨き上げ、ふるさと納税や外部人材の力を積極的に取り入れることで、伝統の灯を守りつつ、新たな産業の創出と地域の活性化を図ります。

第六に、「地域を愛する人材の育成、郷土教育の推進」です。若い力を活かした地域再生を支援し、子どもの頃からの郷土教育を通じて「矢祭を愛する心」を育むことで、将来の定住やリターンへと繋げてまいります。

結びに代えて

これからの5年間、私たちは多くの困難に直面するかもしれません。しかし、私たちには「みんなでつくる」という強い絆があります。町民の皆様が、矢祭町に住むことへの誇りと喜びを実感できるよう、私はその先頭に立って全力で邁進してまいります。

町民の皆様におかれましては、本計画の主役として、変わらぬご支援と積極的な参画をお願い申し上げます。希望に満ちた「すてきな未来」を、共に創り上げていきましょう。

令和8年3月

矢祭町長 佐川正一郎

目次

第1章	総合計画の概要	3
1.	第7次総合計画策定の背景と目的	4
第2章	総合計画の構成と期間	5
2.	計画の構成	6
3.	計画の期間	6
第3章	矢祭町の概要	7
2.	位置・地勢	8
3.	まちの歩み	8
4.	社会・経済的背景	10
5.	国内の社会経済動向	16
第4章	町民の意識	19
1.	中学生の意識	21
2.	町民の意識	26
第5章	基本構想	43
1.	矢祭町の将来像	44
2.	まちづくりの基本理念	45
3.	今後のまちづくりに向けた重点目標	46
第6章	基本計画	49
1.	基本計画の位置づけ	50
2.	基本計画の計画期間	50
3.	基本計画の構成	50
4.	相関図	52
第7章	実施計画	55
1.	行財政分野～対話と共創のまちづくり～	56
2.	教育・生涯学習分野～文化向上に ICT を駆使した、広い世界と繋がる教育環境づくり～	68
3.	保健・福祉分野～子どもから大人まで誰もが幸せに暮らせるまちづくり～	80
4.	生活環境分野～安全・安心に暮らし続けられるまちづくり～	96
5.	生活基盤分野～快適さと利便性をもつまちづくり～	108
6.	産業・雇用分野～賑わいを生む、ここにしかない魅力あるまちづくり～	120
資料編		133

第1章 総合計画の概要

1. 第7次総合計画策定の背景と目的

最上位の行政計画に位置づけられる総合計画は、本町の目指すべき将来像を示し、それを実現していくための総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものです。

本町では、令和2年度に、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第6次矢祭町総合計画」を策定し、

まちが好き 共に生きて 笑顔あふれる やまつり町

を将来像として掲げ、様々な分野の施策を積極的に推進してきました。

そして、令和5年度には、「第6次矢祭町総合計画見直し計画」を策定し、町民の皆さんとともに町を創り上げる、協働のまちづくりに向けた施策を推進しています。

近年においても、全国的な人口減少と少子高齢化の進展や人口の東京圏への一極集中の流れは続いており、台風や局地的な豪雨等の自然災害の多発化による被害もみられます。令和元年12月頃から流行した新型コロナウイルス感染症は5類に移行しましたが、社会活動や地域交流といった私たちの社会構造に大きな変化をもたらしました。

こうした中、令和7年度末に「第6次矢祭町総合計画」の計画期間が満了を迎えることから、新たに令和8年度から令和12年度までの5カ年を計画期間とした「第7次矢祭町総合計画」（以下、「本計画」という）を、矢祭町における施策を今後も効果的に進めていくための指針として策定します。

第2章 総合計画の構成と期間

2. 計画の構成

第7次矢祭町総合計画は、目標とその実現に向けた取り組みの方針・内容を分かりやすく示すため、基本構想－基本計画－実施計画の3層で構成しています。

(1) 基本構想

令和8年度から令和12年度までの5年間を見据えた中で、町全体として目指すべきまちの姿（将来像）と、全ての分野にわたって共通するまちづくりの基本的な考え方（理念）、主たるまちづくり重点目標を定めます。

(2) 基本計画

基本構想を実現するため、骨格となるまちづくりの方針（施策）及びこれを推進するための基本的事業を定めます。

また、社会経済情勢やまちづくりに対するニーズの変化、国・県の動向等、さまざまな変化に柔軟に対応できるよう、施策の展開方向を示します。

(3) 実施計画

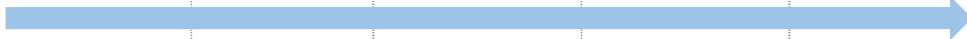
基本計画を受けて、その目標達成に向けた個別事業を計画的に実施するために位置づけるもので、予算編成の基礎資料となるものです。

基本構想は長期的な計画であるのに対し、実施計画は財政状況や社会経済情勢の変化等に対応するため、5年間の事業計画を作成して3年目に見直しを行います。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は令和8年度から令和12年度の5年間とします。

また、社会情勢等の急激な変化に対しては弾力的に対応します。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
基本構想					
基本計画					
実施計画					

3年目に見直し

第3章 矢祭町の概要

2. 位置・地勢

(1) 位置

本町は、福島県の最南端、東経 140 度 25 分、北緯 36 度 52 分に位置しています。南は茨城県常陸太田市・大子町、北は本県塙町に接し、主要都市までは、白河市へ 42 km、日立市へ 48 km、郡山市へ 70 km、水戸市へ 74 km、宇都宮市へ 82 km、いわき市へ 90 km、福島市へ 130 km の距離にあります。

町域は東西 21.5 km、南北 15.5 km で面積は 118.27 km² を有し、東に阿武隈山系、西は八溝山系が分水嶺をなし、ここから発する支流は町の中央を南流する一級河川久慈川へと合流し、太平洋へと注ぎこんでいます。

(2) 地勢

地勢は久慈川流域に広がる標高 155～200m の平坦地域と阿武隈山系に属する標高 400～650m の山間地域に大別され、耕地率 12.0%、林野率 81.0% となっています。

気候は、太平洋側気候に属するため、比較的温暖で積雪は少なく、年平均気温は平坦地域で 16℃ ですが、山間地域では山岳気象の影響を受けることもあり 12℃ と冷涼です。また、年間降雨量は 1,200～1,500 mm と森林や農作物の育成環境としては好条件といえます。

3. まちの歩み

当地方は古代「東夷」とよばれ、その後「陸奥の国」となり、奈良時代には「高野郷」と称されるようになりました。その後の所属配置については幾多の変遷があり、享保 14 年（1729 年）からは幕府直轄御領に入れられ、明治維新を迎えます。

明治 4 年の廃藩置県の際、棚倉県に属し、間もなく磐前県となり、明治 9 年に福島県に編入されます。昭和 30 年 3 月 31 日、町村合併促進法の施行に基づき、豊里村と高城村の南部（大字関岡、内川、茗荷）が合併して「矢祭村」が発足。その後、昭和 32 年に塙町に合併されていた旧石井村の 3 地区（大字中石井、下石井、戸塚）が矢祭村に編入され、昭和 38 年 1 月 1 日、町制施行により矢祭町となりました。

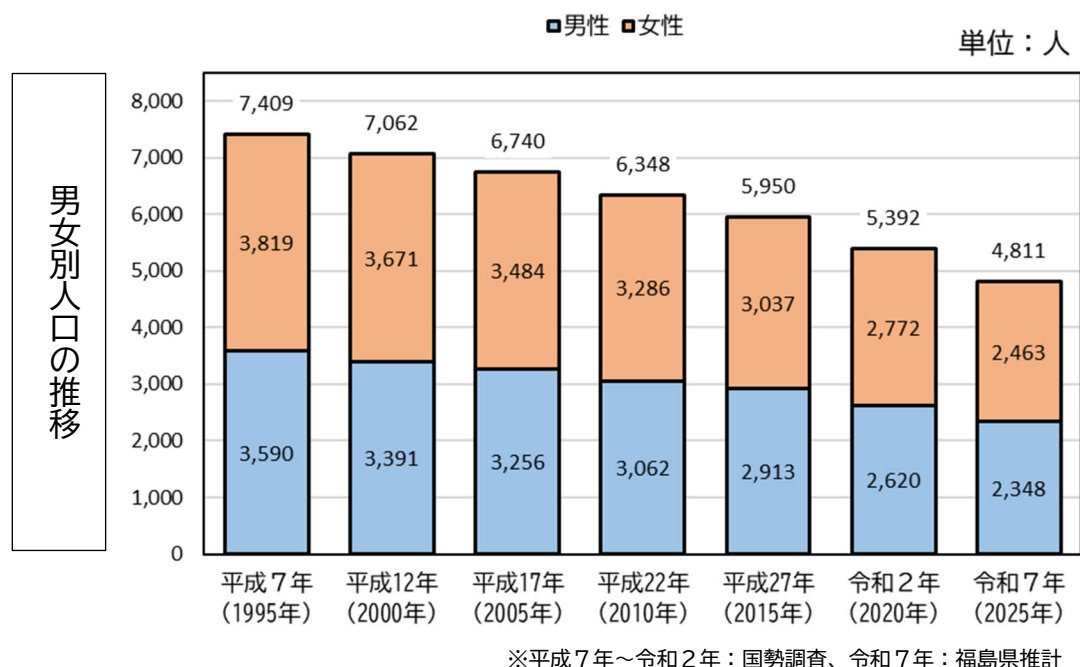
平成 13 年、町議会は「市町村合併をしない矢祭町宣言」を決議、現在に至っています。



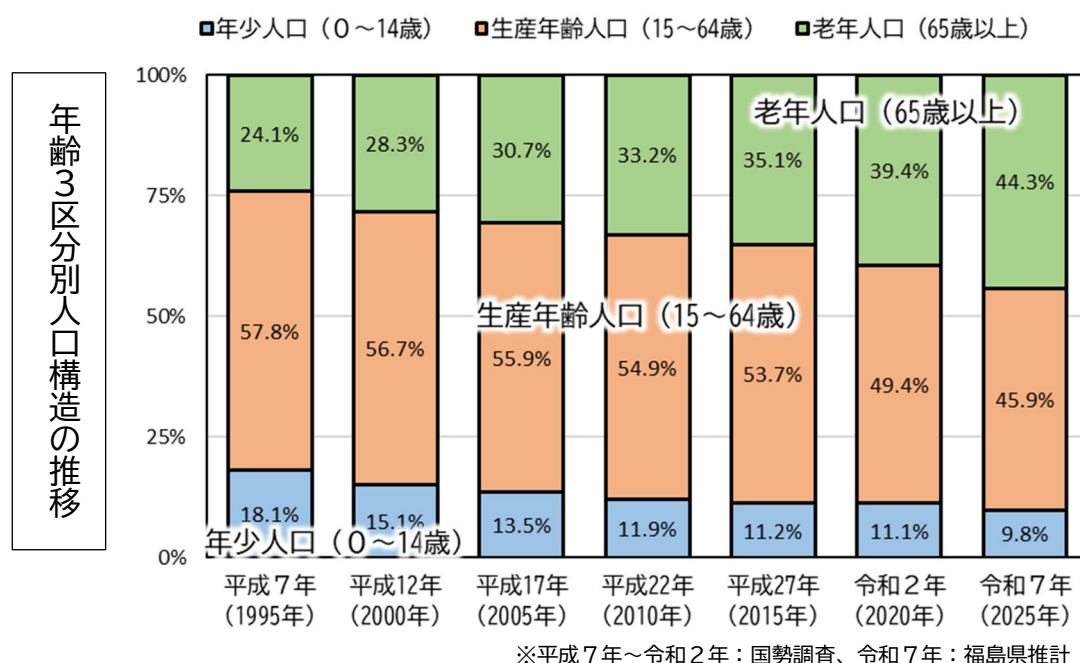
4. 社会・経済的背景

(1) 人口の現状

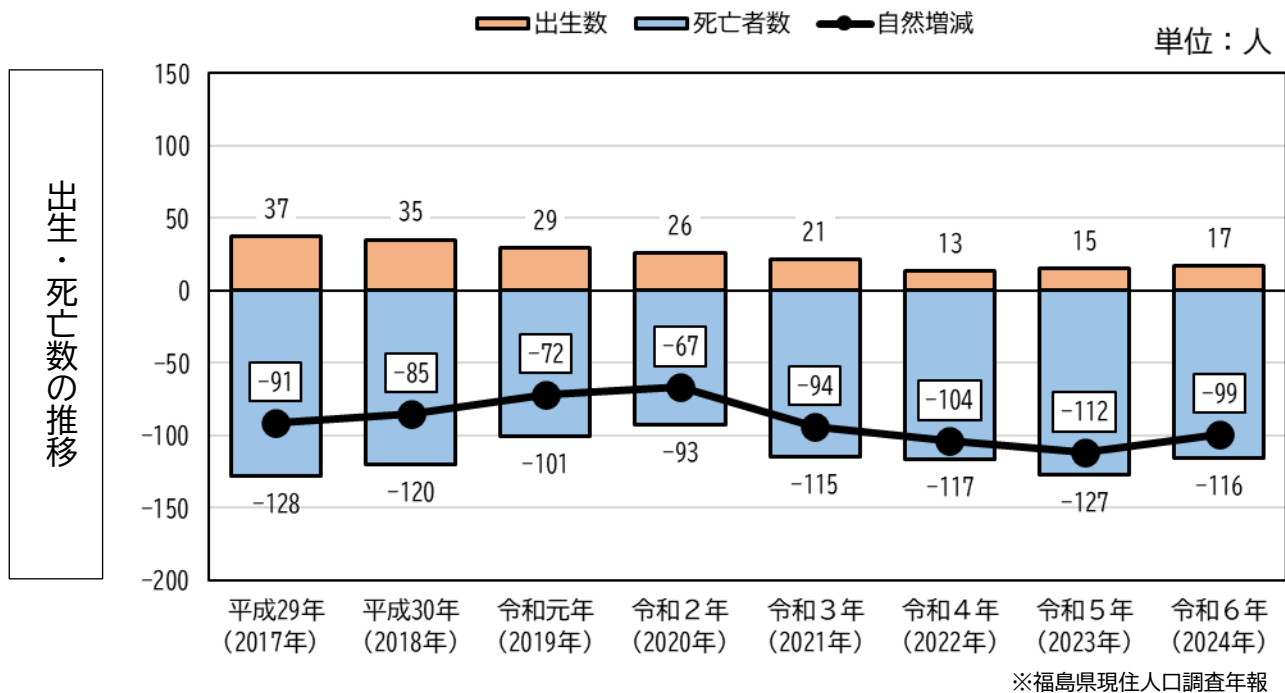
本町の人口は減少傾向で推移しており、
令和2年では5,392人、令和7年では4,811人となっています。



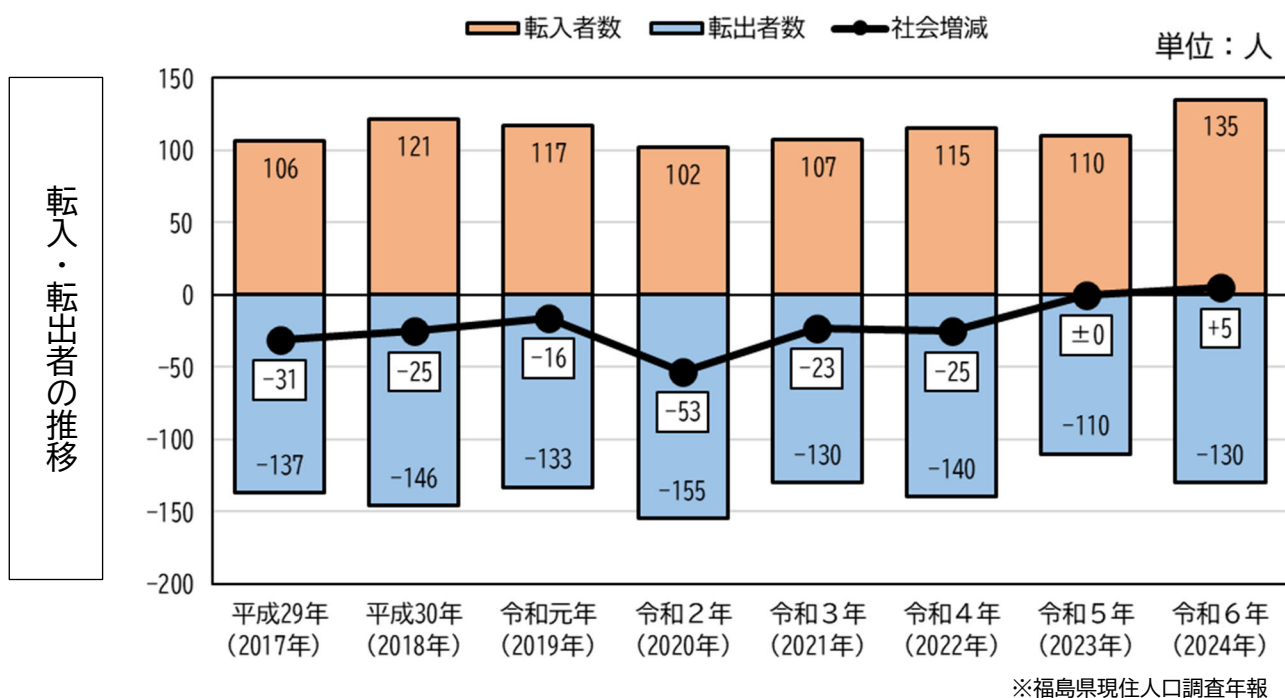
本町の年齢3区分別の人口構造をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少傾向であるのに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっており、少子高齢化が進行しています。



本町は、一貫して自然減（出生数より死亡者数が多い）が続いています。出生数は減少傾向で推移していましたが、令和5年以降増加傾向に転じています。死亡者数は増減を繰り返し推移しています。



本町の転入・転出者数は、増減を繰り返し推移しており、社会減（転入者数より転出者数が多い）が続いていましたが、令和5年以降社会増（転出者数より転入者数が多い）に転換しています。



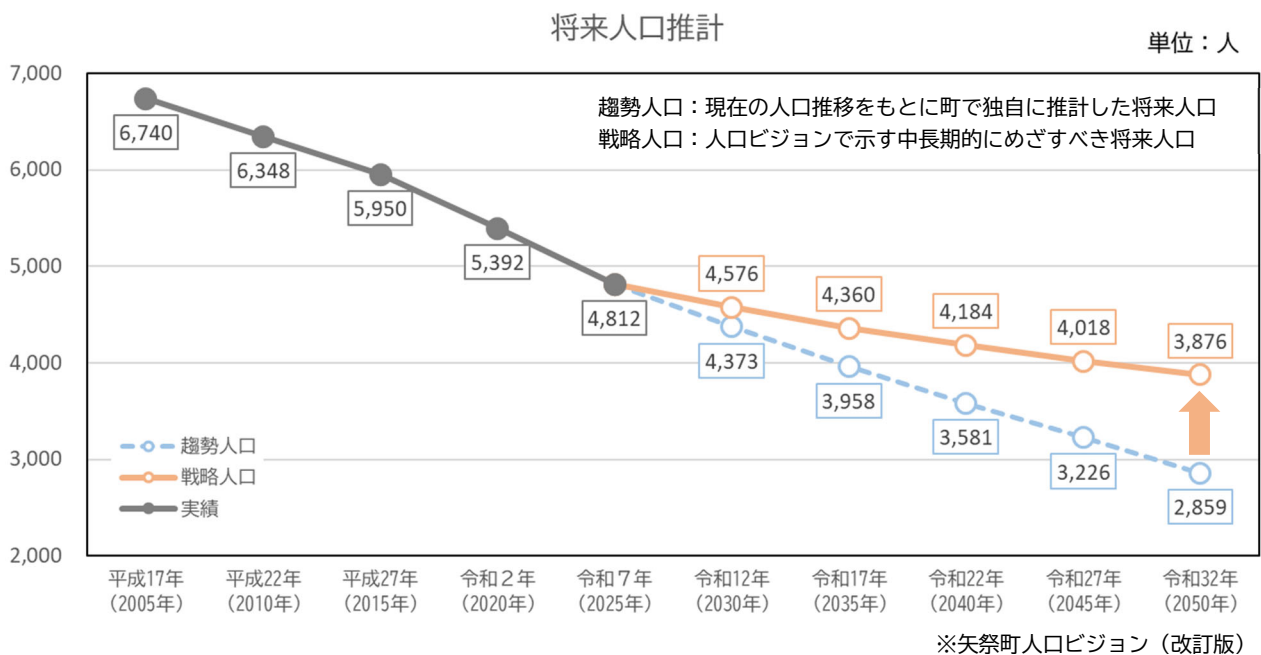
(2) 将来人口の見通し

4. 社会・経済的背景

今後の本町の人口は、令和 22（2040）年には 3,581 人程度、さらに令和 32（2050）年には 2,859 人程度と、他の多くの地方の自治体同様、減少していくことが見込まれています。

この本町における人口減少に対応するため、中長期的にめざすべき将来人口規模（戦略人口）や将来の展望を示す矢祭町人口ビジョンと、戦略人口の達成に向けた 5 年間の取り組みを示す矢祭町総合戦略を策定しています。

また、この取り組みを進めるにあたっては、人口問題における規模の問題と並ぶ課題である、人口の年齢構造の健全化、すなわち少子高齢化への対応を進めることも必要になります。



(3) 交通

4. 社会・経済的背景

本町の交通は、久慈川に沿うように J R 水郡線が並走し、南は水戸駅から常磐線に、北は郡山駅から東北新幹線に接続しており、町の中心にある東館駅は、水戸駅と郡山駅のほぼ中間に位置しています。

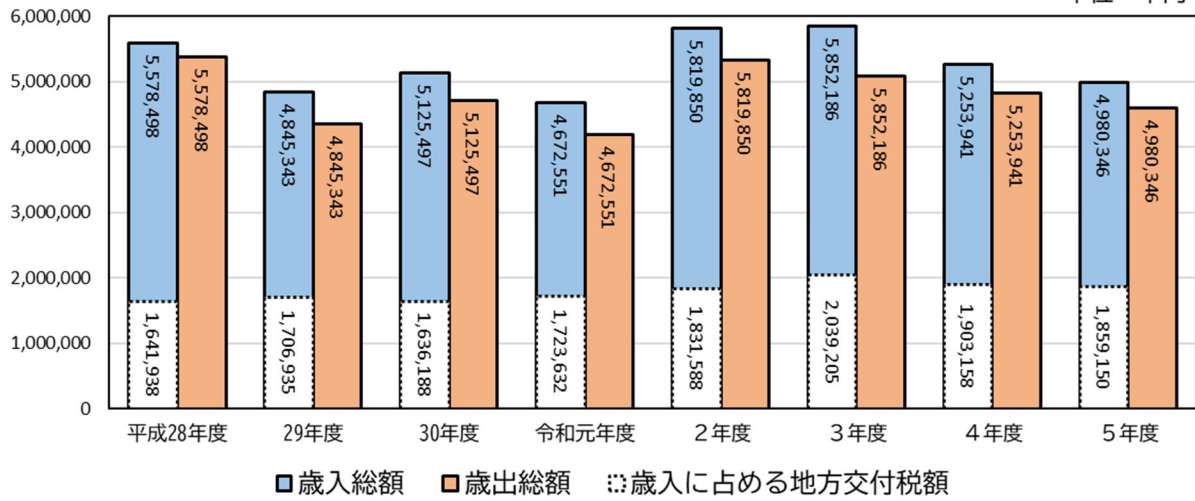
この J R 水郡線と並行して国道 118 号が走り、さらに国道 349 号が阿武隈山系を縦断しており、東北自動車道矢吹 I C へ約 1 時間、常磐自動車道那珂 I C へも約 1 時間の距離にあります。

(4) 行財政

本町は、歳入の多くを地方交付税等の依存財源に頼っています。

歳入・歳出（一般会計）の推移

単位：千円



	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
歳入総額	5,578,498	4,845,343	5,125,497	4,672,551	5,819,850	5,852,186	5,253,941	4,980,346
歳入に占める地方交付税額	1,641,938	1,706,935	1,636,188	1,723,632	1,831,588	2,039,205	1,903,158	1,859,150
歳出総額	5,376,344	4,356,711	4,710,686	4,184,150	5,330,423	5,089,168	4,820,580	4,588,104

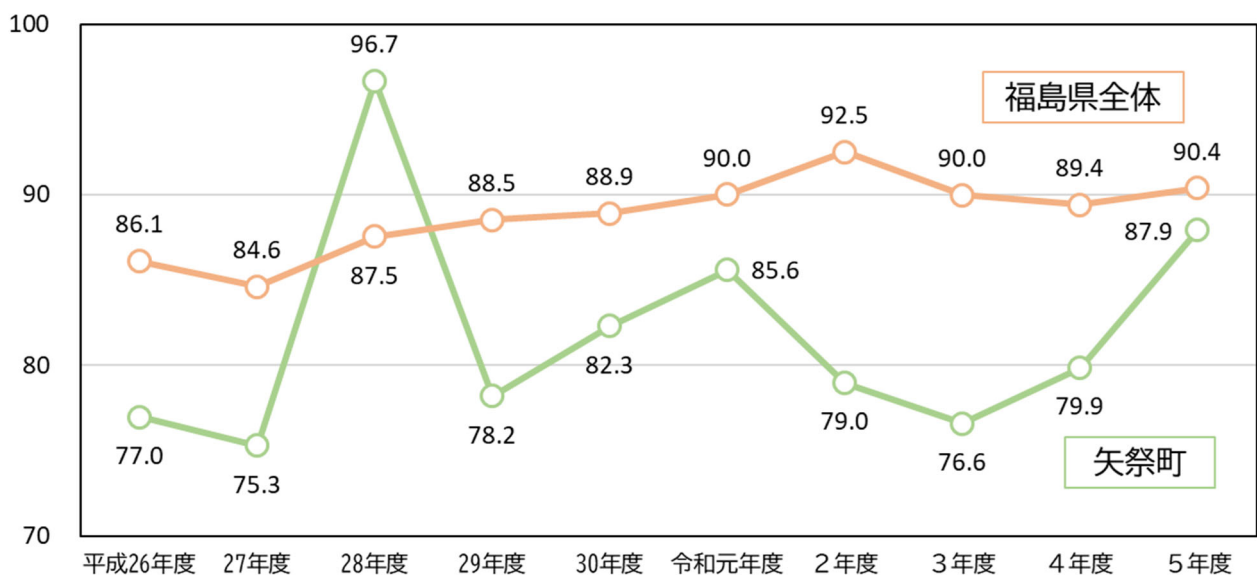
※福島県市町村財政年報

本町の財政の構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率（高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す）は、平成28年度を除き、福島県平均を下回っている状況です。

経常収支比率の推移

○ 矢祭町 ○ 福島県全体

単位：％



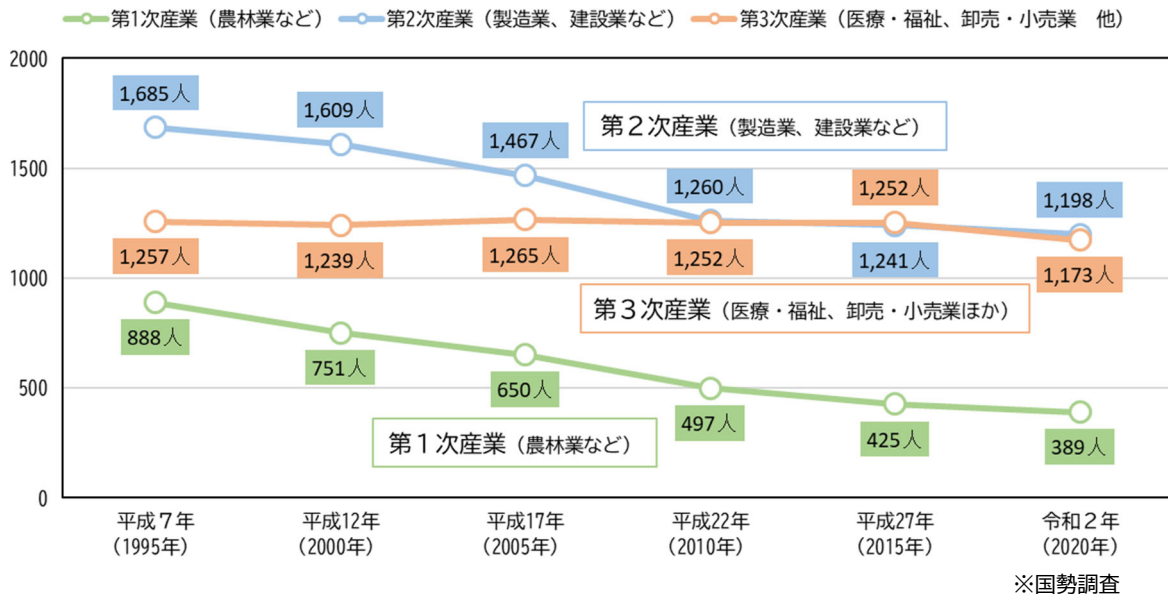
※福島県市町村財政年報

(5) 産業

本町の産業別就業人口の推移をみると、第1次産業と第2次産業は減少傾向で推移し、令和2年には第1次産業が389人、第2次産業が1,198人となっています。

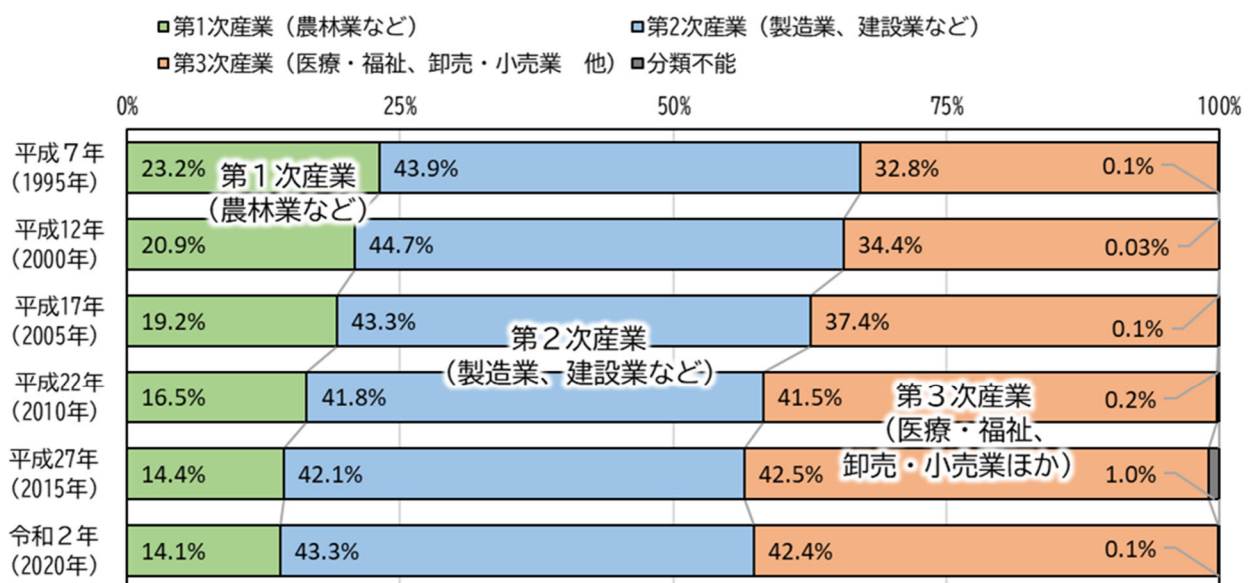
また、第3次産業は横ばい傾向で推移しており、令和2年には1,173人となっています。

産業別就業人口の推移



産業別の構成比をみると、第1次産業が減少するのに伴い、第3次産業が増加傾向にあります。また、第2次産業の構成比は、平成27年以降増加に転じています。

産業別就業人口比率の推移



農業

水と緑に恵まれた自然環境のもと、本町では、地域の特性を活かした特色ある農業が営まれています。このうち久慈川流域に広がる肥沃な土地では、水稻を中心に、いちご・花卉等の農産物が生産されています。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化の進行と後継者や担い手不足、農産資源の価格高騰等の課題がみられ、中山間地域において耕作放棄地が増加する状況となっています。

商業

本町の商業の中心である商店街は年々衰退傾向にあり、空き店舗が増えている状況です。

高齢化が進行している本町では、自動車を運転できなくなった際にも身近な地域で買い物ができることは重要であり、近隣住民が交流する地域コミュニティの場としての商店街の残存は地域での支え合いや子育て支援としても有効であるため、商店街利用者のニーズを踏まえつつ、その再生・活用に向け、地域に密着した取り組みを促進する必要があります。

観光

本町には、福島県天然記念物に指定されている戸津辺の桜をはじめ、滝川溪谷、奥久慈県立自然公園矢祭山等の長い歴史と風土に培われてきた四季折々の豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産等の観光資源が分布しています。

観光の活性化は、地域経済の活性化にも繋がるため、地元農産物を含めた多彩な地域資源をさらに磨き上げ、付加価値を高めるとともに、その魅力を広く情報発信することで本町のブランド力を高めることは重要で、都市との人的・物的交流の促進や地場産品の消費拡大を図り、町外から多くの人々と消費を引き込む取り組みが必要です。

5. 国内の社会経済動向

(1) 本格的な人口減少・超高齢社会のまちづくりの推進

日本の総人口は長期の減少過程に入っており、令和2年の国勢調査では1億2,614万6,099人となっていますが、令和5年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると、令和13年に人口1億2,000万人を下回ると予測され、その後も減少を続け、令和38年には1億人を割って9,965万人になると推計されています。

その一方で、高齢化率は増加傾向が続くと予測されています。令和2年では28.0%の高齢化率は、令和19年に33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上となると見込まれています。

また、令和25年以降、65歳以上人口は減少に転じると推計されていますが、その後も高齢化率は上昇を続けると見込まれています。

この人口減少・少子高齢化の進行による、働き手である生産年齢人口の減少、それに伴う経済規模の縮小、社会保障制度と財政の持続可能性のリスクの高まり、ひいては社会の活力の低下などが懸念されており、国は地方創生と、地方への人の流れをつくるための取り組みを進め、本町においても、人口減少対策としての施策の推進を図っています。

(2) 地域での助け合い、地域コミュニティ^{*1}の再生・強化の推進

人口減少や少子高齢社会、世帯規模の縮小、プライバシー重視社会の進展、そして、新型コロナウイルスの流行後の生活様式の多様化を背景に、全国的に地域社会における人と人とのつながりや、支え合い・助け合いの意識が希薄化しています。

また、孤立死やひきこもり等の社会的孤立、物価高騰等による困窮世帯への負担増、虐待などの課題が顕在化するなど、地域コミュニティの機能の低下が進んでいます。

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現が求められます。

(3) 安全・安心のまちづくりの推進

近年、大型台風や集中豪雨による被害が多発しており、自然災害に対する不安が高まっています。また、子どもや高齢者を狙ったインターネット・SNS^{*2}による犯罪被害、交通事故など、身近に発生する可能性のある事件や事故への不安は尽きません。

このように、安全・安心対策への取り組みへの関心が高まっている中、地域において安全・安心に暮らし続けられるまちづくりが求められています。

^{*1} 地域コミュニティ：地域共同体を意味し、住民の間のつながりや相互の協力関係などを指す。

^{*2} SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略称であり、Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。

(4) 地球環境の保全と持続可能な社会づくり

世界的に環境問題が深刻化しているなか、日本においても環境保全を推進することは重要な取り組みの1つといえます。国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、2030年を目標年度とした国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指したもので、日本としても積極的に取り組んでいます。

また、「パリ協定」のもと、取り組みが進められている温室効果ガスの排出削減は、SDGsのゴール13に関わるもので、矢祭町としても、再生可能エネルギー推進事業等の取り組みを進めています。

持続可能な社会づくりに向けた、より一層の資源の再利用・再資源化の推進、循環型社会の構築、環境保全の推進と自然との共生への取り組みが必要です。

(5) ICT^{*3}技術やAI^{*4}等の活用によるDX^{*5}の推進

ICTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、知識や情報の共有による分野横断的な連携を可能にするSociety 5.0^{*6}の実現に向けた高度情報技術の進展が図られる中、まちづくりにおいてもそういった技術を活用していくことは重要です。

ICT技術やAI等の経済・産業への多方面にわたる有用な活用を視野に入れた取り組みを推進することは重要です。

また、DXの推進が図られている中で、矢祭町としても、サービスの効率化・質の向上の実現に向けた取り組みの検討を進めていくことが必要です。

^{*3} ICT：情報通信技術のことであり、PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。

^{*4} AI：人工知能（Artificial Intelligence）の略称。

^{*5} DX：デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略称であり、自治体がITやテクノロジーを活用して業務効率化や生産性向上をはかり、住民に対する行政サービスの維持と向上を目指す取り組み。

^{*6} Society5.0：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く社会であり、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合したシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会と定義されている。

第4章 町民の意識

本町がめざすべき将来像を描くには、住民のニーズ等を把握することが不可欠であることから、「第7次矢祭町総合計画」の策定にあたり、まちづくりに関する「町民アンケート調査」及び「中学生アンケート調査」を実施しました。

調査実施の概要は以下の通りです。

■調査対象及び調査の方法

※ n は回答者数（以下同様）

調査対象	配布・回収方法	配布期間
16 歳以上 75 歳未満の町民 （1 世帯につき 1 票）	郵送配布・回収 WEB 併用	令和 7 年 7 ～ 8 月
矢祭中学校に通う生徒 （1 ・ 2 ・ 3 年生）	WEB	

■配布・回収状況

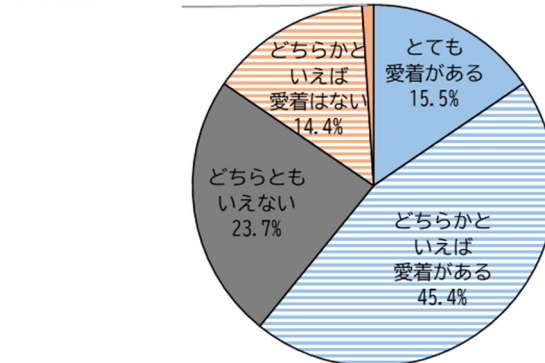
調査	配布数	回収数	回収率
		有効回収数	
町民アンケート	1,300 票	紙：265 票 WEB：208 票 計：473 票	36.4%
中学生アンケート	128 票	97 票	75.8%

1. 中学生の意識

(1) 町への愛着

「とても愛着がある」と「どちらかといえば愛着がある」を合わせた『愛着がある』は60.8%となっており、「どちらかといえば愛着はない」と「全く愛着はない」を合わせた『愛着はない』の15.5%を大きく上回っています。

矢祭町に愛着はありますか



n = 97

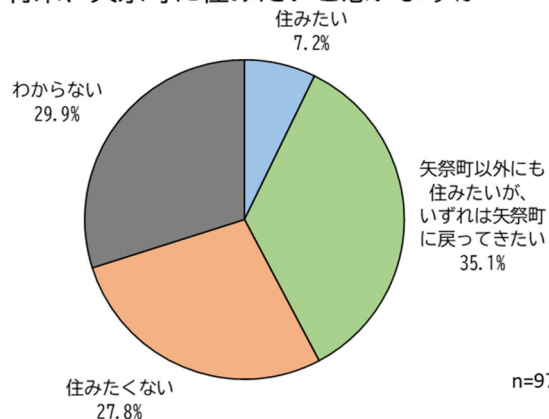
(2) 定住意向

「住みたい」と「矢祭町以外にも住みたいが、いずれは矢祭町に戻ってきたい」を合わせると、35.1%となっています。また、「住みたくない」は27.8%となっています。

矢祭町に住みたい・戻ってきたい理由は、「家族と一緒に住みたいから」が31.7%と最も多く、次いで「矢祭町が好きだから」が29.3%となっています。

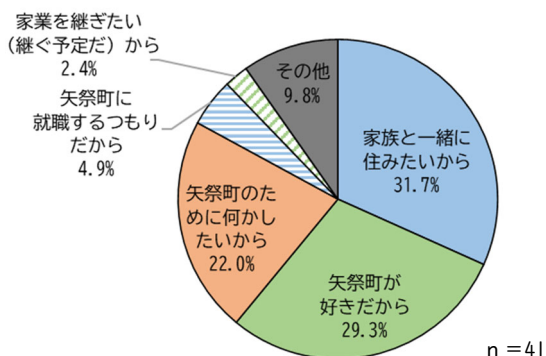
矢祭町に住みたくない理由は、「矢祭町や近隣の町にはやりたい仕事がないから」が40.7%と最も多く、次いで「都会の生活にあこがれているから」が37.0%となっています。

将来、矢祭町に住みたいと思いますか



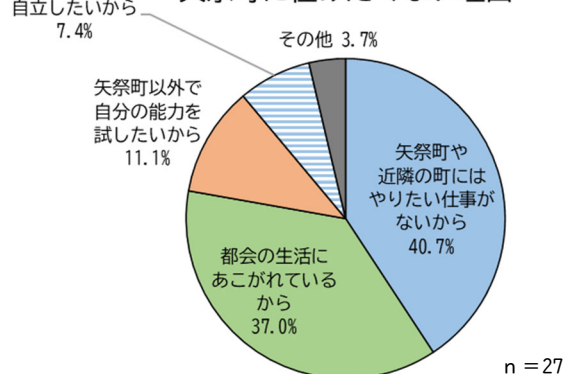
n=97

矢祭町に住みたい・戻ってきたい理由



n = 41

矢祭町に住みたくない理由



n = 27

(3) まちづくりの分野ごとと評価と重要度

Ⅰ. 中学生の意識

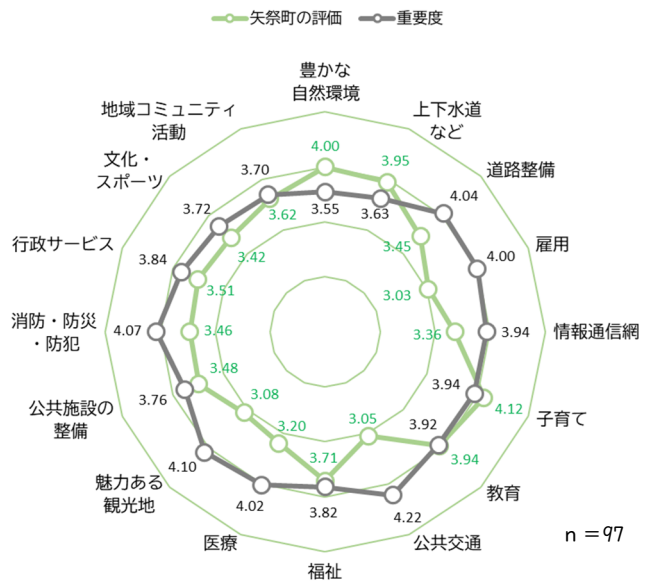
まちづくりの分野別に、矢祭町の現状と重要度について5段階評価を行ってもらいました。

矢祭町の現状評価をみると「子育て」「豊かな自然環境」「上下水道など」「教育」等が高くなっています。反対に、「雇用」「公共交通」「魅力ある観光地」「医療」等は低くなっています。

重要度の平均点は、「公共交通」「魅力ある観光地」「消防・防災・防犯」等が高くなっています。

重要度が高い分野の中で、評価が低い分野については、注視が必要と考えられ、「公共交通」「魅力ある観光地」「雇用」等が当てはまります。

矢祭町の住みやすさと今後のまちづくりで重要だと思うもの（5段階評価の平均点）

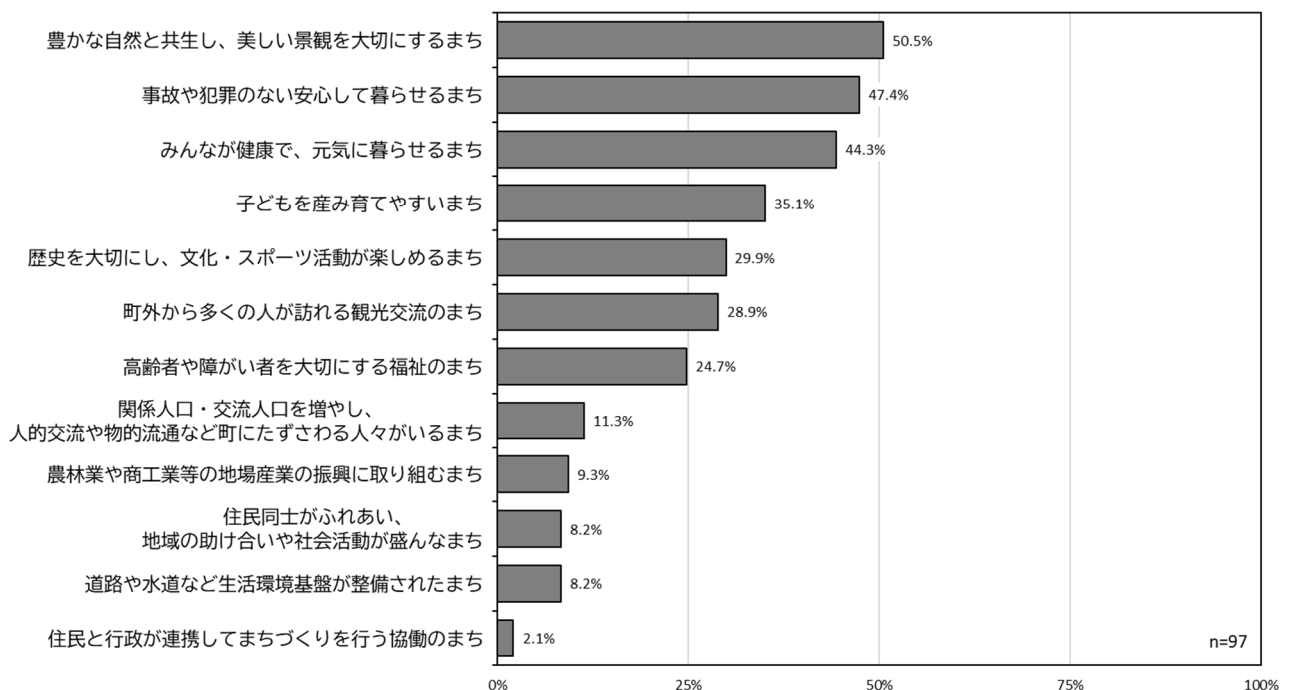


(4) 期待する将来の矢祭町の姿

Ⅰ. 中学生の意識

「豊かな自然と共生し、美しい景観を大切にするまち」が50.5%と最も多く、次いで「事故や犯罪のない安心して暮らせるまち」が47.4%、「みんなが健康で、元気に暮らせるまち」が44.3%となっています。

矢祭町が将来どのような町になることを期待していますか



(5) デジタル機器の利用状況

1. 中学生の意識

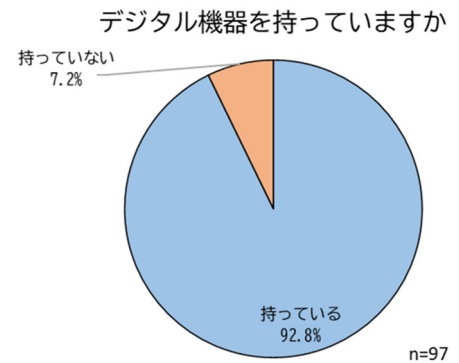
デジタル機器を「持っている」が92.8%、「持っていない」が7.2%となっています。

所持している機器としては「スマートフォン」が81.1%と最も多く、次いで「ゲーム機(インターネット接続可)」が75.6%、「タブレット端末」が45.6%となっています。

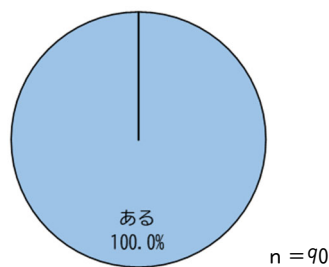
「持っている」方全員の自宅にインターネット環境があります。

普段の利用時間は、「2～3時間位」が40.0%と最も多く、次いで「1～2時間位」が26.7%となっています。

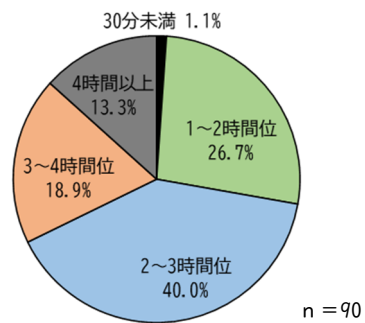
利用目的は「動画視聴」が94.4%と最も多く、次いで「ゲーム」「メール・SNS」がどちらも80.0%となっています。



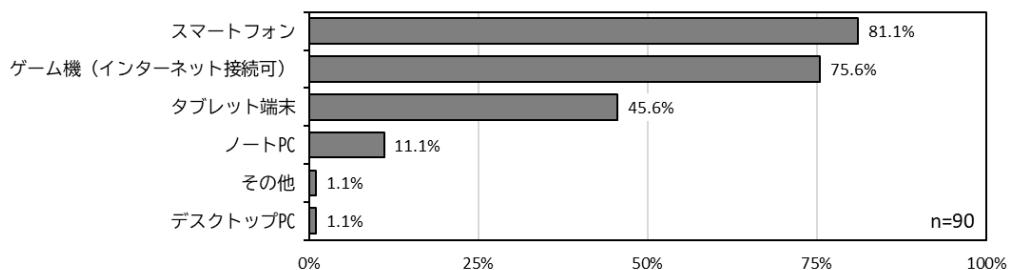
自宅でインターネットを使える環境はありますか



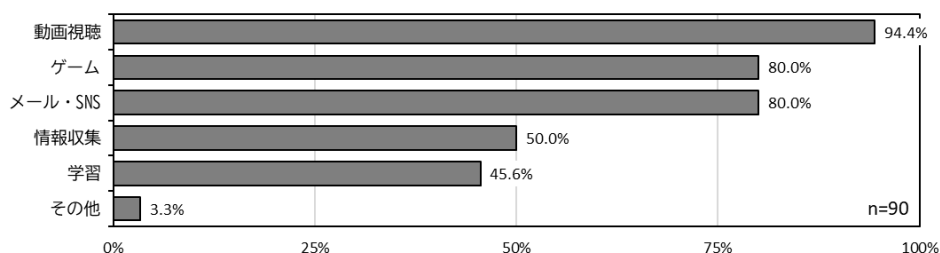
普段の利用時間



どのようなデジタル機器をお持ちですか



どのような目的で利用していますか



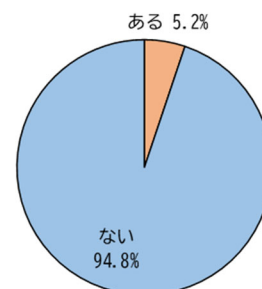
(6) デジタル機器に関する困りごと

Ⅰ. 中学生の意識

デジタル機器に関する困りごとが発生したことが「ある」が5.2%となっています。

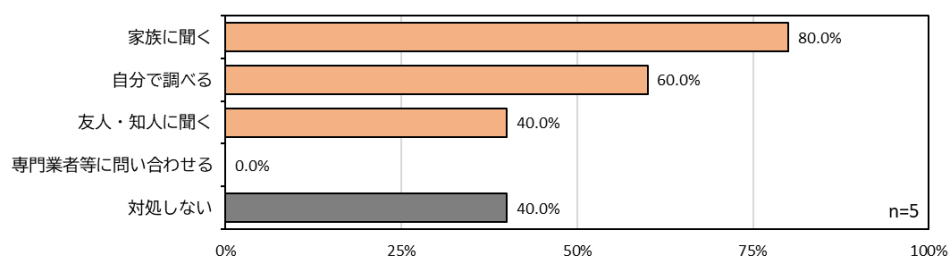
困りごとが発生した際の対処方法は「家族に聞く」が80.0%と最も多く、次いで「自分で調べる」が60.0%となっています。

デジタル機器に関する困りごとが発生したことがありますか



n=97

困りごとが発生した際にどのように対処していますか



n=5

(7) 移動手段の困りごと

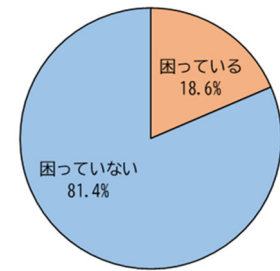
1. 中学生の意識

移動手段に「困っている」が18.6%となっています。

困っている方の移動目的は、「遊び」が66.7%と最も多く、次いで「買い物」が55.6%となっています。

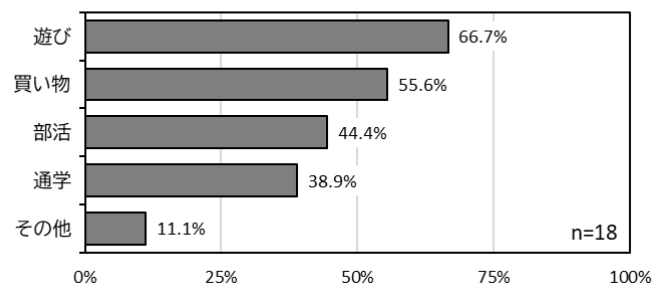
困っている方の解決方法は、「外出時間に対応できる路線バスや鉄道の運行本数の増便」が77.8%と最も多くなっています。

移動手段に困ることがありますか



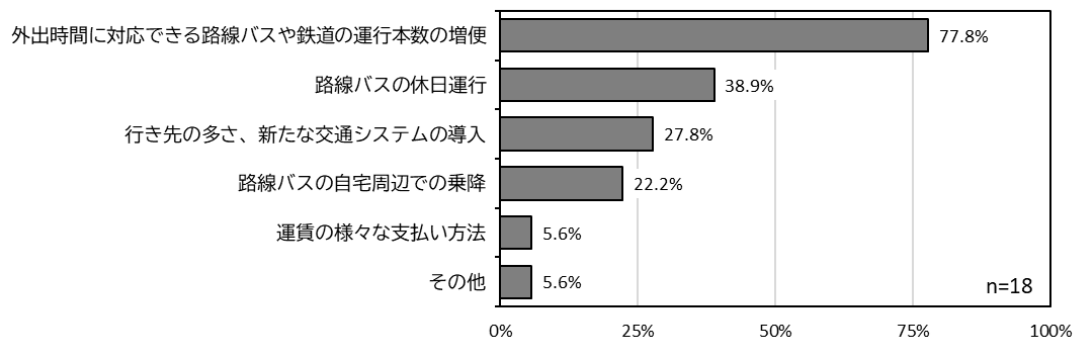
n=97

移動の目的は何ですか



n=18

解決方法として挙げられるもの



n=18

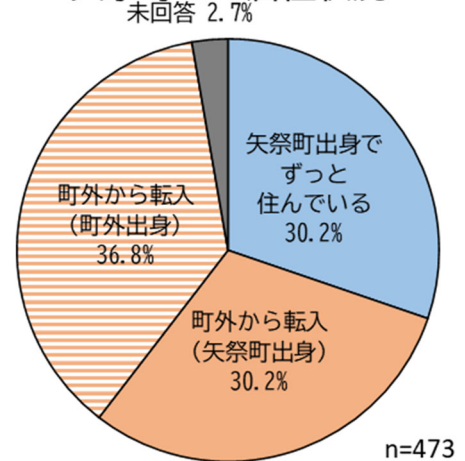
2. 町民の意識

(1) 居住状況

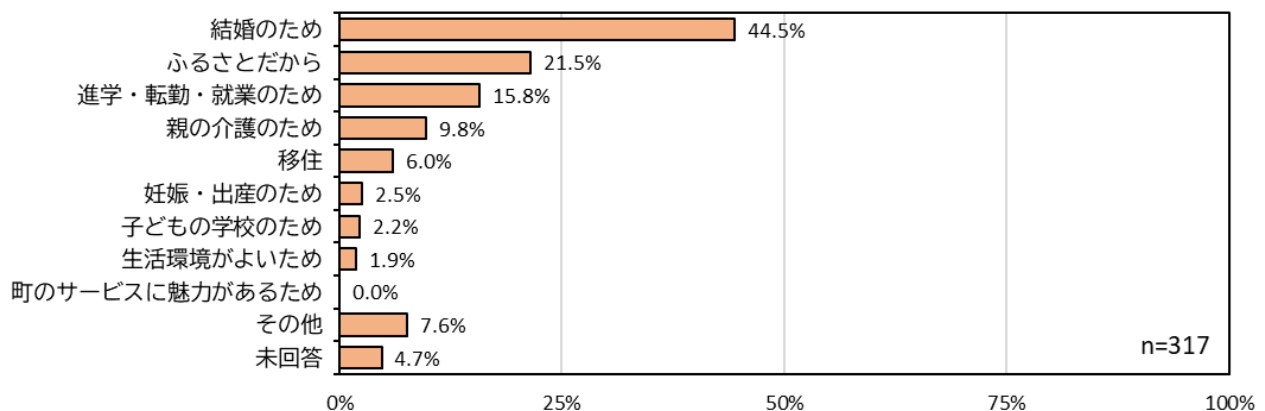
「町外から転入」が36.8%と最も多く、「矢祭町出身（ずっと住んでいる）」「矢祭町出身（一度転出し戻ってきた）」が同じ30.2%となっています。

町外から転入してきた「町外から転入」と「矢祭町出身（一度転出し戻ってきた）」を合わせた『転入してきた』方の理由は「結婚のため」が44.5%と最も多くなっています。

矢祭町での居住状況



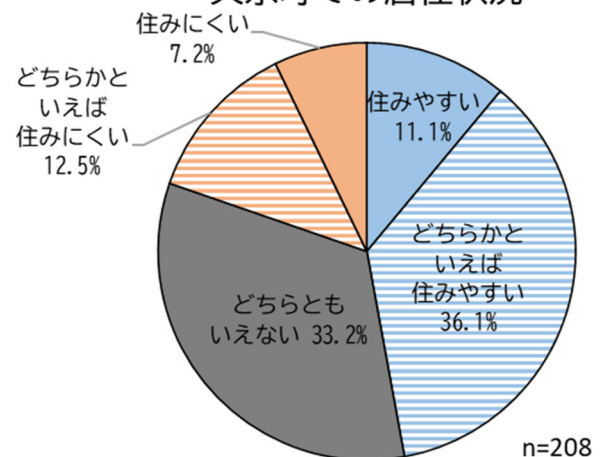
矢祭町に転入してきた理由



(2) 町の住みやすさ

「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた『住みやすい』は47.1%となっており、「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」を合わせた『住みにくい』の19.7%を上回っています。

矢祭町での居住状況

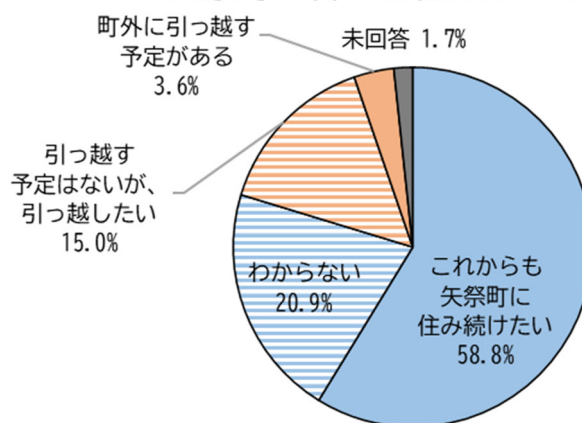


(3) 定住意向

「これからも矢祭町に住み続けたい」が58.8%と最も多く、次いで「わからない」が20.9%、「引っ越す予定はないが、引っ越したい」が15.0%となっています。

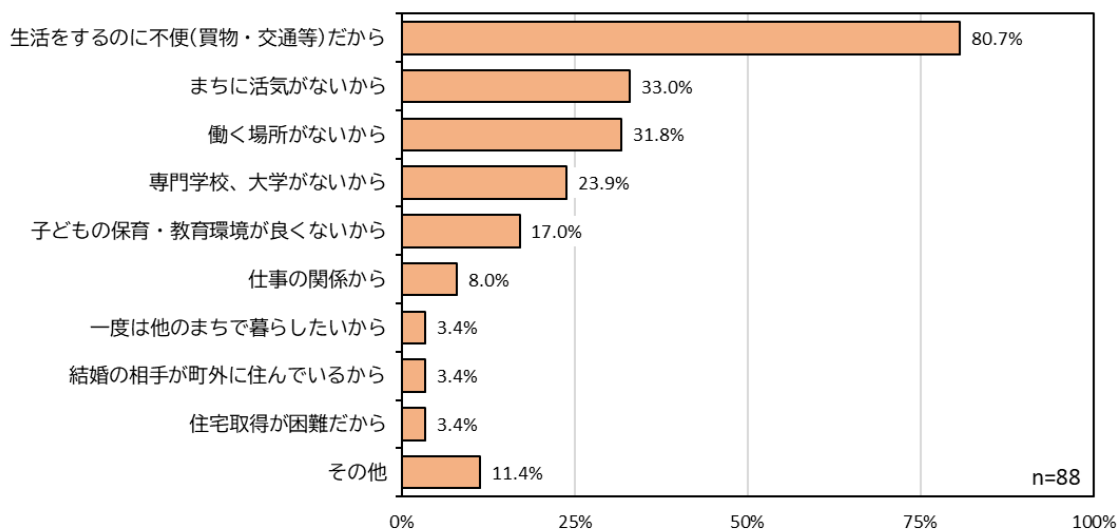
引っ越したい方の理由は、「生活をするのに不便(買物・交通等)だから」が80.7%と最も多くなっています。

矢祭町に暮らし続けたいですか



n=473

引っ越す理由は何ですか



n=88

(4) 学生の定住意向

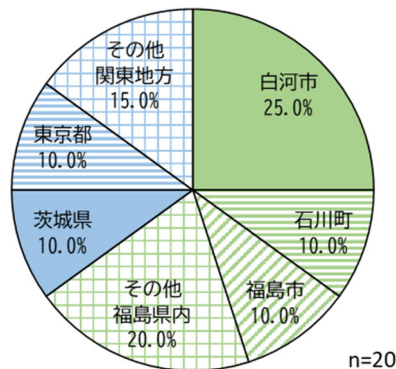
2. 町民の意識

現在の通学先は町外の福島県内が65.0%と多くなっています。

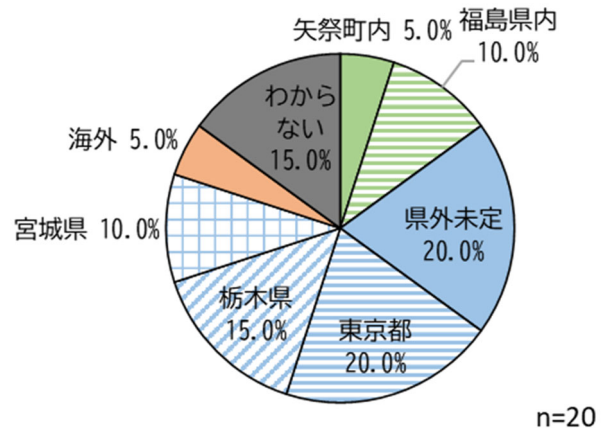
今後の進学先・就職先は福島県外が65.0%と多くなっています。その理由は、町外の場合「矢祭町から進学・就職先に通うのがどうしても難しいから」が68.8%と最も多くなっています。

戻るための支援は、「住宅支援」「進学のため貸与を受けた奨学金の返還支援」「地元企業への就職支援」が50.0%と最も多くなっています。

現在、どこに通学していますか

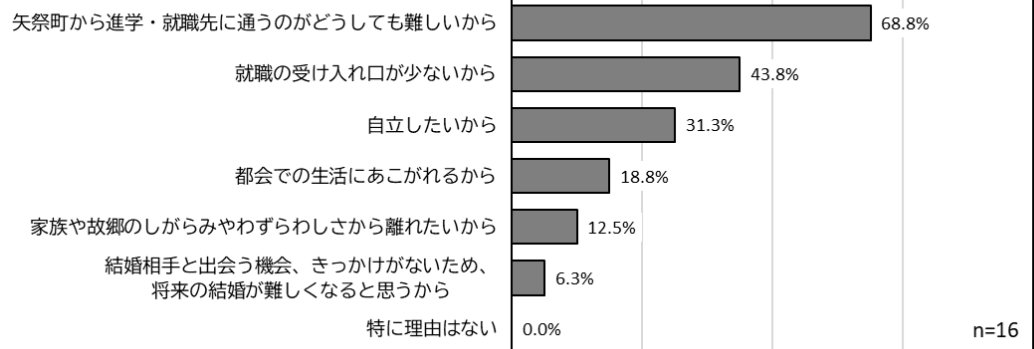


今後、進学や就職の際にどこに住みたいですか

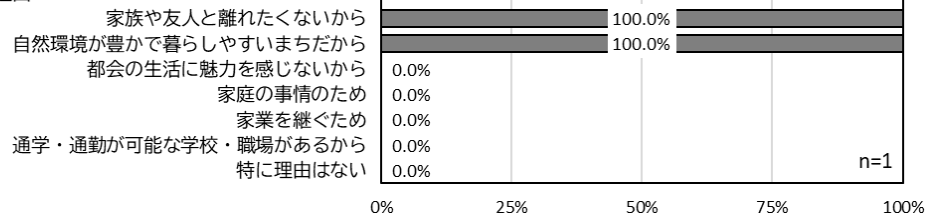


その理由は何ですか

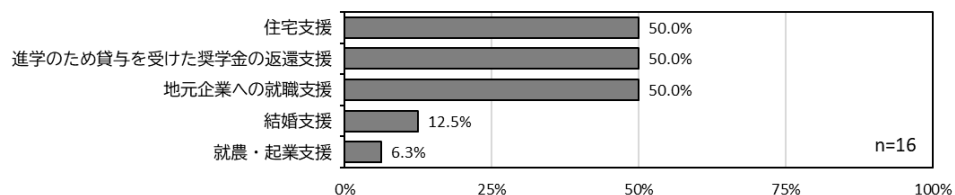
●矢祭町外の理由



●矢祭町内の理由



矢祭町を出て進学・就職後、矢祭町に戻って暮らすために
どんな支援があると良いと思いますか



(5) まちづくりの分野ごとと評価と重要度

2. 町民の意識

まちづくりの分野別に、矢祭町の現状と重要度について5段階評価を行っていただきました。

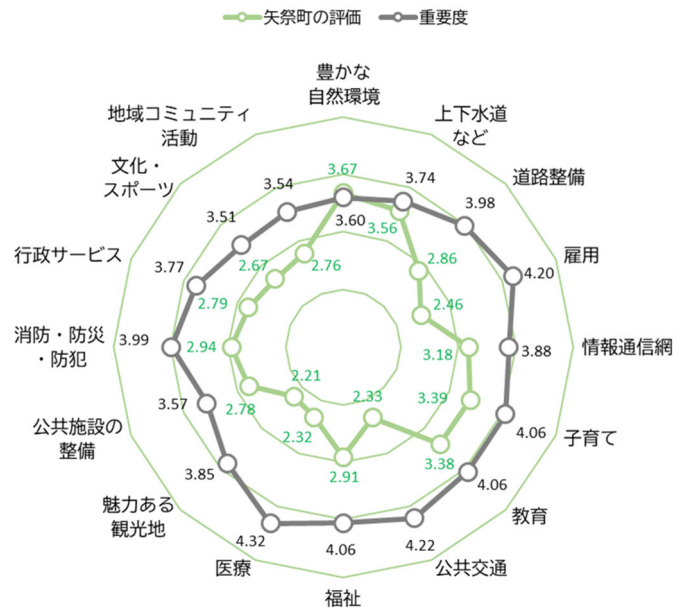
矢祭町の現状評価をみると

「豊かな自然環境」「上下水道など」「子育て」「教育」等が高くなっています。反対に、「魅力ある観光地」「医療」「公共交通」「雇用」等は低くなっています。

重要度の平均点は、「医療」「公共交通」「雇用」等が高くなっています。

重要度が高い分野の中で、評価が低い分野については、注視が必要と考えられ、「医療」「公共交通」「雇用」「魅力ある観光地」等が当てはまります。

矢祭町の住みやすさと今後のまちづくりで重要だと思うもの（5段階評価の平均点）



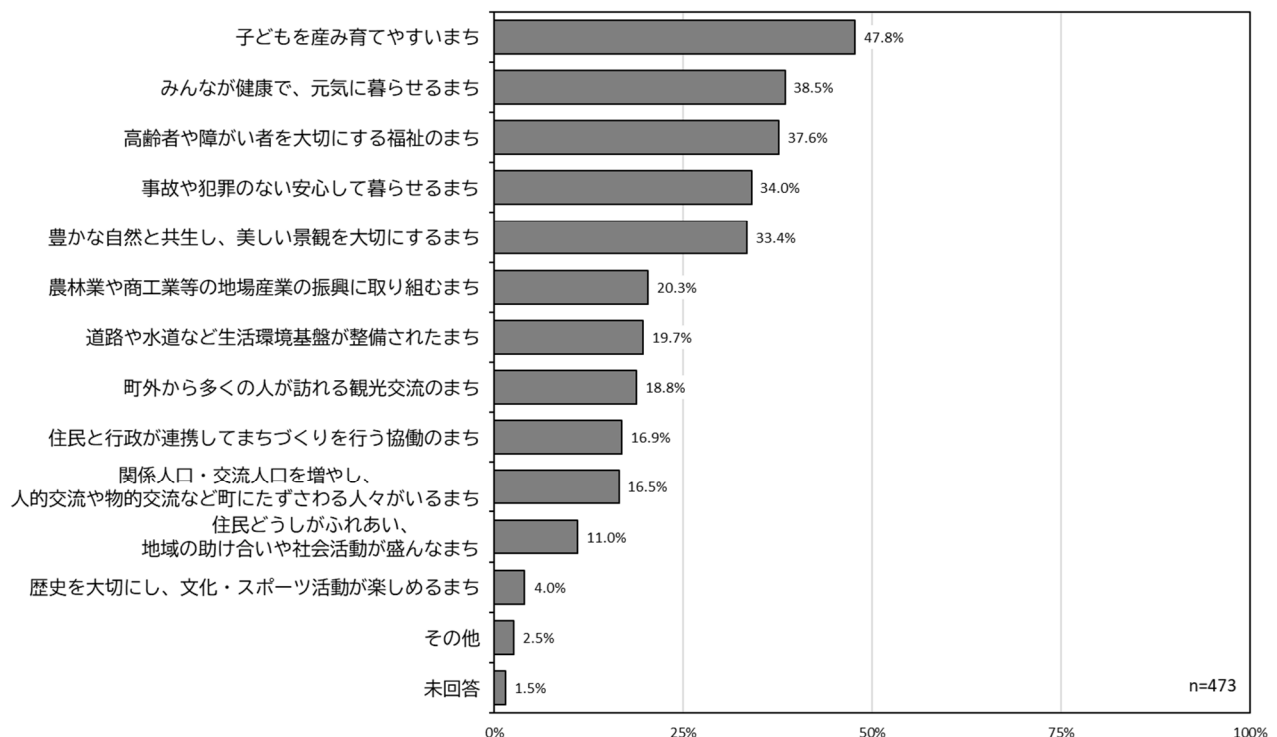
n=473

(6) 期待する将来の矢祭町の姿

2. 町民の意識

「子どもを産み育てやすいまち」が61.7%と最も多く、次いで「みんなが健康で、元気に暮らせるまち」が49.7%、「高齢者や障がい者を大切にする福祉のまち」が48.6%となっています。

矢祭町が将来どのような町になることを期待していますか



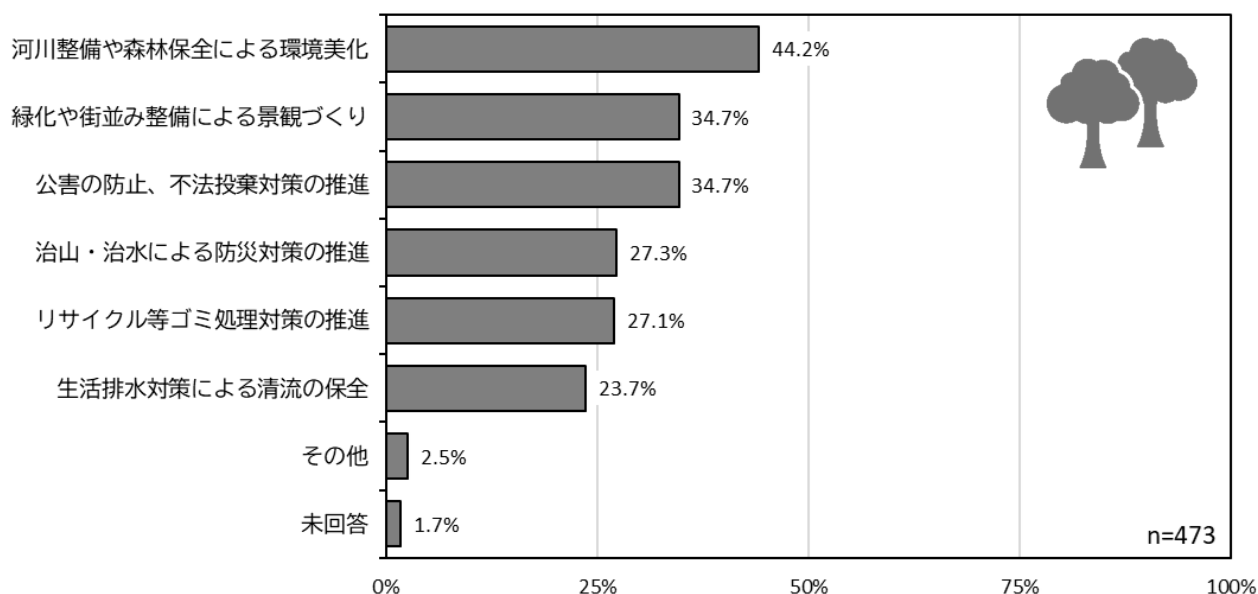
n=473

(7) 今後、重点をおくべき施策

自然環境分野

「河川整備や森林保全による環境美化」が44.2%と最も多く、次いで「緑化や街並み整備による景観づくり」「公害の防止、不法投棄対策の推進」が34.7%となっています。

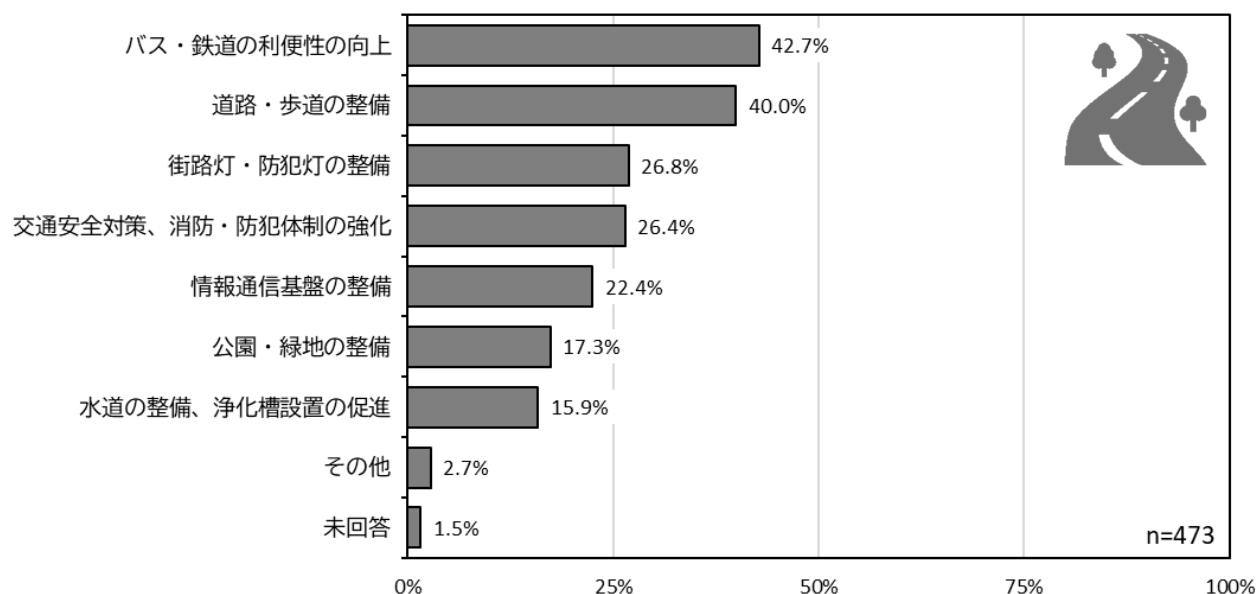
どの施策に重点を置くべきだと思いますか（自然環境分野）



生活基盤分野

「バス・鉄道の利便性の向上」が42.7%と最も多く、次いで「道路・歩道の整備」が40.0%となっています。

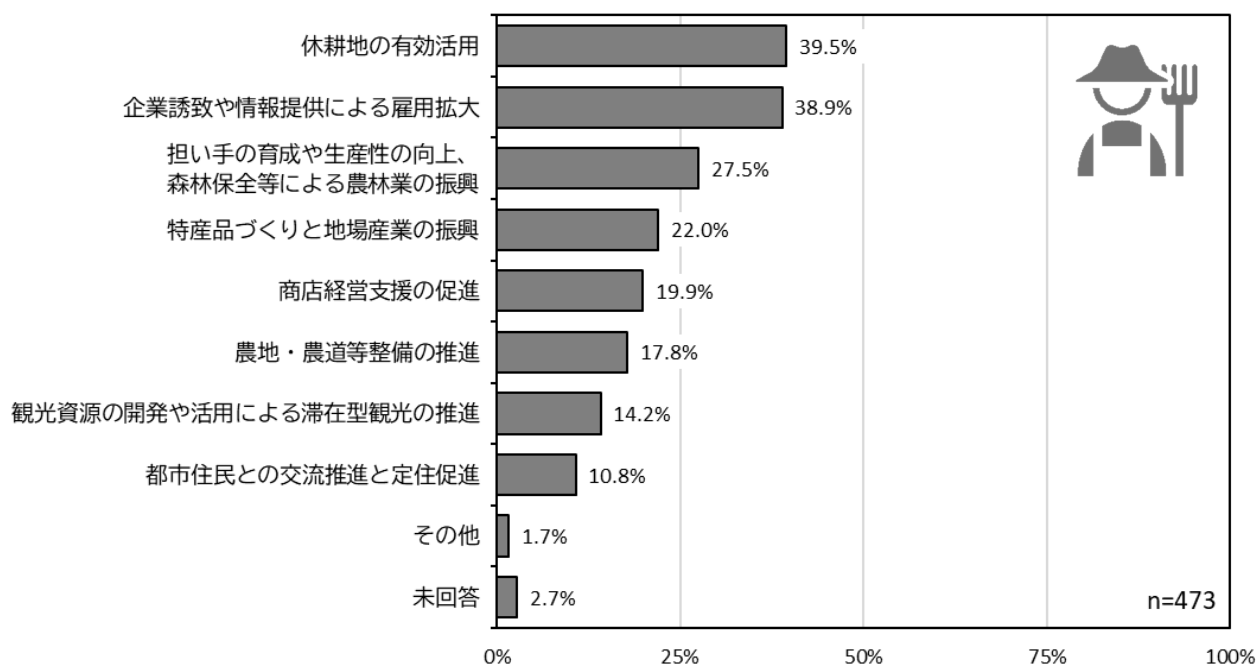
どの施策に重点を置くべきだと思いますか（生活基盤分野）



産業振興分野

「休耕地の有効活用」が39.5%と最も多く、次いで「企業誘致や情報提供による雇用拡大」が38.9%となっています。

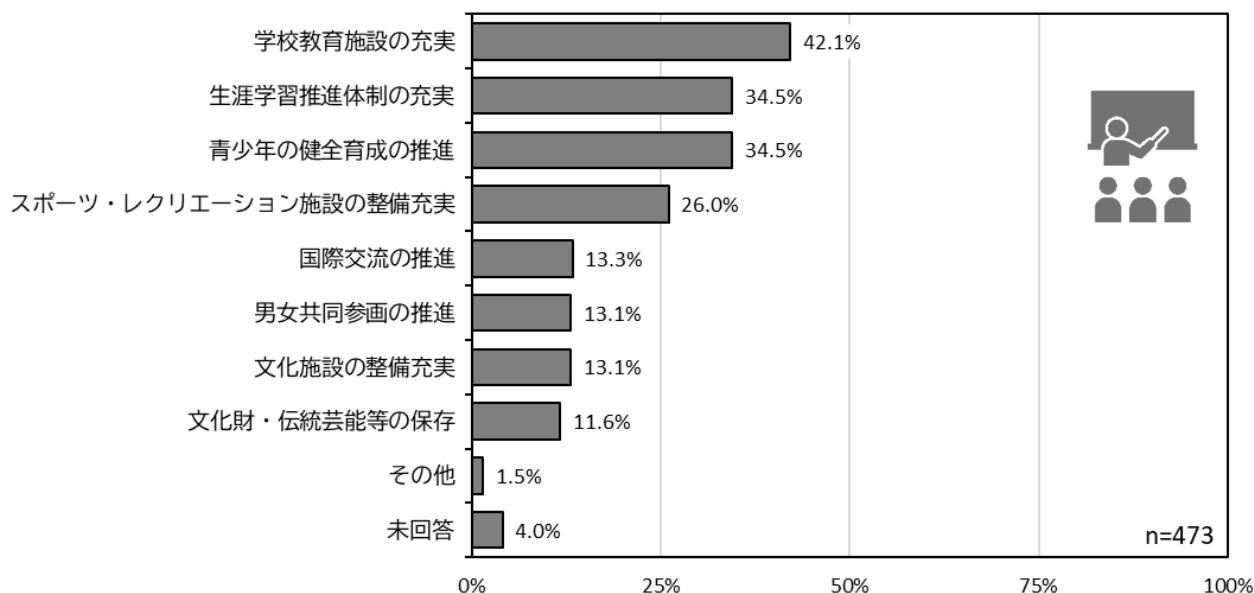
どの施策に重点を置くべきだと思いますか（産業振興分野）



教育・生涯学習分野

「学校教育施設の充実」が42.1%と最も多く、次いで「生涯学習推進体制の充実」「青少年の健全育成の推進」が34.5%となっています。

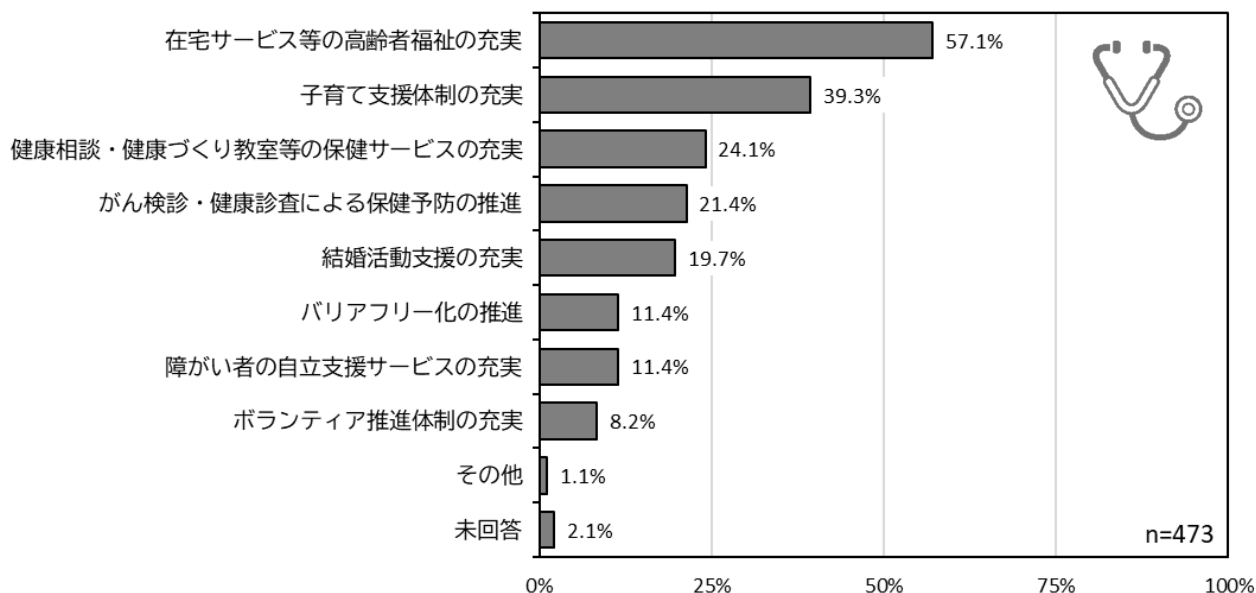
どの施策に重点を置くべきだと思いますか（教育・生涯学習分野）



健康福祉分野

「在宅サービス等の高齢者福祉の充実」が57.1%と最も多く、次いで「子育て支援体制の充実」が39.3%となっています。

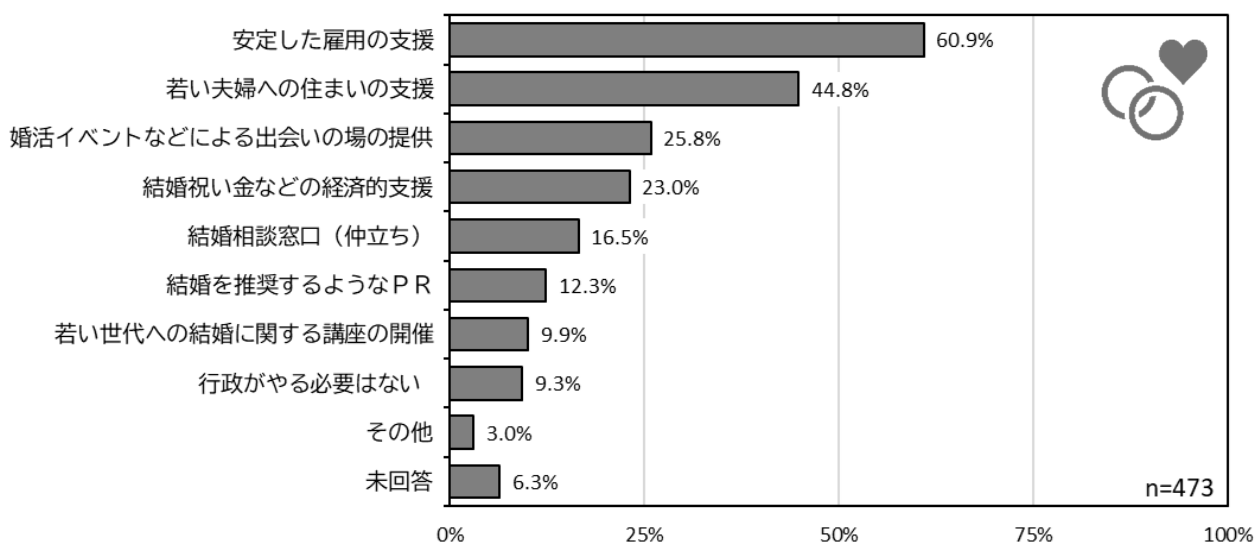
どの施策に重点を置くべきだと思いますか（健康福祉分野）



結婚支援策

「安定した雇用の支援」が60.9%と最も多く、次いで「若い夫婦への住まいの支援」が44.8%となっています。

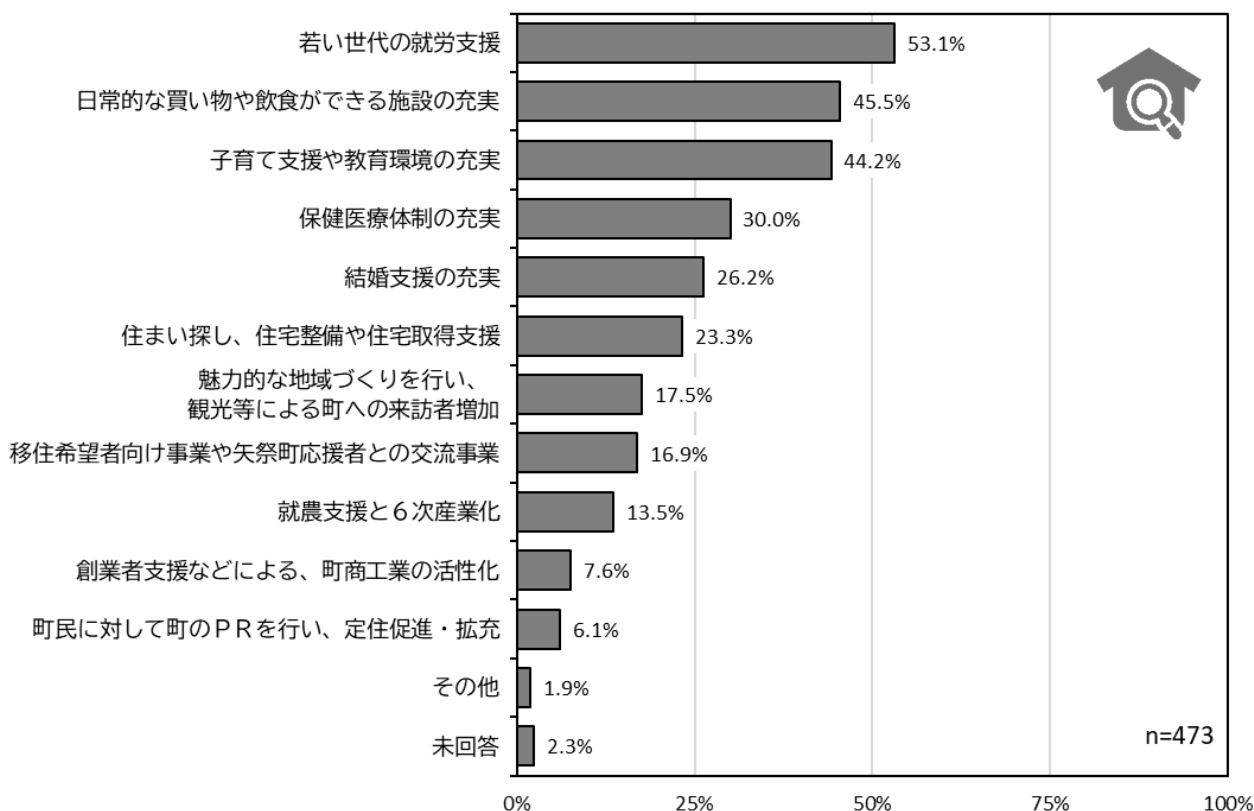
どの施策に重点を置くべきだと思いますか（結婚支援策）



移住者・関係人口増

「若い世代の就労支援」が53.1%と最も多く、次いで「日常的な買い物や飲食ができる施設の充実」が45.5%、「子育て支援や教育環境の充実」が44.2%となっています。

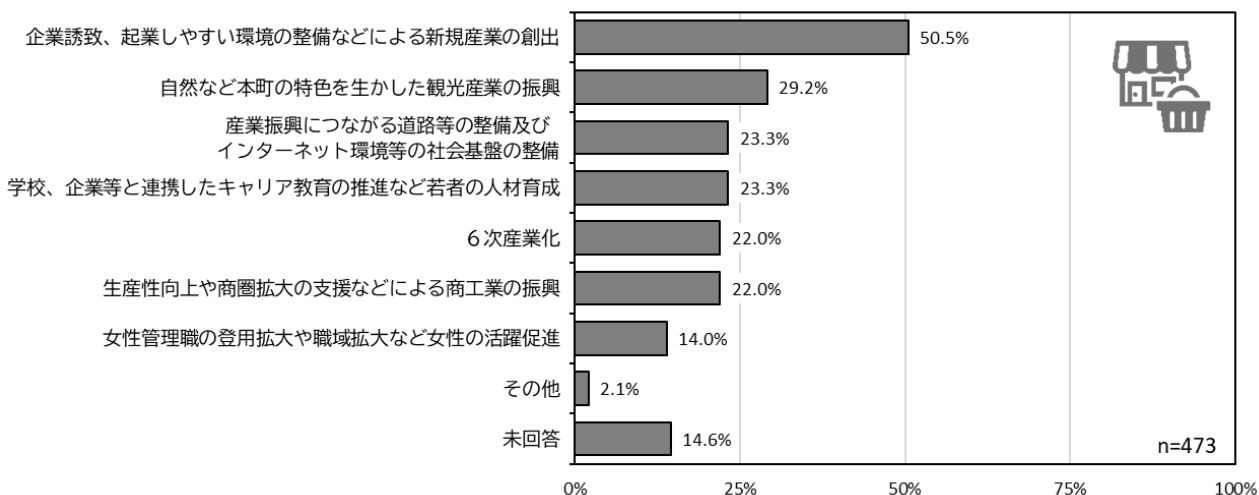
どの施策に重点を置くべきだと思いますか(移住者・関係人口増)



地域経済活性化

「企業誘致、起業しやすい環境の整備などによる新規産業の創出」が50.5%と最も多く、次いで「自然など本町の特色を生かした観光産業の振興」が29.2%となっています。

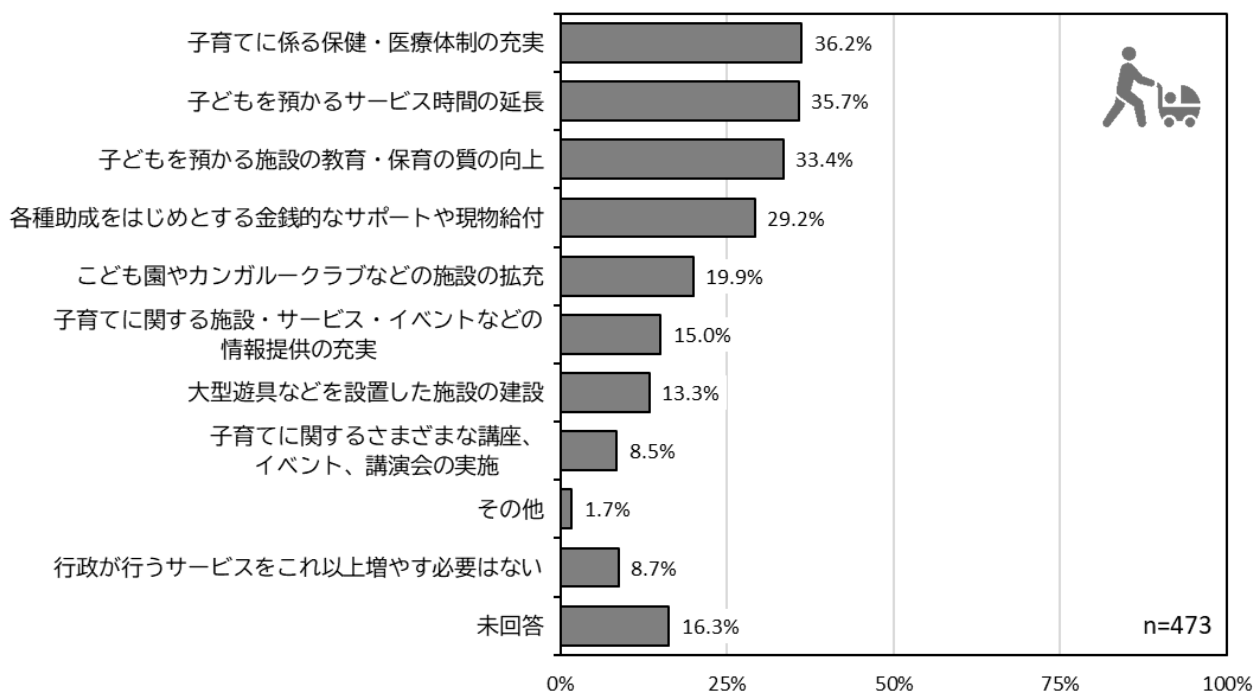
どの施策に重点を置くべきだと思いますか(地域経済活性化)



出産・育児

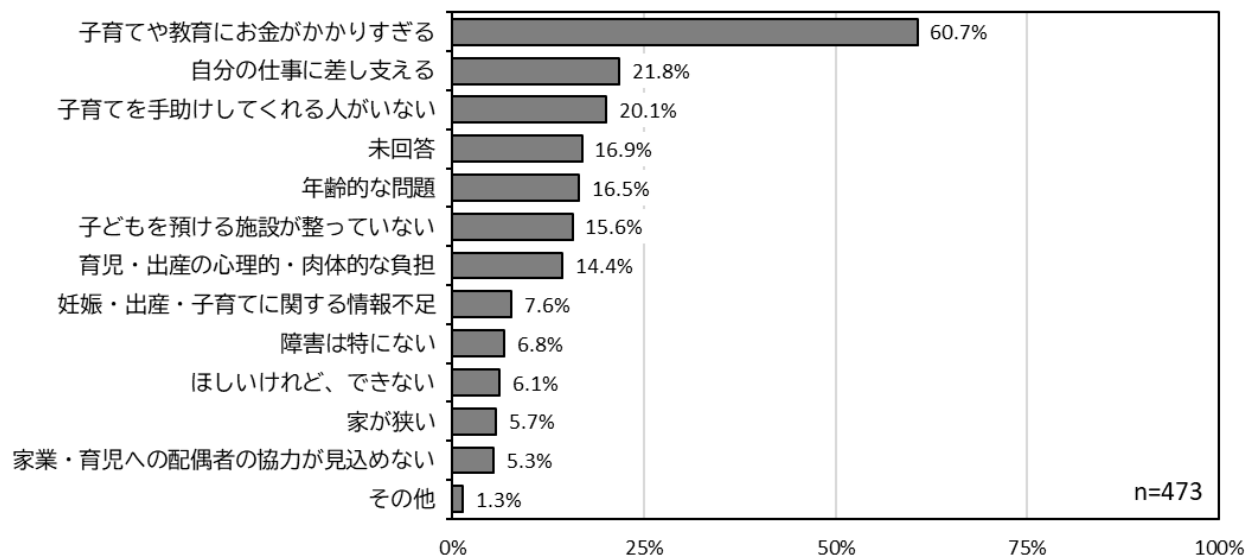
「子育てに係る保健・医療体制の充実」が36.2%と最も多く、次いで「子どもを預かるサービス時間の延長」が35.7%、「子どもを預かる施設の教育・保育の質の向上」が33.4%となっています。

どの施策に重点を置くべきだと思いますか（出産・育児）



理想的な子どもの数を実現するために障害となる（なりそうな）ことは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が60.7%と最も多くなっています。

理想的な子どもの数を実現するために 障害となる（なりそうな）ことは何ですか

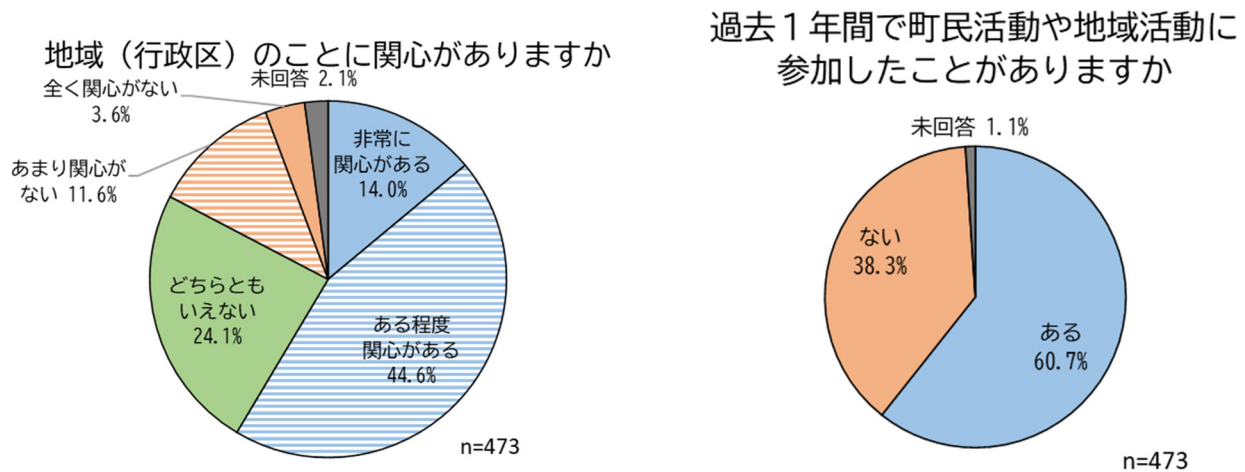


(8) 協働まちづくり

2. 町民の意識

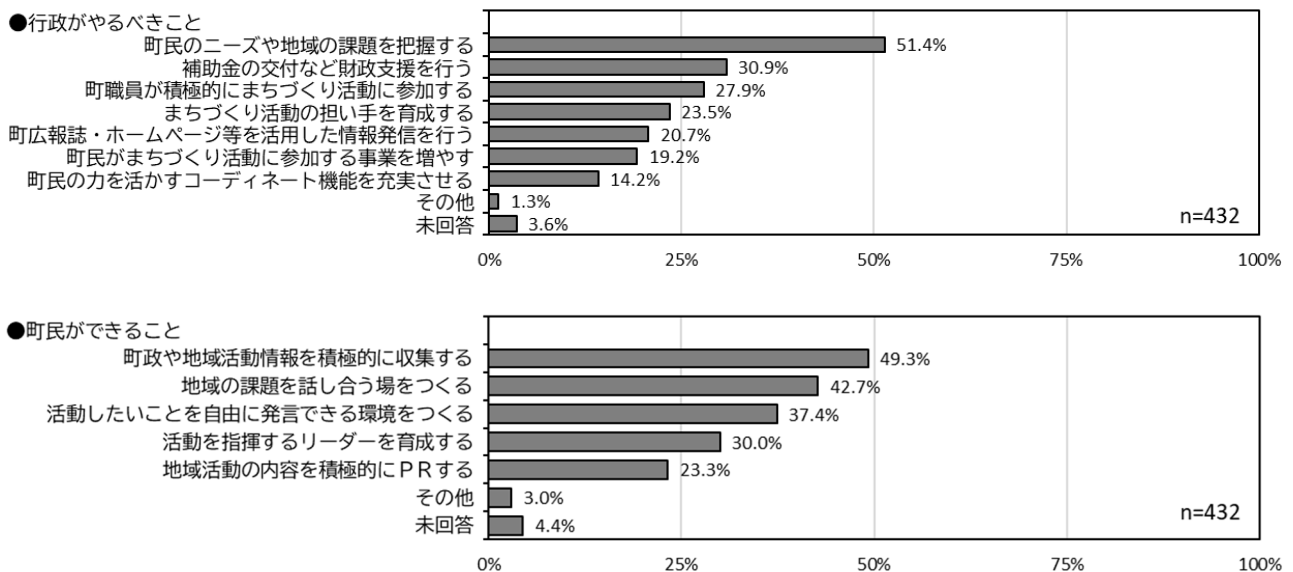
地域（行政区）については、「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた『関心がある』は58.6%となっており、「あまり関心がない」と「全く関心がない」を合わせた『関心がない』の15.2%を大きく上回っています。

過去1年に地域活動へ参加したことが「ある」が60.7%となっており、「ない」の38.3%を上回っています。



より良いまちづくりを進めていくために行政がやるべきことは「町民のニーズや地域の課題を把握する」が最も多く、51.4%となっています。町民ができることは「町政や地域活動情報を積極的に収集する」が最も多く、49.3%となっています。

より良いまちづくりを進めていくために特に重要なこと

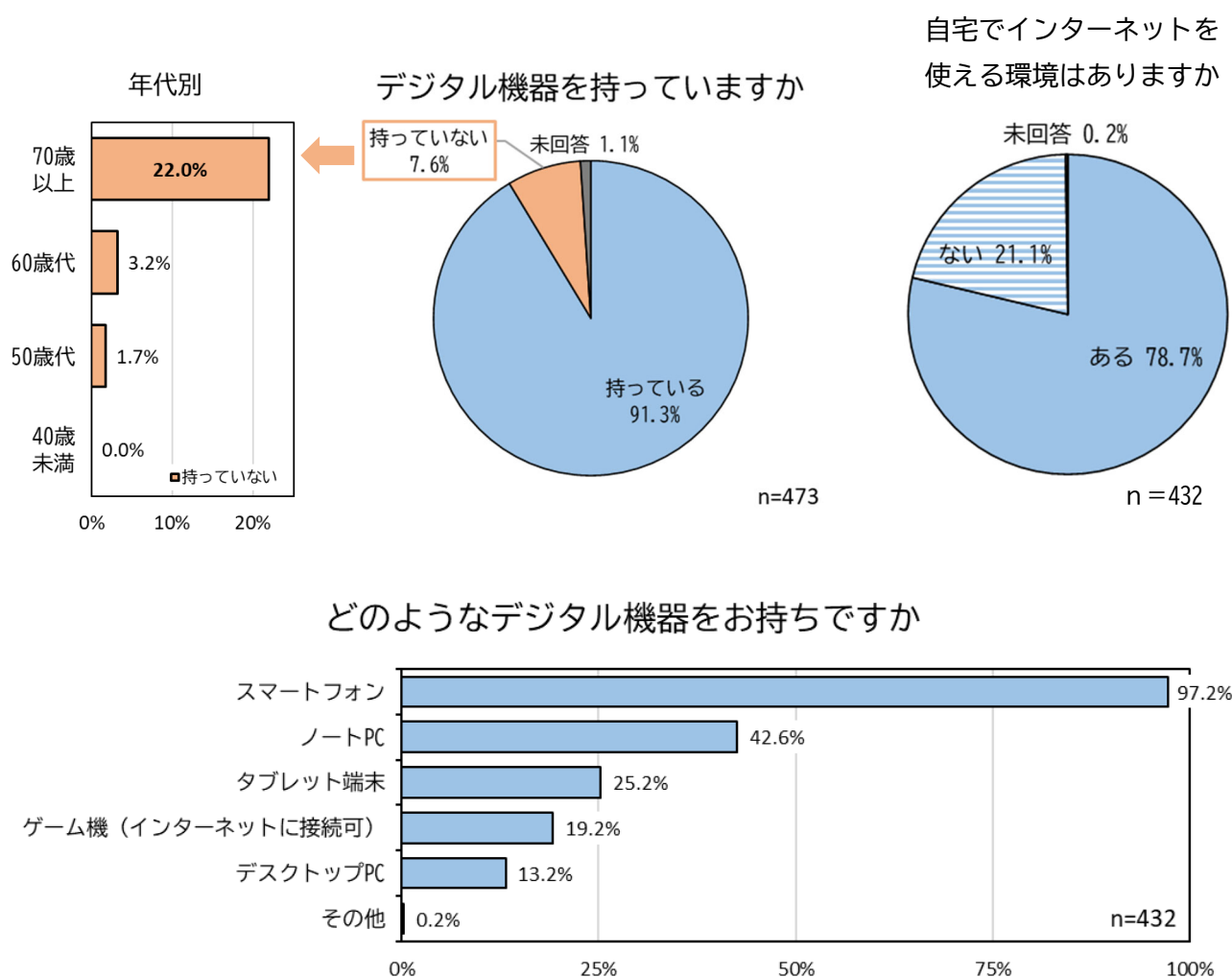


(9) デジタル機器の利用状況

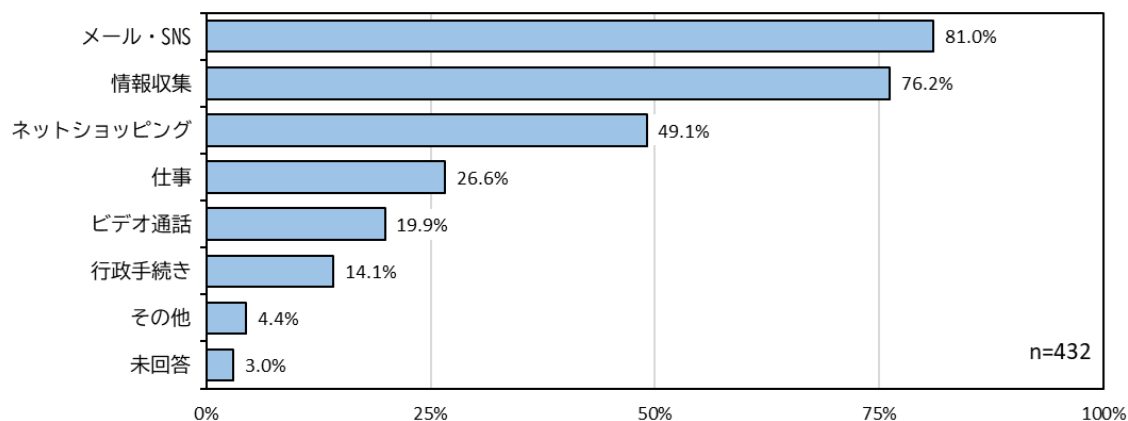
デジタル機器を「持っている」が91.3%、「持っていない」が7.6%となっています。年齢が上がるにつれ、所持率は下がる傾向にありますが、60歳代まではほぼ全員が持っている状態で、70歳以上になると77.3%となっています。

所持している機器としては「スマートフォン」が97.2%と最も多く、次いで「ノートPC」が42.6%となっています。「持っている」方の自宅の78.7%にインターネット環境があります。

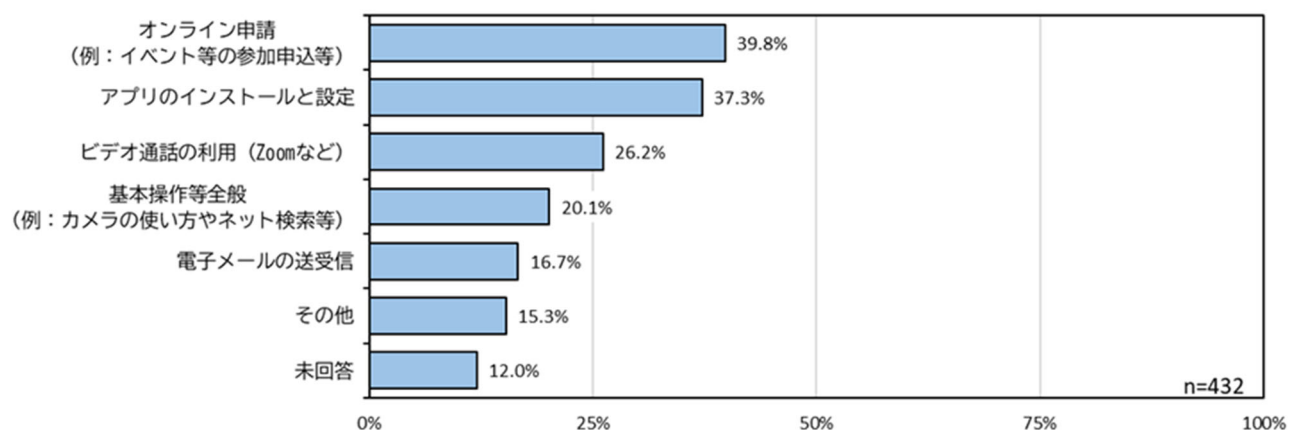
利用目的は「メール・SNS」が81.0%と最も多く、次いで「情報収集」が76.2%、「ネットショッピング」が49.1%となっています。できなかったり、不安に感じたりする操作は「オンライン申請」が最も多く、39.8%となっています。



どのような目的で利用していますか

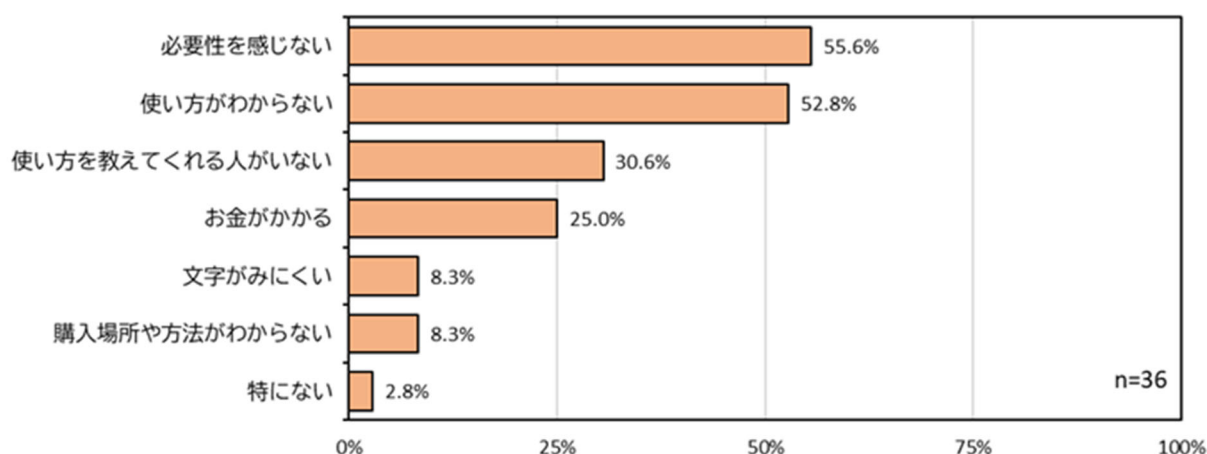


できなかったり、不安に感じたりする操作はありますか



デジタル機器を持っていない理由としては、「必要性を感じない」が55.6%と最も多く、次いで「使い方がわからない」が52.8%となっています。

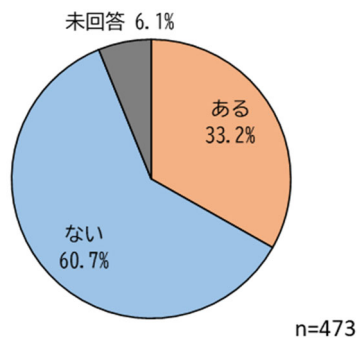
デジタル機器をお持ちでない理由は何ですか



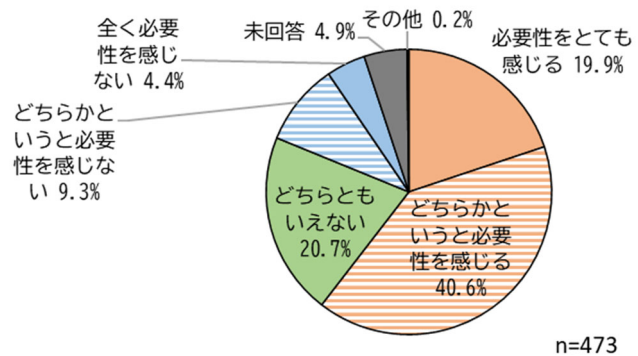
デジタル機器に関する困りごとが発生したことが「ある」が33.2%となっています。
 困りごとが発生した際の対処方法は「家族に聞く」が53.5%と最も多く、次いで「友人・知人に聞く」が45.2%、「自分で調べる」が43.9%となっています。

デジタル関連で困った時に頼れる人や場所などの必要性については、「必要性をとても感じる」と「どちらかというとも必要性を感じる」を合わせた『必要性を感じる』は60.5%となっており、「どちらかというとも必要性を感じない」と「全く必要性を感じない」を合わせた『必要性を感じない』の13.7%を大きく上回っています。

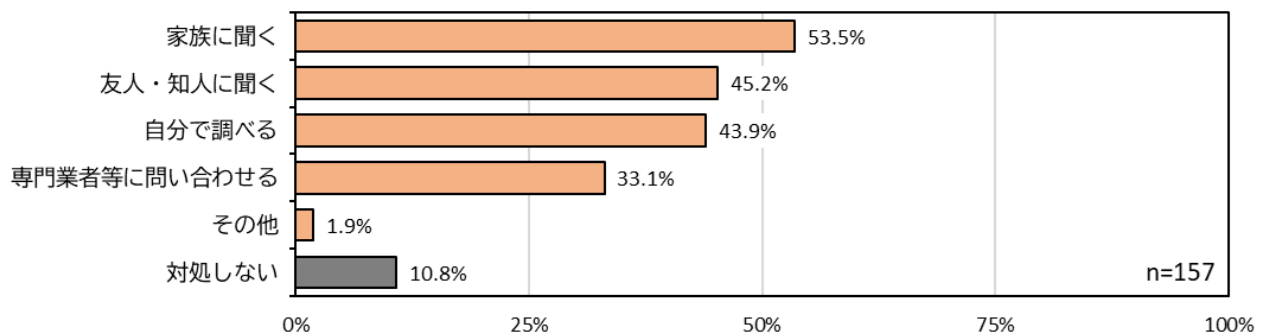
デジタル機器に関する困りごとが発生したことがありますか



デジタル関連で困った時に頼れる人や場所などの必要性についてどのように思いますか

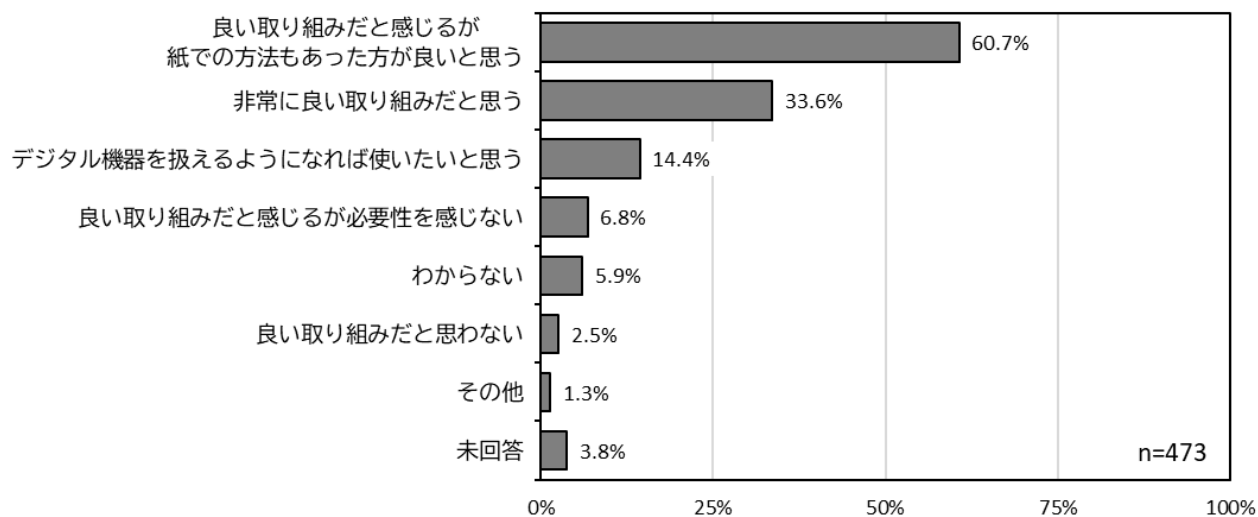


困りごとが発生した際にどのように対処していますか



「良い取り組みだと感じるが紙での方法もあった方が良いと思う」が60.7%と最も多く、次いで「非常に良い取り組みだと思う」が33.6%となっています。

行政手続きのオンライン化に対してどのように思いますか

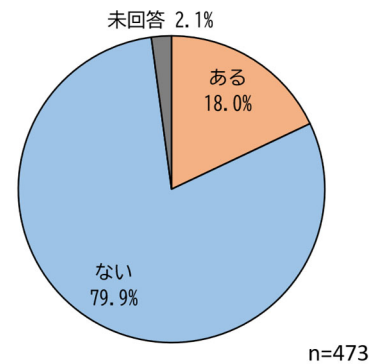


移動手段に困ることが「ある」が18.0%となっています。

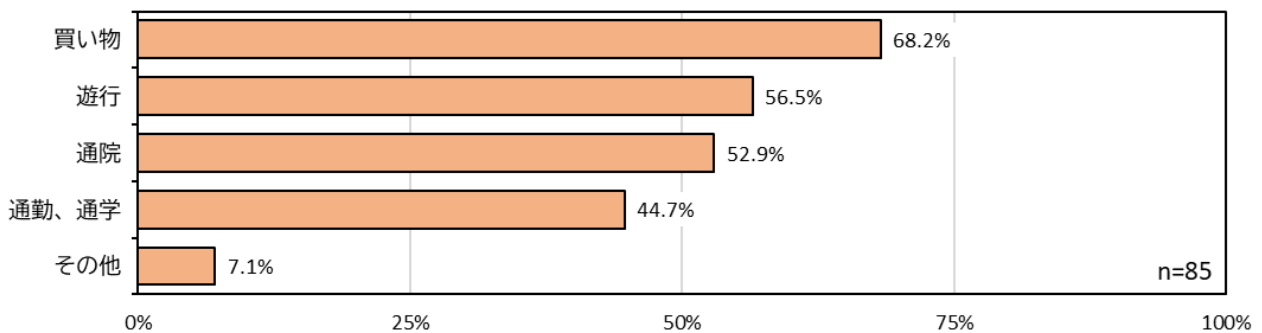
困っている方の移動目的は、「買い物」が68.2%と最も多く、次いで「遊行」が56.5%、「通院」が52.9%、「通勤、通学」が44.7%となっています。

困っている方の解決方法は、「外出時間に対応できる交通本数」が77.6%と最も多く、次いで「自宅近くから乗れる気軽さ」が52.9%となっています。

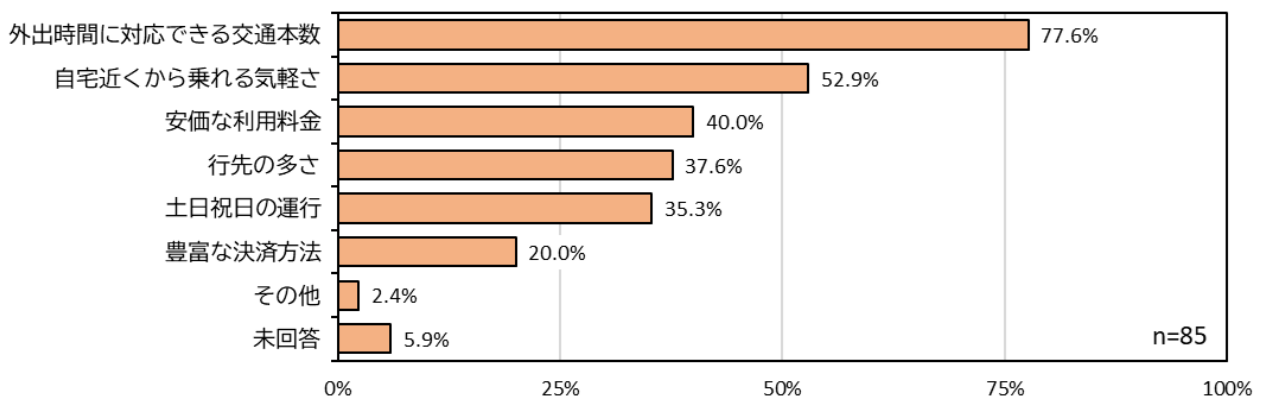
移動手段に困ることがありますか



移動の目的は何ですか



解決方法として挙げられるもの

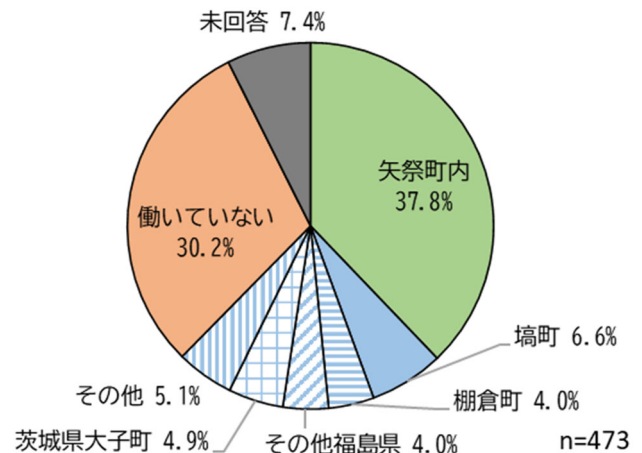


現在の就労状況は、「矢祭町内」が37.8%、「町外」が合わせて24.5%、「働いていない」が30.2%となっています。

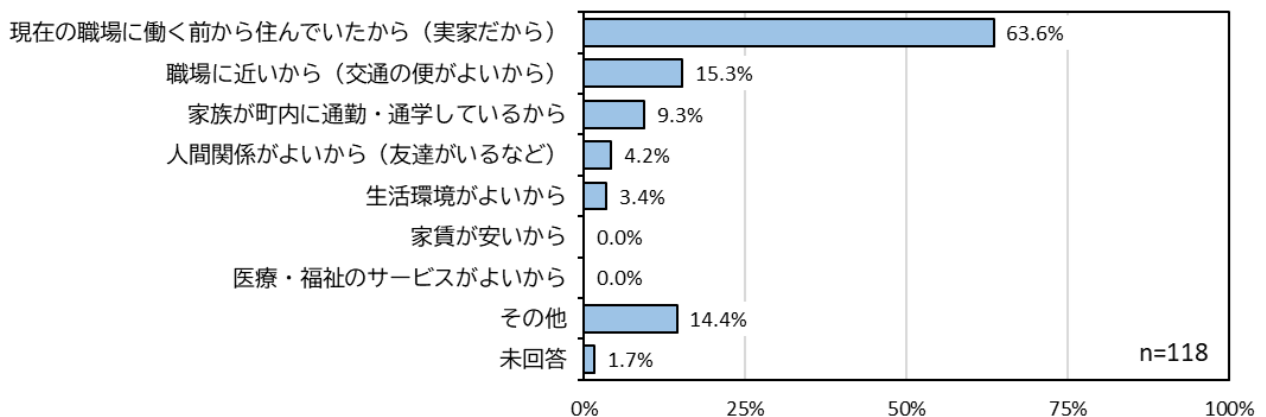
町外に働いている方の理由は、「現在の職場に働く前から住んでいたから（実家だから）」が最も多く、63.6%となっています。

働いていない理由は、「家庭の方針・学業や家事等に専念したい」が最も多く、23.8%となっています。

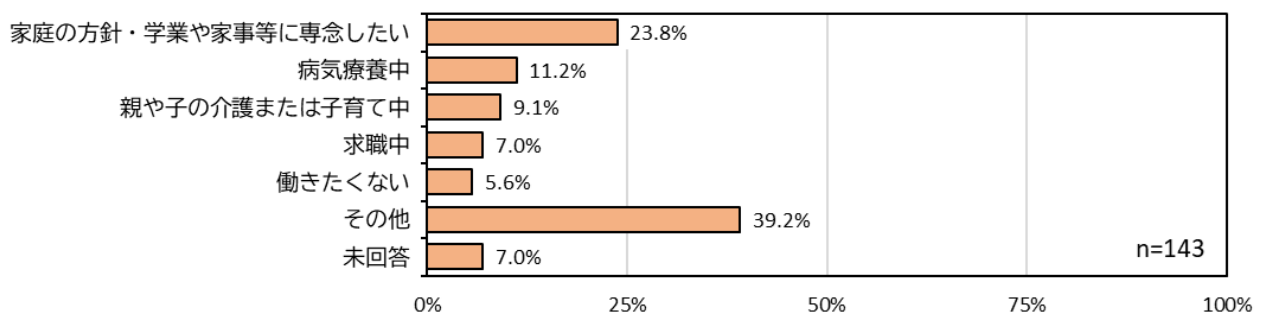
現在どこで働いていますか



現在働いている場所と異なる矢祭町に住んでいる理由は何ですか



働いていない理由は何ですか



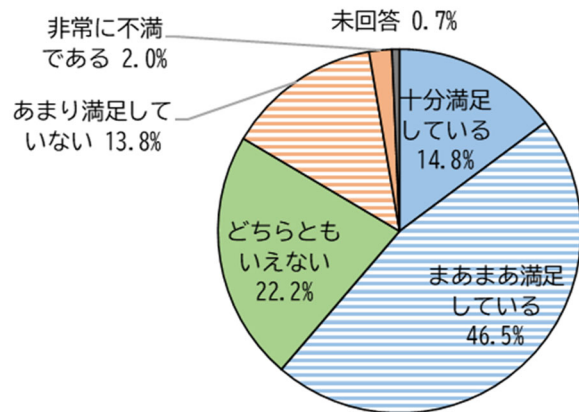
(14) 仕事の状況

2. 町民の意識

現在の仕事への満足度は「十分満足している」と「まあまあ満足している」を合わせた『満足している』が61.3%となっており、「あまり満足していない」と「非常に不満である」を合わせた『満足していない』の15.8%を上回っています。

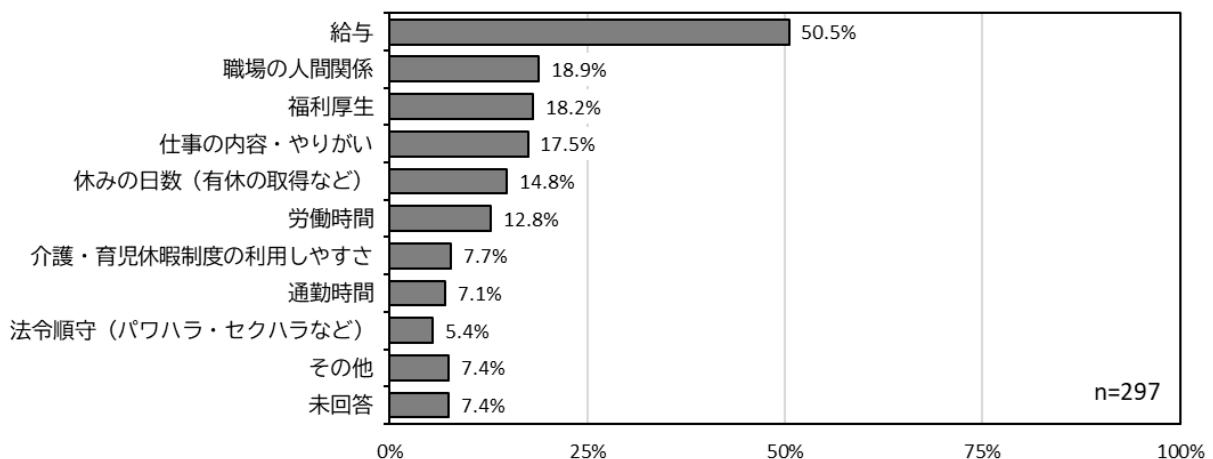
改善してほしい点は、「給与」が50.5%と最も多くなっています。

現在の仕事に満足していますか



n=297

現在働いている環境で改善してほしい点は何ですか



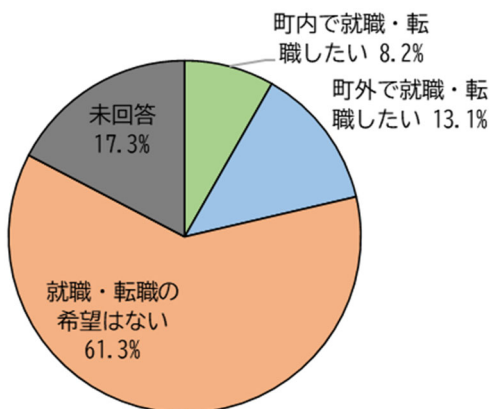
n=297

(15) 就職・転職の希望

2. 町民の意識

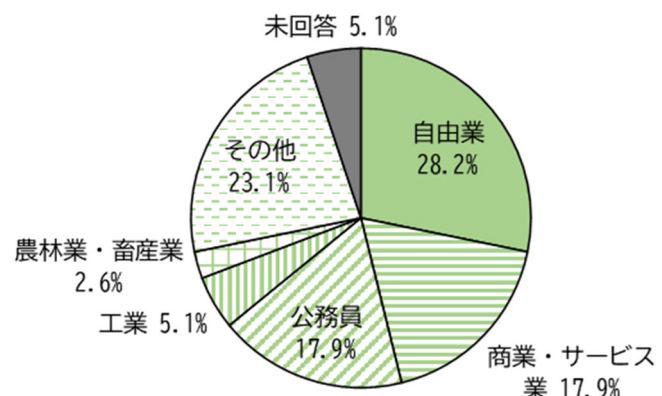
「町内で就職・転職したい」が8.2%、「町外で就職・転職したい」が13.1%となっています。町内で就職・転職する場合に希望する分野は、「自由業」が最も多く、28.2%となっています。

今後、新しく就職・転職の希望はありますか



n=473

町内で就職・転職する場合、どの分野の仕事を希望しますか



n=39

第5章 基本構想

1. 矢祭町の将来像

豊かな自然の中で子どもたちがのびのびと育ち、地域に見守られながら安心して子育てができ、そして、高齢になっても安心して住み続けられるようなまちを目指します。

また、矢祭町に住む誰もがいきいきと活躍し、心豊かに生活を送れるようなまちを目指します。

さらに、町民一人一人の主体性を活かした、助け合って支え合えるまちづくりとみんなで創り上げる協働のまちづくりを進めていきます。

これらのまちづくりに向けた考え方を踏まえ、本計画では

すてきな未来を みんなでつくる やまつりまち

を矢祭町の将来像として掲げます。

そして、その将来像の実現に向けた様々な取り組みを推進していきます。

2. まちづくりの基本理念

「矢祭町自治基本条例」で定められた本町の郷土づくりの基本方向は、恵まれた自然環境の中で夢をもって子育てができ、元気な子供の声が聞こえる町づくりと、社会のために尽くしてきたお年寄りが尊敬され、大事にされ、安心して生きていける町づくりです。

このまちづくりの実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を「まちづくりの基本理念」として以下のように定め、取り組みの推進を図ります。

1. 郷土を愛し、次世代へつなぐまちづくり

美しい自然環境や歴史・文化などの郷土の魅力、先人の知恵とたゆまぬ努力の賜物を継承し、郷土への誇りと愛着を育みながら、持続可能なまちづくりを目指します。

2. 新たな価値を創造し、未来への発展を目指すまちづくり

社会情勢の変化に対応し、ICT（情報通信技術）などの新たな技術を積極的に活用しながら、地域資源を活かした産業の振興や新たな生活環境の整備を進め、未来志向の発展を目指します。

3. 共助・協働の精神を育み、多様な主体が活躍するまちづくり

人口減少や少子高齢化、頻発する自然災害など、地域社会を取り巻く課題に対応するため、行政、町民、企業、団体などの多様な主体が、それぞれの役割を認識し、連携・協働する「共助・協働」により、誰もが住みたい、戻ってきたいと思うまちづくりを目指します。

3. 今後のまちづくりに向けた重点目標

本町を取り巻く社会経済動向の変化や、本町が持つ強み・弱みを十分に踏まえつつ、本町の可能性を最大限に引き出し、次世代に誇りと自信を持って継承するため、まちづくりの重点目標を以下のように設定し、推進します。

1 協働のまちづくりの推進と町民と行政の関係性の深化

本町のまちづくりの推進には、行政だけでなく、町民及び自治組織等が積極的に主体となって行う、町民との協働のまちづくりが不可欠です。

協働のまちづくりの推進に向け、情報共有や町民参加機会の充実等を行い、町民と行政が密接に連携して取り組んでいく必要があります。

2 未来にはばたく子どもが育つ地域づくりの推進

I C T技術が飛躍的に向上する中、Society5.0時代を生きる子どもたちのための、教育におけるI C Tを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められています。環境整備も含め、次世代を担う子どもたちの教育の充実に取り組むことは重要です。

また、本町で安心して子どもを産み育てられるよう、地域であたたかく見守り・支える環境を充実させる必要があります。

3 助け合いながら、いつまでも健やかに暮らせるまちづくりの推進

「地域共生社会」の実現に向けた、町民や地域の多様な主体の参画を推進し、地域に暮らす誰もが住み慣れた場所でいつまでも安心して暮らせる地域の構築は重要です。

また、地域で暮らす誰もが、健康で心身ともに健やかな毎日を送ることができるよう、一人一人のライフステージに合わせた健康づくりを推進する必要があります。

4 安全・安心のまちづくり、快適な生活環境づくりの推進

自然災害による被害、交通事故や犯罪の発生、感染症の流行といった脅威に対応し、安全・安心な暮らしを確保することは重要です。

そのためには、持続可能なインフラ整備、道路橋梁等の長寿命化等の効率的な取り組みや、良好な居住環境の形成や安定した水環境の保全を行う等、快適な生活環境づくりへの取り組みが必要となります。

5 地域の魅力を活かした産業の振興

本町が持つ、先人から大切に受け継がれてきた多彩な文化・地域資源を活用し、町の魅力を広く情報発信することで、本町の魅力増進に取り組み、既存の産業の振興や新しい産業の創出に繋げ、地域の活性化を行うことは重要です。

一方で、伝統工芸や祭りに代表される地域の伝統文化の灯が消えかねないという切実な問題があります。ふるさと納税等を活用した外部からの支援・応援や地域外の人財の活用は極めて重要です。

6 地域を愛する人材の育成、郷土教育の推進

地域の活性化に向けた、郷土愛に富んだ起業家精神のある人材の育成、地域の活性化につながるプロジェクトにおけるリーダー的な人材の育成に努め、高校生・大学生などの若い力を活用した地域再生の活動を支援する必要があります。

また、子どもの頃からの郷土教育は郷土愛の育成に効果的であり、定住促進やリターン促進に繋がるため、重要な取り組みです。

第6章 基本計画

1. 基本計画の位置づけ

基本計画は、「まちのあるべき姿（基本構想）」の実現に向け、行政分野別に、まちづくりの目標やその実現に向けた施策を掲げ、今後、具体的な事業を推進していくための指針となるものです。

2. 基本計画の計画期間

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

3. 基本計画の構成

基本計画では、以下に示すまちづくりの主たる分野ごとに将来像の実現に向けて取り組む今後の施策を記載します。

本町における課題解決に向け、地域の特性を最大限に活かしながら、

「対話と共創のまちづくり」

「文化向上にICTを駆使した、広い世界と繋がる教育環境づくり」

「子どもから大人まで誰もが幸せに暮らせるまちづくり」

「安全・安心に暮らし続けられるまちづくり」

「快適さと利便性をもつまちづくり」

「賑わいを生む、ここにしかない魅力あるまちづくり」

という6つの施策を着実に推進していきます。

(1) 対話と共創のまちづくり

先人から受け継いだ郷土をより良い形で次世代へ引き継ぐため、健全な財政基盤とデジタル技術等の活用を両輪とし、町民の皆様と共に歩むまちづくりを推進します。

また、適切な行政運営も含めた、共助の地域づくりに取り組みます。

(2) 文化向上にICTを駆使した、広い世界と繋がる教育環境づくり

多世代交流を促進し地域全体で子育てする環境づくりを推進します。また、ICT技術を活用し、矢祭町に留まらず世界へ羽ばたく教育環境の整備をハード・ソフトの両面から支援します。

さらに、町民が生涯にわたってさまざまな学習・スポーツ活動に取り組み、地域において心豊かに生きがいを持って暮らせる環境づくりを目指します。

(3) 子どもから大人まで誰もが幸せに暮らせるまちづくり

町民一人一人が健康で幸せに暮らせるまちであり続けるため、子どもを安心して産み育てることができる環境づくり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくり、町民同士が支え合い幸せを実感できるまちづくりを推進します。

(4) 安全・安心に暮らし続けられるまちづくり

環境に配慮した施策の充実に取り組み、矢祭町が誇る豊かな自然環境を守り、暮らし続けたいまちづくりの推進を図ります。

また町民の生命や財産を守るため、迅速な対応ができるよう、防犯・防災体制を整え、安全で安心なまちをつくる安全対策の充実を図ります。

(5) 快適さと利便性をもつまちづくり

町民が利便性を享受し、快適に生活できる道路ネットワークの形成を図るため、幹線道路、身近な生活道路の効果的な整備を推進します。

また、快適で健康的に暮らすことができる良好な生活基盤を整備したまちづくりを推進します。

(6) 賑わいを生む、ここにしかない魅力あるまちづくり

持続可能な農林業の構築や地域に根ざした商工業の振興による地域経済の活性化を図り、安定した雇用の場と賑わいのあるまちづくりを目指します。また、まちの魅力増進に向けた取り組みを進め、観光振興と移住・定住促進に繋がります。

すてきな未来を
みんなでつくる やまつりまち

基本理念1

郷土を愛し、
次世代へつなぐ
まちづくり

基本理念2

新たな価値を創造し、
未来への発展を目指す
まちづくり

基本理念3

共助・協働の精神を育み、
多様な主体が活躍する
まちづくり

今後のまちづくりに向けた重点目標

- 1 協働のまちづくりの推進と町民と行政の関係性の深化
- 2 未来にはばたく子どもが育つ地域づくりの推進
- 3 助け合いながら、いつまでも健やかに暮らせるまちづくりの推進
- 4 安全・安心のまちづくり、快適な生活環境づくりの推進
- 5 地域の魅力を活かした産業の振興
- 6 地域を愛する人材の育成、郷土教育の推進

基本・実施計画

行財政分野

1. 対話と共創のまちづくり

- (1) 行政運営 (2) 行財政改革 (3) D X推進 (4) 町民参加と協働
- (5) 広域行政

教育・生涯学習分野

2. 文化向上に I C T を駆使した、広い世界と繋がる教育環境づくり

- (1) 幼児教育 (2) 学校教育 (3) 生涯教育・青少年育成
- (4) 文化・スポーツ

保健・福祉分野

3. 子どもから大人まで誰もが幸せに暮らせるまちづくり

- (1) 健康づくり (2) 結婚支援 (3) 母子健康 (4) 児童福祉
- (5) 高齢者福祉 (6) 障がい者福祉 (7) 地域福祉

生活環境分野

4. 安全・安心に暮らし続けられるまちづくり

- (1) 環境衛生 (2) 消防・救急 (3) 防犯 (4) 防災 (5) 交通安全

生活基盤分野

5. 快適さと利便性をもつまちづくり

- (1) 道路・橋梁・河川 (2) 水道 (3) 住宅 (4) 交通
- (5) 情報通信 (6) 市街地活性化・交流拠点づくり

産業・雇用分野

6. 賑わいを生む、ここにしかない魅力あるまちづくり

- (1) 農林業 (2) 商工業 (3) 観光 (4) 雇用 (5) 移住・定住

第7章 実施計画

1. 行財政分野～対話と共創のまちづくり～

行財政分野

1. 対話と共創のまちづくり

- (1) 行政運営 (2) 行財政改革 (3) DX推進 (4) 町民参加と協働
- (5) 広域行政

教育・生涯学習分野

2. 文化向上にICTを駆使した、広い世界と繋がる教育環境づくり

- (1) 幼児教育 (2) 学校教育 (3) 生涯教育・青少年育成
- (4) 文化・スポーツ

保健・福祉分野

3. 子どもから大人まで誰もが幸せに暮らせるまちづくり

- (1) 健康づくり (2) 結婚支援 (3) 母子健康 (4) 児童福祉
- (5) 高齢者福祉 (6) 障がい者福祉 (7) 地域福祉

生活環境分野

4. 安全・安心に暮らし続けられるまちづくり

- (1) 環境衛生 (2) 消防・救急 (3) 防犯 (4) 防災 (5) 交通安全

生活基盤分野

5. 快適さと利便性をもつまちづくり

- (1) 道路・橋梁・河川 (2) 水道 (3) 住宅 (4) 交通
- (5) 情報通信 (6) 市街地活性化・交流拠点づくり

産業・雇用分野

6. 賑わいを生む、ここにしかない魅力あるまちづくり

- (1) 農林業 (2) 商工業 (3) 観光 (4) 雇用 (5) 移住・定住

施策分野	主な具体的施策
(1) 行政運営	広報広聴業務の充実 P. 58
	計画的な職員採用 P. 58
	職員研修の充実 P. 58
	複合施設整備事業 P. 59
(2) 行財政改革	滞納整理の強化 P. 60
	財務 4 表の活用 P. 60
	行財政改革の促進 P. 60
(3) D X 推進	デジタルデバイト対策事業 P. 62
	デジタル相談室整備事業 P. 62
	こども ICT アドバイザー育成事業 P. 63
	町公式アプリ整備事業 P. 63
(4) 町民参加と協働	町政懇談会の開催 P. 64
	町民協働によるまちづくりの推進 P. 64
	地域活動支援助成金交付事業 P. 64
	ゆめ活ポイント還元事業 P. 64
	21. ふるさと人づくり事業（文化講演会の開催） P. 64
(5) 広域行政	東白川衛生組合（ごみ処理、し尿処理、火葬事業） P. 66
	八溝山周辺地域定住自立圏推進協議会 P. 66
	しらかわ地域定住自立圏推進協議会 P. 66
	白河地方広域市町村圏整備組合 P. 66

(1) 行政運営

現状と課題

- ①町民の行政に対するニーズは多種多様化しており、町民と行政が行政課題を共有し、役割と責任を分かち合い、相互に連携し協力して協働のまちづくりを進めることが必要となっています。
行政運営について理解と協力を得るため、広報広聴業務の充実が求められています。
- ②行政課題に迅速かつ的確に対応できる人材の育成も必要となっています。
- ③現役場庁舎は、建設から半世紀以上が経過し、庁舎機能の根幹に関わる様々な諸課題を抱えており、安心・安全な地域住民の暮らしを守る拠点としては、不安が解消されておらず、庁舎の建て替えが求められています。

施策の方向性

1. 住民視点の行政運営と透明性の向上

町民の立場に立ち、常に質の高い行政サービスを提供することを組織の根幹に据えます。イベント情報や財政状況を「わかりやすく」、「タイムリー」に可視化し、町民との相互理解に基づいた信頼の行政運営を行います。また、町外との連携も積極的に図ることで、地域の魅力を戦略的にPRします。

主な具体的施策	対応する現状と課題
広報広聴業務の充実	①

2. 変化に対応する「動的人員」の確保と組織力の強化

多様化する行政課題へ迅速かつ的確に対応するため、機動力のある組織体制を構築します。県の合同採用説明会等を最大限に活用し、本町の魅力を発信することで、次代を担う意欲ある人材や、保健師をはじめとする専門的なスキルを持つ人材を戦略的に確保します。適材適所の職員配置とスキルアップを通じて、変化を恐れず挑戦する強い行政組織を目指します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
計画的な職員採用	②
職員研修の充実	②

3. 未来へつなぐ拠点整備と安全な地域基盤の構築

老朽化が進む公共施設の再整備を、単なる更新ではなく「未来への投資」と位置づけ推進します。役場庁舎に交流拠点や防災拠点としての機能を集約・統合した「多機能型複合施設」を新たに整備します。これにより、行政サービスの利便性向上を図るとともに、多世代が自然に交流し、新たなコミュニティが生まれる地域の核を創出します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
複合施設整備事業	③

期待される役割

■行政の役割

○町民の方に満足していただける行政サービスを提供します。

■町民の役割

○町政への関心を高め、積極的に行政情報を取得します。

目標値

重要業績評価指標（KPI）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
ホームページ閲覧数	回	614,658	900,000
Facebook フォロワー数	人	1,380	3,000
自治研修センター等による研修参加人数	人／年	50	60

(2) 行財政改革

現状と課題

- ①町税は、個人町民税及び固定資産税で約４割を占めていますが、収入額はほぼ横ばいで推移しています。一方、約３割を占める法人町民税は、企業の業績等により左右されます。
また、経済状況の変化等により、滞納額は増加傾向にあります。
- ②住民福祉の向上や産業振興、生活基盤の整備等による地域の活性化を図らなければならず、財政を取り巻く情勢は極めて厳しい状況にあります。
- ③行政サービス向上と改革とのバランスを図りながら、健全で持続可能な行政運営を推進し、効果的な行政組織、財政力を向上させる必要があります。

施策の方向性

1. 持続可能な財政基盤の確立

「健全な財政こそが住民サービスの源泉である」との認識のもと、適正な納期内納付を促進し、滞納の未然防止を徹底することで、適正な税收の確保に努めます。また、策定した各種財政指標の継続的な分析を行い、客観的データに基づいた最適な財政管理手法を導き出すことで、強固で揺るぎない財政基盤を構築します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
滞納整理の強化	①
財務４表の活用	①・②・③

2. 第２次行財政改革（ＤＸ）による住民サービスの向上

これまでの「人・物」の削減を中心とした第１次行財政改革の成果を土台とし、さらなる進化を目指す「第２次行財政改革」を推進します。デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）を加速させ、行政事務の効率化を図ることはもちろん、デジタル技術を「住民の利便性向上」に直結させることで、より迅速かつ質の高い行政サービスを提供します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
行財政改革の促進	③

期待される役割

■行政の役割

○財源の確保に努め、効率的な財政運営を図ります。

○徴収体制の強化による税収の確保に努め、財源の有効活用による効率的な財政運営を図ります。

■市民の役割

○受益者負担の重要性を認識し、誠実に納税義務を果たします。

また、行財政改革等について理解と協力をします。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
収納率	%	96.7	97.5

(3) DX推進

現状と課題

- ①高齢者等の情報格差が顕在化する中で、サポート体制の構築が十分ではない状況があります。
また、身近にデジタルに関して頼れる人が少ないことに加え、聞くことへの抵抗感や不安感を抱えている人が増加しています。
- ②令和4年度から県・町共催のスマホ教室に多くの高齢者が参加し、スマートフォンの基本的な操作方法等を学ぶ機会が設けられました。しかし、本町での開催は少なく参加人数にも限りがあり、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現に向けて、デジタルリテラシー*7を向上させるための支援を多くの町民に提供できる環境構築が課題となっています。
- ③令和7年度に実施したアンケートにて、スマートフォン等の通信機器を所有している町民が91.3%となっていますが、70歳以上については77.3%であり、他年代と比較して所有率が低い状況にあります。また、デジタル関連で困った時に頼れる人や場所などの必要性については、『必要性を感じる』が60.5%となってる一方、困り事を解決できる相談窓口はない現状です。
- ④行政からのお知らせやイベント情報、災害情報などを一元的に取得できる環境がなく、時間や場所に縛られずに情報を得ることが難しい状況にあります。

施策の方向性

1. 情報格差（デジタル・デバйд）を解消する伴走型支援

デジタル技術を「効率化」のためだけでなく、住民の不安を解消するために活用します。
高齢者をはじめとするデジタル活用に不安を感じる方々に対し、スマートフォン操作やデジタル活用に関する「困りごと」を解消する相談窓口を設置します。気軽に相談できる環境を整えることで、誰もがデジタルサービスの恩恵を受けられるサポート体制を構築します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
デジタルデバйд対策事業	①・②・③
デジタル相談室整備事業	①・②・③

*7 デジタルリテラシー：活用されているデジタル技術に関する知識があること、デジタル技術を活用する方法を知っていること。『デジタルを作る人』のみならず『デジタルを使う人』も知っておいた方がいいもの。

2. 次世代を担う子どもたちへのデジタル教育の推進

デジタルネイティブ*8である子どもたちが、最新のテクノロジーを正しく理解し、自らの可能性を広げるためのデジタル教育を積極的に実施します。未来を切り拓くITリテラシー*9や創造力を養うことで、地域の将来を担う人材を育成します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
こども ICT アドバイザー育成事業	①・②

3. 情報へのアクセスを最適化する町公式アプリの実装

行政サービスをもっと身近にするため、情報の「一元化」と「即時性」を追求した町公式アプリを導入します。行政からのお知らせ、イベント情報、そして命を守る災害情報などを一つの窓口で取得できる環境を整備し、住民一人一人に必要な情報を迅速かつ確実に届ける情報インフラを確立します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
町公式アプリ整備事業	④

期待される役割

■行政の役割

○誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けた支援体制の構築を図ります。

■町民の役割

○デジタルを活用した生活満足度向上のため、意識改革及び技術取得に努めます。

目標値

重要業績評価指標（KPI）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
こども ICT アドバイザー認定者数	人／年	3	5
各区デジタル相談会開催件数	件／年	0	21
スマホ教室・デジタル相談会開催数	回／年	2	12
デジタルに関する対応件数	件／累計	0	250
町公式アプリダウンロード数	件／累計	0	2,500

*8 デジタルネイティブ：子どもの頃からインターネットやPCなどの情報端末が身近にある環境で育ってきた世代。

*9 ITリテラシー：IT（情報技術；Information Technology）の知識を身につけ、使いこなす能力のこと。

(4) 町民参加と協働

現状と課題

少子高齢社会の急速な進行をはじめとする社会経済情勢の変化等に伴い、本町においても、地域社会が抱える課題は一層多様化しています。

このような状況のため、行政が公共サービスを一元的に担うのではなく、町民と行政が協働する「新しい公共」の担い手（若い担い手）を育成するとともに、地域においても自助・共助・公助の役割分担が重要になっています。

また、町民の自主的なまちづくり活動に対する支援を通じ、町民と協働で担う事業の推進が求められています。

施策の方向性

1. 政策立案の透明化と住民参画の徹底

行政が抱える課題を町民と共有し、同じ視点に立って議論できる土壌を整えます。政策の方針決定や計画の策定段階から町民参加を積極的に推進し、プロセスの透明性を高めることで、納得感と信頼に基づく「みんなで決める行政運営」を実現します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
町政懇談会の開催	①
町民協働によるまちづくりの推進	①

2. 自治意識の高揚と地域コミュニティの活性化

「自分たちのまちは、自分たちで創る」という自治意識を育むとともに、地域活動への参加を促す仕組みを構築します。多様な事業やイベントへの参加者を募り、地域振興に繋げることで、希薄化しつつあるコミュニティの再構築を図り、互いに支え合える絆を強化します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
地域活動支援助成金交付事業	①
ゆめ活ポイント還元事業	①

3. 多様な学びを通じた豊かな心の育成

著名人や各分野で活躍する方々の生き方、社会貢献のあり方に触れる機会を創出します。他者の多様な価値観を学び、理解を深めることで、住民一人一人の豊かな感性と社会への関心を育みます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
21. ふるさと人づくり事業（文化講演会の開催）	①

期待される役割

■行政の役割

○行政情報を発信し、行政課題を町民と共有します。

また、地域コミュニティの活性化につながる事業を展開します。

■町民の役割

○町政懇談会等の場を活用し、地域の課題解決に向けた提案や意見を届けます。

○主体的に地域づくりを行います。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
地域活動支援助成金交付事業実施回数	回	36	40
ゆめ活ポイント還元事業における商品券引換件数	件／累計	881	1,500

現状と課題

観光、医療、環境衛生、防災等様々な分野で、高度化あるいは専門化する行政へのニーズは、各市町村にまたがっており、それぞれの市町村が単独で行うことは効果的ではないことがあります。そのため、共通の課題に対して、市町村が連携し取り組む必要があります。

施策の方向性

1. 効率的で安定的な施設運営

廃棄物の収集・処理など、公衆衛生の維持に努めます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
東白衛生組合（ゴミ処理、し尿処理、火葬事業）	①

2. 広域連携による「定住自立圏」の形成促進

単独自治体の枠組みを超え、近隣市町村と連携した「定住自立圏」の形成を推進します。圏域全体で医療、福祉、交通、環境整備などの機能を分担・補完し合うことで、人口減少社会においても住民が生活利便性を享受し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整えます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
八溝山周辺地域定住自立圏推進協議会	①
しらかわ地域定住自立圏推進協議会	①

3. 行政運営の効率化を通じた地域活性化

事務の効率化と広域連携によるコスト削減を図り、そこで生み出されたリソースを地域活性化や定住促進施策へと戦略的に再配分します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
白河地方広域市町村圏整備組合	①

期待される役割

■行政の役割

○白河地方広域市町村圏整備組合をはじめとする、事務の共同処理体制を維持します。

■市民の役割

○広域的な行政運営の必要性を理解し、近隣市町村との連携した取り組みに協力します。



2. 教育・生涯学習分野～文化向上に ICT を駆使した、広い世界と繋がる教育環境づくり～

行財政分野

1. 対話と共創のまちづくり

- (1) 行政運営 (2) 行財政改革 (3) DX推進 (4) 町民参加と協働
- (5) 広域行政

教育・生涯学習分野

2. 文化向上に ICT を駆使した、広い世界と繋がる教育環境づくり

- (1) 幼児教育 (2) 学校教育 (3) 生涯教育・青少年育成
- (4) 文化・スポーツ

保健・福祉分野

3. 子どもから大人まで誰もが幸せに暮らせるまちづくり

- (1) 健康づくり (2) 結婚支援 (3) 母子健康 (4) 児童福祉
- (5) 高齢者福祉 (6) 障がい者福祉 (7) 地域福祉

生活環境分野

4. 安全・安心に暮らし続けられるまちづくり

- (1) 環境衛生 (2) 消防・救急 (3) 防犯 (4) 防災 (5) 交通安全

生活基盤分野

5. 快適さと利便性をもつまちづくり

- (1) 道路・橋梁・河川 (2) 水道 (3) 住宅 (4) 交通
- (5) 情報通信 (6) 市街地活性化・交流拠点づくり

産業・雇用分野

6. 賑わいを生む、ここにしかない魅力あるまちづくり

- (1) 農林業 (2) 商工業 (3) 観光 (4) 雇用 (5) 移住・定住

施策分野	主な具体的施策
(1) 幼児教育	保育の充実 P. 70
	こども園の預かり保育 P. 70
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） P. 70
	やまつりこども園幼児体育指導の充実 P. 70
(2) 学校教育	こども園、小中学校給食費の無償化 P. 73
	こども園、小中学校通学費補助 P. 73
	高校生奨学助成金制度 P. 73
	高田基金による教育支援事業（奨学助成制度） P. 73
	大学入学一時金貸付及び特別減免事業 P. 73
	小・中学校入学支援運動着等支給事業 P. 73
	小・中学校入学祝い金事業 P. 73
	中学生の海外研修への補助事業 P. 73
	矢祭中学校の教育支援事業 P. 73
	高田基金による教育支援事業（表彰制度） P. 73
	矢祭小学校学習支援事業 P. 73
	ICT教育推進事業（GIGAスクール構想） P. 73
	小・中学校英語教育（ブリティッシュヒルズ） P. 73
	算数・数学官の配置 P. 73
	中学校部活動指導員配置事業 P. 74
	不登校等の子どもへの対応 P. 74
	矢祭町教育支援センターの充実（にじいろ） P. 74
	小・中学校屋内運動場空調機設置事業 P. 74
	指導主事配置事業 P. 74
	高田基金による教育支援事業（学校支援金制度） P. 74
	矢祭町立園・小・中連携事業 P. 74
	学校図書館と矢祭もったいない図書館の連携 P. 74
	コミュニティスクール推進事業 P. 74
(3) 生涯教育・青少年育成	放課後子ども教室推進事業（ふるさと探検隊） P. 76
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） P. 76
	青少年関係団体への支援 P. 76
	地域学校協働本部事業 P. 76
	矢祭ゆめ学園の支援 P. 77
	各種講座の開催 P. 77
	女性団体への支援 P. 77
	男女共同参画計画の推進 P. 77
(4) 文化・スポーツ	読書のまちづくり推進事業 P. 78
	歴史・文化財の保存・活用 P. 78
	文化祭の充実 P. 79
	文化団体への支援 P. 79
	スポーツ団体及び中学校部活動への支援 P. 79
	スインピアの積極的な利活用 P. 79

(1) 幼児教育

現状と課題

- ①こども園では、幼保一体型のサービスとして0歳児から年長児まで連続した幼児教育の提供が可能となっており、国が推進する幼児教育無償化政策によって、保護者の負担も大きく軽減されています。
- ②共働き世帯の増加や働き方の多様化により、保育部や預かり保育部への需要が変化しています。人員面、設備面での工夫が必要です。
- ③親と離れて暮らす夫婦も増加していることから、近年、「一時預かり保育」に対する需要が高まっています。
- ④全国的に子どもの運動能力が低下していると言われる中、福島県では原発事故の影響もあり、その傾向が顕著であると言われています。このため、幼児教育においても発達段階に応じた体育機会の確保が求められています。
- ⑤少子化の中、子どもの社会性を育んだり、保護者同士の交流を図ったりするため、保護者の就労を条件とせずに子どもを受け入れる場が必要です。

施策の方向性

1. 多様な保育ニーズに応える「切れ目のない」子育て支援

共働き家庭や多様な働き方をする保護者の実情に寄り添い、家庭保育が困難な場合でも安心して預けられる体制を強化します。保育・教育サービスの充実はもちろん、延長保育の活用や柔軟なサポート体制をさらに深化させることで、「仕事か育児か」という選択ではなく、その両立を当たり前を実現できる環境を構築します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
保育の充実	①・②
こども園の預かり保育	③
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	⑤

2. 生涯の健康を支える「幼児期からの体力向上」の推進

幼児期における心身の健全な発達を促すため、遊びや生活を通じた運動習慣の形成を支援します。幼児の発達段階に応じた体力の向上を図るとともに、肥満予防などの健康維持を徹底します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
やまつきこども園幼児体育指導の充実	④

期待される役割

■行政の役割

○幼児の健やかな成長を促すための環境整備を図ります。

■町民の役割

○家庭においても基本的な生活習慣を確立し、規則正しい生活リズムの定着に努めます。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
預かり保育希望者受入率	%	100.0	100.0
待機児童数	人	0	0
体育教室実施回数	回／年	24	24

(2) 学校教育

現状と課題

- ①小学校が統合されたことに伴い、こども園、小学校、中学校の連携強化が一層進み、学びの連続性が確保しやすくなっています。
- ②高田基金による取り組みを中心に、各種助成事業などの支援制度が充実しており、特色ある教育環境の創出につながっています。
- ③児童生徒の主体的な学びや学力向上に課題があります。
- ④特別支援教育体制については充実してきています。引き続き、個々に応じた支援を行っていく必要があります。
- ⑤不登校等の課題を抱える子供たちへの早期対応を確実に行うためにも、地域ぐるみでの関わりを醸成していくという視点も大切になってきています。
- ⑥部活動は児童・生徒にとって大切な活動であり、先生方の負担を減らしながら、いかに充実していくかを考えていく転換期にあると言えます。
- ⑦小・中学生に対するキャリア教育として、より一層、郷土への理解を深めさせる機会を設けていく必要があります。さらに、読書への関わりを増やしていくことも必要です。
- ⑧義務教育への支援が充実している一方で、高等教育への支援について十分でないという指摘があります。高等教育の支援にあたっては、それが自由意思に基づく選択であることにも配慮した制度設計が求められています。町外で高等教育を受けた生徒が、いかに矢祭町との関わりを維持していくのかという点も意識した検討が必要となります。
- ⑨GIGA スクール構想*10推進により、ICT 教育に取り組む体制が整備されています。これにより新しい時代に即した教育について考えていく必要も生じています。
- ⑩安全・安心な教育活動を行うため、学習環境の整備は重要であり、体育館の空調機整備は喫緊の課題となっています。また、災害時の避難所としても整備の必要性が高まっています。

*10 GIGA スクール構想：GIGA とは、Global and Innovation Gateway for All の略称であり、1 人 1 台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とした構想のこと。

施策の方向性

1. 経済的負担の軽減と「切れ目のない」子育て支援の充実

こども園から小中学校までの給食費完全無償化や小中学校入学祝い金等の支援をするとともに、大学進学時の負担軽減を図り、進学意欲を醸成することで定住化と他市町村からの転入を促進します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
こども園、小中学校給食費の無償化	②
こども園、小中学校通学費補助	②
高校生奨学助成金制度	⑧
高田基金による教育支援事業（奨学助成制度）	②
大学入学一時金貸付及び特別減免事業	⑧
小・中学校入学支援運動着等支給事業	②
小・中学校入学祝い金事業	②

2. 個性を伸ばし、グローバル社会に対応する「確かな学力」の育成

Society 5.0 時代を見据え、ICT 教育の積極的な推進と教師のスキルアップを図るほか、ネイティブスピーカー*11との交流を通じた英語教育の充実により、国際性豊かなコミュニケーション能力を養います。また、きめ細かな学習指導により基礎学力を底上げするとともに、子どもの成果を顕彰することで、さらなる意欲の向上と挑戦する心を育みます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
中学生の海外研修への補助事業	②
矢祭中学校の教育支援事業	③
高田基金による教育支援事業（表彰制度）	②
矢祭小学校学習支援事業	③・④
ICT 教育推進事業（GIGA スクール構想）	⑨
小・中学校英語教育（ブリティッシュヒルズ）	③
算数・数学官の配置	③

*11 ネイティブスピーカー：Native Speaker。特定の言語を母語として、その言語の文化や社会的背景を理解し、自然に使いこなす人のこと。母語話者ともいう。

施策の方向性

3. 一人一人に寄り添う「安全・安心」な学びの場の提供

不登校や学校生活に馴染めない児童・生徒に対し、安心して過ごせる場所や特別な支援を確保し、学習・生活の両面から伴走します。ハード面では、通学路の安全確保に加え、避難所としての機能を持つ体育館への空調機整備など、危機管理対策を徹底します。また、部活動の充実と教員の負担軽減を両立させ、持続可能な教育体制を確立します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
中学校部活動指導員配置事業	⑥
不登校等の子どもへの対応	⑤
矢祭町教育支援センターの充実（にじいろ）	⑤
小中学校屋内運動場空調機設置事業	⑩

4. 地域全体で子どもを育む「学びの連携」の推進

こども園・小学校・中学校の緊密な情報共有により学びの連続性を確保し、校長の裁量を活かした特色ある学校経営を支援します。指導主事による現場と教育委員会の円滑な意思疎通、学校図書館とまったくない図書館の連携、そして地域住民一人一人が育成の担い手となる環境づくりを通じ、地域全体で子どもたちの健全な育成を支える文化を醸成します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
指導主事配置事業	①・③
高田基金による教育支援事業（学校支援金制度）	②
矢祭町立園・小・中連携事業	①
学校図書館と矢祭もったいない図書館の連携	⑦
コミュニティスクール推進事業	①・③・⑦

期待される役割

■行政の役割

○学習環境と生活環境を向上させて、学校生活の充実を図ります

■町民の役割

○学校施設の環境維持、整備等への奉仕活動を行います。

○学校教育に関心を持つように努めます。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
指導主事配置数	人	1	1
無償化達成率	%	100.0	100.0
こども園、小中学校通学費助成金支給率	%	100.0	100.0
高校生奨学助成金支給率	%	100.0	100.0
町採用教師配置数	人	3	5
園・小・中連携事業実施回数	回／年	14	14
専任司書配置数	人	1	2
大学入学一時金貸付償還免除申請件数	件／累計	1	5
中学校部活動指導員配置数	人	4	8
スクールソーシャルワーカー配置数	人	1	1
学校運営協議会	回／年	5	5
小・中学校英語教育（ブリティッシュヒルズ）実施回数	回／年	2	2
算数・数学官配置数	人	0	1

(3) 生涯教育・青少年育成

現状と課題

- ①社会状況の変化に伴い、子どもの教育は学校が行うものという風潮が顕著となり、地域のみならず家庭においても「子どもを育てる」という視点が希薄になりつつあります。
- ②ICT の発達により、遠い地域の情報にも気軽にアクセスできるようになった一方で、身近な地域を知る機会が失われつつあります。
- ③地域交流の固定化が進み、自らの知識・経験を広く共有し、高めあう機会が失われつつあります。特に世代間における交流の欠如が顕著となっているほか、若い世代内の交流も希薄化しています。
- ④地方創生の取り組みの中で、都市部との地域間交流に関する萌芽が生まれつつあり、ICT の発達と相まって都市部の人々との交流が容易に行える環境が整いつつあります。
- ⑤社会教育事業として実施される各種事業のマンネリ化が進む中、これらを専門的に取り扱う組織、人材の育成が望まれています。
- ⑥昼間、保護者が働きに出ている家庭の児童たちが安全かつ健全に過ごせる場として放課後児童クラブを設置し、多く利用いただいています。
- ⑦地域ぐるみで青少年を育成するという考えのもと、青少年育成町民会議を設置していますが、多くの支部で活動が低迷しています。
- ⑧各地域の活動組織メンバーの高齢化と、地域内の少子化が進む中で、子どもたちが地域に関わる機会そのものが減少しています。
- ⑨男女共同参画社会を実現するため、社会全体の意識改革と女性の能力発揮を促す環境整備が必要です。

施策の方向性

1. 次代を担う青少年の健全育成と郷土愛の醸成

小学生を対象とした「安全・安心な活動拠点」を整備し、遊びや野外活動、交流講座を通じて健やかな心身を育みます。地域と学校、園が連携した多様な体験活動を展開することで、児童の地域理解を深め、郷土への誇りと愛着を醸成します。また、青少年育成町民会議や子ども会等の関係団体への支援を強化し、地域全体で子どもを守り育てる環境を構築します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
放課後子ども教室推進事業（ふるさと探検隊事業）	①・⑧
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	⑥
青少年関係団体への支援	⑦
地域学校協働本部事業	①

2. 世代を超えた生涯学習システムの構築と社会還元

変化する町民ニーズを的確に把握し、個々の生きがいに直結する生涯学習システムを構築します。自発的な学びや社会参加のきっかけとなる各世代向けの講座を企画・開催し、学びの成果を地域に活かす仕組みを整えます。これにより、自己研鑽が地域課題の解決や活性化につながる「学びの循環型社会」を実現します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
矢祭ゆめ学園の支援	②・③
各種講座の開催	②・③・④・⑤

3. 女性の活躍と男女共同参画社会の推進

女性団体や新たな活動組織への支援を強化し、女性がその能力を最大限に発揮し、いきいきと活躍できる社会を目指します。女性団体連絡協議会等を通じた交流・教養活動を促進するとともに、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、平等に参画できる社会の実現に向けた広報・普及啓発活動を継続的に展開します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
女性団体への支援	⑨
男女共同参画計画の推進	⑨

期待される役割

■行政の役割

- 学習内容、学習機会の充実に努めます。
- 町民が参加しやすい学習環境の整備を図り、生涯学習の推進に努めます。

■町民の役割

- 生涯学習情報を的確に捉え、各種講座等に積極的に参加します。
- 様々な学習機会を捉えて学び、指導者として地域社会に還元します。

目標値

重要業績評価指標（KPI）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
矢祭ゆめ学園登録者数	人	1,820	1,950
ふるさと探検隊隊員数	人／年	51	50
放課後児童クラブ待機児童数	人	0	0
ボランティア登録者数	人	63	70

(4) 文化・スポーツ

現状と課題

- ①文化団体、スポーツ団体ともに組織構成員の高齢化、新規加入者の減少という問題に直面しており、活動を継続できない団体も増えつつあります。
- ②各種団体の減少とともに、各種イベント開催のための負担が属人化されつつあり、イベントの継続が危ぶまれる状況が続いています。
- ③各種団体の活動拠点となる「中央公民館」や「体育センター」、「町営グラウンド」などの施設の経年劣化が進んでおり、改修や改築を検討する時期を迎えています。
- ④スポーツ人口が年々減少しているため、幼児から高齢者まで幅広い世代の町民が各種スポーツや運動に気軽に親しめる環境づくりが望まれています。
- ⑤もったいない図書館が実施する「手づくり絵本コンクール」、「子ども司書講座」といった取り組みは、読書の街のユニークな取り組みとして注目されています。
- ⑥町民の読書に対する関心が十分に高いとはいえず、さらに踏み込んだ働きかけを検討する必要があります。
- ⑦子どもの頃から読書に親しむ環境づくりを進めるため、もったいない図書館と小中学校図書館との連携についての検討が必要です。
- ⑧地域の文化や歴史の継承が危ぶまれており、後世へ残すための取り組みが必要です。

施策の方向性

1. 「読書の町」の推進と感性豊かな人づくり

「読書は無限の学びをもたらすものである」という認識のもと、子どもから高齢者までが日常的に本に親しめる環境を整備します。読書を通じて言葉を学び、感性や創造力を磨くことで、一人一人の心豊かな成長を促し、知的好奇心にあふれた活力ある地域づくりにつなげます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
読書のまちづくり推進事業	⑤・⑥・⑦

2. 歴史財産の保存・活用による郷土愛の醸成

地域に息づく郷土資料や史跡等の歴史財産を貴重な資源として保存・活用します。これらを活用した学習機会を創出し、町の歴史への理解を深めることで、郷土に対する強い愛着と誇りを次世代へと引き継ぎます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
歴史・文化財の保存・活用	⑧

3. 文化・芸術活動の振興と発表の場の創出

矢祭町文化団体連絡協議会をはじめとする各文化団体への活動・設立支援を強化します。日頃の活動成果を披露する場となる文化祭を充実させることで、新たな参加者の意欲を喚起し、地域文化のさらなる発展と継続性を確保します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
文化祭の充実	①
文化団体への支援	①・②

4. スポーツ振興と部活動の地域連携による健康づくり

スポーツ協会やスポーツ少年団への支援を通じて、町民の体力向上と健康増進を図ります。スポーツ施設の利活用を促進し、効果的な情報発信によって交流人口の拡大も目指します。また、中学校の部活動の地域展開（地域移行）を見据え、指導者の確保・育成に向けた体制整備と支援を行い、持続可能なスポーツ環境を構築します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
スポーツ団体及び中学校部活動への支援	③・④
スインピアの積極的な利活用	④

期待される役割

■行政の役割

○幅広い層の町民が気軽に文化活動やスポーツに親しめる環境づくりを支援します。

■町民の役割

○スポーツや文化活動に積極的に参加します。

目標値

重要業績評価指標（KPI）	単位	現状値 （2025年）	目標値 （2030年）
文化祭来場者数	人／年	890	1,000
もったいない図書館来館者数	人／年	4,600	5,000
文化団体数	団体	26	30
地域展開部活動数	部	4	8
スインピア矢祭利用者数	人／年	11,883	15,000

3. 保健・福祉分野～子どもから大人まで誰もが幸せに暮らせるまちづくり～

行財政分野

1. 対話と共創のまちづくり

- (1) 行政運営 (2) 行財政改革 (3) DX推進 (4) 町民参加と協働
- (5) 広域行政

教育・生涯学習分野

2. 文化向上にICTを駆使した、広い世界と繋がる教育環境づくり

- (1) 幼児教育 (2) 学校教育 (3) 生涯教育・青少年育成
- (4) 文化・スポーツ

保健・福祉分野

3. 子どもから大人まで誰もが幸せに暮らせるまちづくり

- (1) 健康づくり (2) 結婚支援 (3) 母子健康 (4) 児童福祉
- (5) 高齢者福祉 (6) 障がい者福祉 (7) 地域福祉

生活環境分野

4. 安全・安心に暮らし続けられるまちづくり

- (1) 環境衛生 (2) 消防・救急 (3) 防犯 (4) 防災 (5) 交通安全

生活基盤分野

5. 快適さと利便性をもつまちづくり

- (1) 道路・橋梁・河川 (2) 水道 (3) 住宅 (4) 交通
- (5) 情報通信 (6) 市街地活性化・交流拠点づくり

産業・雇用分野

6. 賑わいを生む、ここにしかない魅力あるまちづくり

- (1) 農林業 (2) 商工業 (3) 観光 (4) 雇用 (5) 移住・定住

施策分野	具体的な施策
(1) 健康づくり	生活習慣病予防対策事業（特定健康診査等） P. 82
	成人予防接種事業 P. 82
	がん検診の実施 P. 82
	保健推進員を中心とした地区健康づくりの推進 P. 82
	中核病院（埴厚生病院）の医師確保 P. 83
	こころの健康の推進 P. 83
(2) 結婚支援	結婚支援事業（プロジェクトY） P. 84
	結婚祝い金支給事業 P. 84
	結婚新生活支援事業 P. 84
(3) 母子健康	特定不妊治療費助成事業 P. 86
	母子任意予防接種費助成事業 P. 86
	妊産婦健診料助成事業 P. 86
	乳幼児健康診査及び健康相談事業 P. 86
	子ども医療費助成事業 P. 86
(4) 児童福祉	乳幼児全戸訪問事業 P. 88
	子育て世帯・養育支援訪問事業 P. 88
	こども家庭センター P. 88
	室内遊び場整備事業 P. 88
	カンガルークラブ P. 88
	ファミリーサポート事業 P. 89
	すこやか赤ちゃん誕生祝金事業 P. 89
(5) 高齢者福祉	敬老会 P. 90
	在宅福祉サービス P. 90
	地域包括ケアシステムの構築 P. 90
	高齢者の筋力づくり P. 90
	デイサービスセンター整備事業 P. 90
(6) 障がい者福祉	在宅福祉サービス事業 P. 92
	基幹相談支援センター事業 P. 92
(7) 地域福祉	社会福祉関係団体の強化 P. 94
	買い物支援対策事業 P. 94

(1) 健康づくり

現状と課題

- ①死亡原因疾患については、悪性新生物、心臓疾患、脳血管疾患が上位を占めており、依然として高い水準で推移しています。
- ②国保の一人当たり医療費は平成 29 年度から横ばい状態で、介護認定率及び介護給付費は、福島県内自治体や全国に比べて低い状況が続いています。
- ③医療費等抑制のため、乳幼児期からの望ましい生活習慣の獲得と壮年期からの発症予防、重症化予防に取り組む必要があります。

施策の方向性

1. 疾病予防と重症化防止による健康増進

脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症などの生活習慣病の発症予防と重症化防止に注力します。高齢者のインフルエンザや肺炎球菌、また、次世代を守る風しんワクチンの予防接種を推進し、個人の健康維持と同時に地域の医療費抑制を図ります。さらに、成人歯科健診により、口腔ケアを通じた全身の健康づくりを促進します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
生活習慣病予防対策事業（特定健康診査等）	①・②
成人予防接種事業	③

2. 検診体制の最適化と早期発見・早期治療の推進

「早期発見・早期治療」を徹底することで、心身のストレス軽減と介護予防につなげます。デジタル技術を活用したオンライン予約受付を導入し、平日の混雑緩和など受診しやすい検診環境を構築します。あわせて、保健推進員の育成を通じて地域に根ざした健康づくりを展開し、啓蒙活動を強化することで、検診率の向上と健康知識の普及に努めます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
がん検診の実施	①・③
保健推進員を中心とした地区健康づくりの推進	—

3. 地域医療の充実といのちを支える包括的支援

中核病院における診療科目の充実を働きかけ、住民が住み慣れた地域で安心して高度な医療を受けられる体制を確保します。また、身体的な健康にとどまらず、精神的な健康支援も重要視します。「誰も追いつめられない社会」を目指し、心の悩みや孤独に寄り添う包括的な自殺対策・支援体制を構築し、全ての町民の「生きること」を全力で支えます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
中核病院（埴厚生病院）の医師確保	—
こころの健康の推進	—

期待される役割

■行政の役割

- 助成事業について、わかりやすく町民に周知します。
- 各種ボランティア団体の活動を財政的に支援し、新しいボランティアの育成を図ります。
- 健診の重要性を周知し、受診率向上に取り組めます。
- 相談窓口の周知を図り、町民の利用を促します。

■町民の役割

- 生活習慣病予防の重要性を理解し、健康的な生活習慣に心がけます。
- 一人一人が予防接種や各種検診の必要性を認識し、受診します。
- 保健推進員の活動を理解し、積極的に保健推進活動に取り組めます。
- 身近な人の心の健康状態に気づき、必要な支援につなげます。
- 感染防止に一人一人が取り組めます。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 （2025 年）	目標値 （2030 年）
特定健診受診率	%	54.3	60.0
胃がん検診受診率	%	53.7	60.0
肺がん検診受診率	%	57.4	60.0
大腸がん検診受診率	%	45.2	60.0
子宮頸がん検診受診率	%	58.2	60.0
乳がん検診受診率	%	63.6	65.0

(2) 結婚支援

現状と課題

①少子高齢化が進んだ場合、将来の社会経済に大きな影響を及ぼすと考えられます。

地域活性化にもつながる子ども及び若者の人口は、年齢が上がるにつれ徐々に減少してゆき、生産力や購買力の低下となって、地域経済に大きなマイナスの影響を及ぼすものと考えられます。

そして、急速な高齢化に加え、未婚化や晩婚化による人口減少が進むことで、経済・防犯・消防などの多岐にわたる地域活動が停滞し、地域コミュニティの維持さえ困難になる恐れがあります。

そのため、未婚化、晩婚化を解消する婚活支援を行う必要があります。

また、結婚・出産・子育て支援と連携しながら、定住促進を図り、地域の活性化につなげる必要があります。

施策の方向性

1. 成婚支援の充実と新生活に向けたスタートアップ支援

幅広い結婚支援を展開するとともに、少子化対策の一環として、条件を満たす新婚世帯の居住に係る費用を助成し、成婚数と定住人口の増加を図ります。

主な具体的施策	対応する現状と課題
結婚支援事業（プロジェクトY）	①
結婚祝い金支給事業	①
結婚新生活支援事業	①

期待される役割

■行政の役割

○他町村との連携を図り、情報収集・情報提供を行い、結婚活動支援事業を実施します。

■町民の役割

○定住促進を含めたイベント等へ協力・参加します。

目標値

重要業績評価指標（KPI）	単位	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
成婚数	組／年	7	7
結婚新生活支援申請件数	件／年	2	2



(3) 母子健康

現状と課題

- ①子どもの出生数は減少傾向にありますが、産後うつなど支援の必要な家庭の割合は増加しています。また、支援の必要な期間も長期化しており、支援体制の強化が必要です。

施策の方向性

1. 安心して子どもを産み育てるための「不妊治療・予防接種」の充実

子どもを持つことを希望する夫婦が、経済的な不安を抱えず治療に専念できるよう不妊治療を受けやすい環境を整えます。また、母子における各種任意予防接種への助成を通じて、感染症を予防し、安全な子育て環境を構築します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
特定不妊治療費助成事業	①
母子任意予防接種費助成事業	①

2. 妊娠期から始まる「切れ目のない」健康管理と保健指導

未熟児や低体重児の出生を減らし、母子の健康を確実に確保するための保健指導を徹底します。特に母親の歯科保健への関心を高めることで、母親自身の健康増進を図るとともに、乳幼児の虫歯保有率の低減に努めます。早期の健康診査や適切な医療措置を講じることで、疾病の予防と早期発見に努めます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
妊産婦健診料助成事業	①

3. 虐待の未然防止と子どもの健全な発育・発達の支援

乳幼児期における継続的な健康診査や保健指導を通じ、育児の不安や孤立に寄り添うことで、虐待の発生を未然に防ぐ体制を構築します。子どもの心身が健やかに、かつ「たくましく」発達できるよう、保健・医療・福祉が一体となった包括的な措置を講じ、地域全体で子どもの健全な育成を推進します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
乳幼児健康診査及び健康相談事業	①
子ども医療費助成事業	①

期待される役割

■行政の役割

- 健診の重要性と利用方法を啓蒙するとともに、支援を必要とする親子に対し、途切れることのない包括的な支援体制を整備します。
- 母子の健康を確保するため、妊産婦健診等に係る費用を助成します。

■町民の役割

- 妊産婦健診や妊婦歯科健診を積極的に受診します。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
子ども医療費助成率	%	100.0	100.0
母子任意予防接種率	%	30.0	40.0

(4) 児童福祉

現状と課題

- ①近年、子どもと子育て家庭をめぐる社会環境は大きく変化し、子どもや家庭をめぐる課題は複雑化しています。そのため、子育て中の親が、不安や悩みなどを気軽に相談できる環境づくり、また、仕事をしながらでも安心して子育てができる環境づくりが求められています。

また、本町では、令和元年度に子ども・子育て基本計画（第2期）を策定した際に、「元気な子どもの声がきこえるまち」という目標を設定しました。

住民からは、妊娠から切れ目のない子育て支援や子どもの健康・発達支援、遊び場の新設について意見が多くあり、こうした意見を反映させた第3期子ども子育て基本計画を令和6年度に作成しました。

地域ぐるみで相互に援助し合う体制構築や関係機関との連携、協働など、より良い環境づくりが求められています。

施策の方向性

1. 育児不安とストレスの解消に向けた「心のセーフティネット」

産後うつや育児ストレスを早期に発見し、適切な専門支援につなげる体制を強化します。虐待の発生を未然に防止するため、家庭が抱える課題を構造的に把握し、保健・福祉・医療等の関係機関と密に連携して、課題の深刻化を防ぐ伴走型支援を行います。

主な具体的施策	対応する現状と課題
乳幼児全戸訪問事業	①
子育て世帯・養育支援訪問事業	①
こども家庭センター	①

2. 保護者の孤立を防ぐ「交流と共育」の拠点整備

子育て・孫育て中の多世代が気軽に集い、交流できる場を創出します。子どもの発達に応じた共通の遊び場や、親子が互いに学び、成長し合える施設を整備することで、保護者の孤立感を解消し、仲間づくりを支援します。人とのつながりが、不安を安心に変える「地域の居場所」として機能させます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
室内遊び場整備事業	①
カンガルークラブ	①

3. 仕事と育児を両立させる「相互援助ネットワーク」の形成

仕事と育児の両立を強力にバックアップするため、一時的な預かりサービスを充実させます。あわせて、住民同士が互いに援助し合うネットワークの形成を支援することで、社会全体で子育てを支え合う文化を醸成します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
ファミリーサポート事業	①

4. 出生率の向上と定住人口の増加を目指す「選ばれる町」へ

手厚い子育て支援を通じ、子どもの健全な発育を目指すとともに、本町の出生率向上を図ります。「安心して子育てができる町」としての魅力を高め、移住・定住人口の増加を図り、持続可能な地域社会の構築を目指します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
すこやか赤ちゃん誕生祝金事業	①

期待される役割

■行政の役割

- 保護者の相談に迅速かつ的確に対応します。
- 子育て情報の発信や子育てサークル活動を支援します。

■町民の役割

- 子どもを大切に育てるために、地域ぐるみで協力します。
- 子育て相談やサークル活動を通じて、保護者間の交流を深めます。

目標値

重要業績評価指標（KPI）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
子育て世帯・養育支援訪問回数（1件あたり平均）	回	3	5
ファミリーサポート事業利用会員登録者数	人	24	30
ファミリーサポート事業協力会員登録者数	人	20	25
カンガルークラブ利用登録者数	人	27	30
合計特殊出生率	%	1.02	2.00

(5) 高齢者福祉

現状と課題

- ①本町では若い世代の流出が進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。高齢者が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくために「地域包括ケアシステム」を構築しました。

若い世代が減少する中で、今後の生活を支えるためには「公助」、「共助」だけではなく、「自助」を基本としながら、町と協働し支え合う「互助」の体制をつくっていくことが重要です。

更に、認知症の原因となっている要因を分析し、その予防を図るとともに、高齢者や要介護者そして家族が、多様化する諸問題を相談し、安心して生活できる環境を整える必要があります。

施策の方向性

1. 高齢者を敬愛し、生きがいを育む地域社会の創造

長寿を共に祝い、高齢者が地域の中で誇りを持って暮らせる環境を整えます。社会参加や世代間交流を促進し、一人一人が持つ豊かな経験を次世代へ引き継ぐ機会を創出することで、精神的な豊かさと生きがいを実感できる町を目指します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
敬老会	①

2. 在宅生活の継続を支える「自立支援」と「介護予防」

一人暮らしや在宅介護を受けている高齢者が、住み慣れた地域で安全・快適に生活できるよう、きめ細かな生活支援を行います。また、自主的な運動のきっかけとなる場や主体的に取り組める仕組みを提供し、筋力維持や認知症予防、健康への意識を高めることで、健康寿命の延伸と介護予防を強力に推進します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
在宅福祉サービス	①
介護予防事業	①

3. 新たなデイサービスセンターの整備

最新のケア機能を備えた新施設を建設することで、要支援・要介護者とその家族、さらには総合事業の対象者が、将来にわたって「安心して、質の高いサービス」を受けられる基盤を確立します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
デイサービスセンター整備事業	①

期待される役割

■行政の役割

- 介護予防を推進し、介護者の負担を軽減するとともに、要介護者や一人暮らしの高齢者等が快適な生活をおくれる環境づくりに努めます。
- 高齢者のニーズの把握と利用しやすいサービスを提供します。
- 高齢者が生きがいをもって活躍できる機会を提供します。
- お互い助け合う環境づくりの普及啓発に努めます。

■町民の役割

- いつまでも元気に生活することができるよう、介護予防運動や体力づくりに努めます。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
介護用品給付件数（平均）	件／月	53	55
敬老会参加者数	人／年	60	100
高齢者の筋力づくり登録者数	人	198	220
高齢者の筋力づくり利用者数	人／日	5	6

(6) 障がい者福祉

現状と課題

- ①障がい者の地域生活移行が進む中、障がい者やその家族のニーズにあった福祉サービスの提供を行っていますが、障がい者雇用の促進や地域資源の活用が進まず、目に見える成果が得られていない現状があります。

本町では、平成29年度に障がい者基本計画及び障がい福祉計画（Ⅴ期）を策定した際に、「すべての障がい者が、必要な支援を受けることにより、住みなれた地域において社会参加し、安定した自立生活を送ることができるまちづくりを目指す」という基本理念を設定しました。

現在は、第7期障がい者基本計画及び障がい福祉計画の期間中です。この基本理念に基づき、障がい者が地域で安心して暮らせるための障がい福祉サービスの充実を図るとともに、障がい者の雇用・就労に向けて関係機関との連携を密にし、支援していく必要があります。

施策の方向性

1. 日常生活支援の充実による安心環境の整備

障がいを持つ方々が日々の生活の中で直面する障壁を取り除き、身体的・精神的に安定して暮らせるよう、きめ細かな日常生活支援を推進します。福祉サービスの質的向上と利用しやすい環境整備を通じて、本人及び家族の負担を軽減し、将来にわたって安心を実感できる地域社会を築きます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
在宅福祉サービス事業	①

2. 専門的・総合的な相談支援体制の強化

身体障がい・知的障がいなど、それぞれの特性に応じた総合的かつ専門的な相談支援体制を確立します。当事者や家族が抱える多様な困りごとに対し、早期に対応できるよう、関係機関とのネットワークを深化させます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
基幹相談支援センター事業	①

期待される役割

■行政の役割

○地域での自立支援と社会参加を促進し、障がい者が地域で生活しやすくするための基盤を整えます。

■町民の役割

○障がいへの理解と知識を深め、ボランティア活動への参加など、積極的に受け入れる体制づくりに努めます。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
障がい福祉サービス	人／年	81	81

(7) 地域福祉

現状と課題

- ①人口減少と少子高齢化社会の進行に伴い、今後ますます地域が抱える福祉課題が多様化していき、社会的コミュニケーションが難しい方やひきこもりの方などが地域から孤立することが考えられます。

町民同士がお互いに支え合いながら、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現に向け、社会福祉団体等との連携・協働による福祉活動への参加や活動分野の拡大を推進する必要があります。

施策の方向性

1. 官民一体となった「地域福祉ネットワーク」の再構築

社会福祉協議会を核とし、民生児童委員、ボランティア団体、各行政区が密に連携する協力体制を強化します。行政だけでなく、地域の多様な主体が「情報の共有」と「役割の分担」をすることで、孤立を防ぎ、異変を早期に察知できる、地域一丸となった見守り体制を確立します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
社会福祉関係団体の強化	①

2. 買い物弱者支援と地域経済の活性化を両立する独自施策

高齢化や商店の減少に伴う「買い物」の困りごとを解消するため、町独自の買い物支援を実施します。移動販売（買ってくっぺ便）や買い物代行の運営、SNSの活用など、住民の利便性を高めるだけでなく、地元の商店街や事業者と連携することで、消費の循環を生み出し、地域経済の活性化を同時に図ります。

主な具体的施策	対応する現状と課題
買い物支援対策事業	①

期待される役割

■行政の役割

- ボランティア団体の育成・ボランティアコーディネーターの養成等を行います。
- 買い物支援と見守りを同時に行います。
- 社会的コミュニケーションが難しい方やひきこもりの方、そのご家族などが相談できる窓口を設置します。

■町民の役割

- ボランティア活動へ積極的に参加します。
- 買い物支援を利用することで地域社会とふれあい、町内商店の活性化を図ります。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
社会福祉関係協力団体数	件	8	10
買い物代行登録者数	人	240	300

4. 生活環境分野～安全・安心に暮らし続けられるまちづくり～

行財政分野

1. 対話と共創のまちづくり

- (1) 行政運営 (2) 行財政改革 (3) DX推進 (4) 町民参加と協働
- (5) 広域行政

教育・生涯学習分野

2. 文化向上にICTを駆使した、広い世界と繋がる教育環境づくり

- (1) 幼児教育 (2) 学校教育 (3) 生涯教育・青少年育成
- (4) 文化・スポーツ

保健・福祉分野

3. 子どもから大人まで誰もが幸せに暮らせるまちづくり

- (1) 健康づくり (2) 結婚支援 (3) 母子健康 (4) 児童福祉
- (5) 高齢者福祉 (6) 障がい者福祉 (7) 地域福祉

生活環境分野

4. 安全・安心に暮らし続けられるまちづくり

- (1) 環境衛生 (2) 消防・救急 (3) 防犯 (4) 防災 (5) 交通安全

生活基盤分野

5. 快適さと利便性をもつまちづくり

- (1) 道路・橋梁・河川 (2) 水道 (3) 住宅 (4) 交通
- (5) 情報通信 (6) 市街地活性化・交流拠点づくり

産業・雇用分野

6. 賑わいを生む、ここにしかない魅力あるまちづくり

- (1) 農林業 (2) 商工業 (3) 観光 (4) 雇用 (5) 移住・定住

施策分野	具体的な施策	
(1) 環境衛生	再生可能エネルギー推進事業	P.98
	生活雑排水処理対策	P.98
	公害対策	P.98
	霊園の分譲及び維持管理	P.98
(2) 消防・救急	防火水槽設置	P.100
	消防施設整備	P.100
(3) 防犯	防犯灯維持管理事業	P.102
(4) 防災	各地区への災害時用品等備蓄	P.104
	防災体制整備	P.104
(5) 交通安全	交通安全施設整備事業	P.106

(1) 環境衛生

現状と課題

- ①本町は、豊かな自然に恵まれ、自然と共生した生活を営みながら、地域においてそれぞれの伝統や文化を創り上げ、生活環境を保全してきました。今後も将来の世代に継承していかなければなりません。
- また、多様化する生活様式に加え、生活雑排水の流入による河川の水質汚濁を抑制するために、合併処理浄化槽の設置を推進して生活環境の維持・向上に努め、町民の生活の安定を図る必要があります。
- ②地球環境に与える負荷を低減するため、環境にやさしい再生可能エネルギーの取り組みを推進し、二酸化炭素の排出を抑制する社会を形成する必要があります。

施策の方向性

1. 地球温暖化対策の推進と再生可能エネルギーの普及

脱炭素社会の実現に向け、住宅用太陽光発電システム等の導入を積極的に支援します。個人の取り組みを後押しすることで、クリーンエネルギーの普及を加速させるとともに、町民一人一人の環境意識を高め、地域全体で地球温暖化対策に取り組みます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
再生可能エネルギー推進事業	②

2. 豊かな水環境の保全と公害防止の徹底

町の宝である河川を守るため、水質保全に向けた意識啓発活動を推進し、生活排水対策などの水質浄化策を講じます。また、公害を未然に防止するための監視や指導を徹底し、大気・土壌・水質を含めた豊かな自然環境を良好な状態で次世代へ継承します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
生活雑排水処理対策	①
公害対策	①

3. 公共墓地の適切な維持管理

町外からの居住者等に対して貸し出す墓地の適正な維持管理を行います。周辺環境との調和に配慮しながら、安心して先祖を敬い、供養できる環境を長期的に維持します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
霊園の分譲及び維持管理	—

期待される役割

■行政の役割

○自然環境の重要性について、意識啓発するとともに、環境美化活動や地球温暖化対策を推進します。

■市民の役割

○日頃から環境への意識を高め、一人一人が積極的な環境保全に努めます。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
汚水処理人口普及率	%	64.8	66.7
公害対策立入指導回数	回	0	0
霊園賃貸借済区画数	区画数	30	35
再生可能エネルギー推進事業補助金申請件数	件／年	9	12

(2) 消防・救急

現状と課題

- ① 本町の消防は、白河地方広域市町村圏消防本部管轄矢祭分署と矢祭町消防団で構成されています。矢祭分署には水槽付きポンプ車 1 台、救急車 1 台、広報車 1 台が配備されており、職員 9 名による常備消防体制が取られています。

一方、矢祭町消防団は、自動車ポンプ 4 台、小型動力ポンプ及び積載車 13 台、団員は団長以下 261 名で組織されています。

近年、消防団員の多くは会社勤めで、昼間の火災時には人員確保が困難になっていることから、初期対応にあたる補完組織として、消防団協力隊や役場消防隊が組織されています。

- ② 救急医療は社会の大事なセーフティネットですが、救急医療を必要としない患者等により、本来救急が必要とされる患者が適切な処置を受けられないケースが、全国的な問題となっています。

困った時に適切な医療を受けられるよう病院と救急隊だけの問題とせずに、医療関係者、行政、そして利用する患者がそれぞれの立場から取り組む必要があります。

施策の方向性

1. 消防水利の空白地帯解消と確実な確保

町内全域において防火水槽の計画的な整備・更新を進めます。どのような地域で火災が発生しても、即座に十分な消火活動が開始できるよう、防火水槽等を適切に設置し、延焼防止の徹底と被害の最小化に努めます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
防火水槽設置	①

2. 消防機動力と現場対応力の強化

消防自動車や小型動力ポンプなどの消防設備を計画的に更新・整備します。常に最新かつ最適な資機材を配備することで、消防団の機動力を最大限に高め、迅速かつ的確な初期消火及び救助活動が可能となる強固な消防体制を構築します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
消防施設整備	①

期待される役割

■行政の役割

○消防設備を整え、町民の生命・財産を守ります。

■町民の役割

○自己防災意識を高め、防火や救急についての理解を深めます。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
防火水槽設置数	箇所	66	70
モーターサイレン付つりさげ柱更新箇所数	箇所／累計	7	20

(3) 防犯

現状と課題

- ①近年の犯罪の発生傾向は、複雑・多様化しています。そのため、犯罪が発生しにくい安全で安心なまちを実現するために、家庭・地域・学校・関係機関が連携を図りながら、町民一人一人の防犯意識を高め、地域ぐるみの活動を展開していく必要があります。

施策の方向性

1. 効率的な運用による「維持管理費」の抑制

省電力・長寿命なＬＥＤ照明への完全更新や、計画的な修繕・保守点検を実施することで、電気料金及び修理費などの維持管理費用の抑制に努めます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
防犯灯維持管理事業	①

期待される役割

■行政の役割

○地域防犯の体制強化を推進します。

■町民の役割

○防犯意識の向上と自主的な活動に取り組みます。

目標値

重要業績評価指標（ＫＰＩ）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
町内ＬＥＤ防犯灯維持管理箇所数	箇所／累計	892	900



(4) 防災

現状と課題

- ①近年、日本各地で地震や自然災害などが相次ぎ、甚大な被害が発生しています。本町では、町民の安全な暮らしを守るため、「矢祭町地域防災計画」を策定していますが、自然災害へのより一層の備えのため防災計画を更新し、地域防災体制の強化を図ります。

なお、災害発生時や避難指示等の情報については、ＩＰ電話等により迅速かつ的確な避難情報を提供しており、避難所開設時の備蓄品の整備及び維持・管理を適正に行い、避難体制の確立に向けて取り組む必要があります。

また、避難所における感染拡大に対する対策が必要となっていることから、避難所開設時のウイルス感染対策が求められています。

今後いつ起こるか予想できない大規模災害などに備え、日頃から防災対策の推進や意識の高揚を図ることが重要であり、町民への防災について啓発・広報を進めるなど、地域ぐるみで防災への備えを強化する必要があります。

施策の方向性

1. 地区独自の避難所開設を支える「防災備蓄」の最適化

大規模災害時に、地区住民が主体となって避難所を円滑に開設・運営できるよう、各地区の防災倉庫の整備を進めます。備蓄品の定期的な更新に加え、多様な避難者のニーズに対応した物資の拡充を図ることで、発災直後の「空白の時間」を作らない地域防災力の底上げを推進します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
各地区への災害時用品等備蓄	①

2. 広域相互応援協定の推進

大規模災害を見据え、他自治体や民間団体等との相互応援協定を積極的に締結します。食料・物資の供給、避難者の受け入れ、復旧支援など、有事の際の実効性を高めるネットワークを構築し、町全体の防災体制をより強固なものへと引き上げます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
防災体制整備	①

期待される役割

■行政の役割

- 防災対策と防災の啓発活動を推進します。
- 防災対策と防災の体制整備の強化を図ります。

■町民の役割

- 防災意識を高め、防災訓練などの地域防災活動に参加します。
- 防災への理解を深めます。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
備蓄品の更新回数	回／年	0	1
防災協定締結件数	件／累計	36	40

(5) 交通安全

4. 生活環境分野 ～安全・安心に暮らし続けられるまちづくり～

現状と課題

①本町において自動車は生活する上で欠かせないため、今後高齢化が進むと、高齢者の運転による交通事故が増加する恐れがあります。

子どもから高齢者までが交通安全教育や運転マナーなどの交通教育の普及啓発により、交通に対する理解を深める必要があります。

また、町内には、まだ見通しの悪いカーブミラー未設置箇所やガードレールのない路肩など交通事故が発生しやすい箇所が残されており、交通事故を未然に防ぐため、交通安全施設の設置を進めて交通安全対策を図る必要があります。

施策の方向性

1. 危険箇所の特定と「安全な交通インフラ」の整備

通学路や交差点、高齢者の通行が多いエリアなどの点検を強化し、歩道の整備や視認性の向上、標識・防犯灯の適正な配置と維持管理を推進します。ハード面での対策を徹底することで、人的ミスが事故に直結しない、物理的な安全性を高めた交通環境を構築します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
交通安全施設整備事業	①

期待される役割

■行政の役割

○交通安全教育の推進、交通安全施設の整備を促進します。

■市民の役割

○交通安全についての理解を深めます。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
カーブミラーの更新回数	回	3	3

5. 生活基盤分野～快適さと利便性をもつまちづくり～

行財政分野

1. 対話と共創のまちづくり

- (1) 行政運営 (2) 行財政改革 (3) DX推進 (4) 町民参加と協働
- (5) 広域行政

教育・生涯学習分野

2. 文化向上にICTを駆使した、広い世界と繋がる教育環境づくり

- (1) 幼児教育 (2) 学校教育 (3) 生涯教育・青少年育成
- (4) 文化・スポーツ

保健・福祉分野

3. 子どもから大人まで誰もが幸せに暮らせるまちづくり

- (1) 健康づくり (2) 結婚支援 (3) 母子健康 (4) 児童福祉
- (5) 高齢者福祉 (6) 障がい者福祉 (7) 地域福祉

生活環境分野

4. 安全・安心に暮らし続けられるまちづくり

- (1) 環境衛生 (2) 消防・救急 (3) 防犯 (4) 防災 (5) 交通安全

生活基盤分野

5. 快適さと利便性をもつまちづくり

- (1) 道路・橋梁・河川 (2) 水道 (3) 住宅 (4) 交通
- (5) 情報通信 (6) 市街地活性化・交流拠点づくり

産業・雇用分野

6. 賑わいを生む、ここにしかない魅力あるまちづくり

- (1) 農林業 (2) 商工業 (3) 観光 (4) 雇用 (5) 移住・定住

施策分野	具体的な施策
(1) 道路・橋梁・河川	国道 118 号歩道整備事業 P.110
	国道 349 号改良事業 P.110
	県道石井大子線茗荷Ⅱ工区改良事業 P.110
	県道下関河内・小生瀬線改良事業 P.110
	長寿命化修繕計画による橋梁修繕事業 P.111
	町道舗装補修事業 P.111
	農道舗装補修事業 P.111
	林道簡易舗装事業 P.111
	林道維持管理事業 P.111
	久慈川河川改修事業 P.111
	河川土砂撤去 P.111
	高規格道路整備事業 P.111
(2) 水道	上水道事業 P.112
(3) 住宅	個人住宅改良支援事業 P.114
	木造住宅耐震診断者派遣事業 P.114
	木造住宅耐震改修費補助事業 P.114
	二・三世代同居支援事業に係る 新築住宅等の固定資産税の特例措置 P.114
	空き家対策事業 P.115
	町営住宅整備事業 P.115
(4) 交通	県市町村生活バス補助事業 P.116
	タクシー利用助成事業 P.116
(5) 情報通信	I P 告知システムと地上デジタル放送 再配信システムの整備 P.118
(6) 市街地活性化 ・交流拠点づくり	東館駅周辺整備事業 P.119

(1) 道路・橋梁・河川

現状と課題

- ①本町の道路は国道 118 号と国道 349 号が主軸となり、県道石井・大子線、県道下関河内・小生瀬線、県道矢祭山・八槻線の 3 路線と合わせて広域道路網を形成しています。
また、これに有機的に結びつく町道が町民生活の基盤を支えています。国道 118 号、国道 349 号等において、引き続き道路改良等を行う必要があります。
- ②町道の橋梁は、現在 73 橋あり、このうち建設後 50 年を経過する橋梁は 61%、20 年後には 90% 程度に増加します。そのため、修繕・架け替えに要する費用が増大する恐れがあります。
- ③公共工事で発生した残土の処理が課題となりつつあるため、土場の確保を検討していく必要があります。
- ④農道の整備は、農業の近代化や生産物流通の合理化等に資するものでありますが、その一方で集落間や集落と基幹的道路等を結ぶ生活道路としての役割もあり、計画的な整備と維持管理が必要です。
- ⑤林道については順調に整備されておりますが、森林施業の適切な推進と林業経営の効率化を図るため、状況を見ながら整備と維持管理を行う必要があります。
- ⑥近年、気候変動の影響により、予測を超えるような集中豪雨や台風が頻発しており、河川の氾濫リスクが増大しています。そのため、これらのリスクから町民の安全・安心を確保する必要があります。

施策の方向性

1. 危険個所の解消と国・県への働きかけ

国道 118 号の歩道整備や国道 349 号における危険個所解消に向けた事業の早期着工・早期完了を働きかけます。また、茗荷地内及び福住地内の県道は、狭隘かつ屈曲した危険個所が多く、大型車両とのすれ違いが困難な状況であるため、事業の早期完了を県へ強力に働きかけ、交通渋滞の緩和と全ての利用者の安全確保を最優先で図ります。

主な具体的施策	対応する現状と課題
国道 118 号歩道整備事業	①
国道 349 号改良事業	①
県道石井大子線茗荷Ⅱ工区改良事業	①
県道下関河内・小生瀬線改良事業	①

2. 計画的な維持管理（長寿命化）によるコスト抑制と安全性向上

橋梁や町道の舗装、林道について、計画的かつ予防的な補修を推進します。老朽化が著しい路線の「ひび割れ・わだち」の解消や、橋梁の早期改修を行うことで、交通の安全を確保すると同時に、将来的な大規模改修コストの縮減を図ります。また、路面の洗掘防止により、維持管理費の軽減と農産物運搬の効率化を支援します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
長寿命化修繕計画による橋梁修繕事業	②
町道舗装補修事業	⑤
農道舗装補修事業	⑤
林道簡易舗装事業	①
林道維持管理事業	④

3. 水害から人命・財産を守る河川改修の促進

久慈川河川改修の早期完成に向けた事業促進を図るとともに、町内の準用河川や普通河川における堆積土砂の撤去を徹底します。大雨による浸水被害や災害を未然に防止し、住民の生命と財産を確実に守ります。

主な具体的施策	対応する現状と課題
久慈川河川改修事業	⑥
河川土砂撤去	⑥

4. 広域交通ネットワークの構想実現に向けた推進

水戸・郡山広域都市圏連絡道路の早期計画実現に向け、福島県の広域道路計画に基づいた事業推進を求めます。広域的なアクセス向上により、交流人口の拡大や物流の効率化、地域の活性化を力強く後押しします。

主な具体的施策	対応する現状と課題
高規格道路整備事業	①

期待される役割

■行政の役割

- 国・県への事業実施の要望活動を行います。
- 適切な維持管理により、利用者の安全な通行を確保します。

■町民の役割

- 道路愛護に努めます。

現状と課題

- ①昭和 47 年度に供給を開始した水道事業は、水道施設の老朽化が課題となっており、漏水の発生に伴う有収率の低下が顕著に現れています。

暮らしに欠かせない水道水には、安定した供給が引き続き求められており、町民生活を支える重要なライフラインとして、水道施設の計画的かつ効率的な更新が求められています。

施策の方向性

1. 安全で良質な水道水の安定供給

水質検査と浄水施設の適正な運用により、安全で良質な水道水を安定的に供給します。老朽化した管路や施設の計画的な更新・耐震化を進めることで、災害時や事故時においても断水を最小限に食い止め、住民の生命と暮らしを守る強靱な供給体制を維持します。

また、漏水調査や老朽管の早期発見・交換を戦略的に進めることで、浄水場で作られた水が効率よく家庭に届く「有収率」の向上を図ります。

主な具体的施策	対応する現状と課題
上水道事業	①

期待される役割

■行政の役割

○安心安全な飲み水を提供します。

■町民の役割

○限りある資源として、節水に努めます。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
有収率	%	61.1	70.0



(3) 住宅

現状と課題

- ①矢祭ニュータウンは、令和6年度末で235区画を販売し、残り39区画となっています。
- 町営住宅は、昭和37年度に戸塚団地、昭和48年度に南石井団地、昭和54年度に関岡団地、昭和60年度に中央団地、平成2年度に東館団地が建設されました。一部町営住宅は老朽化しているため、引き続き計画的な補修を行い、適切な時期に建て替えを検討する必要があります。
- ②一般住宅においては、昭和56年以前の住宅は旧耐震基準で建築されており、今後の大きな地震発生時には倒壊等の危険性があります。耐震化のための取り組みを継続し、住環境改善に努める必要があります。
- また、少子高齢化の影響により、今後、空き家の増加による生活環境の悪化が懸念されるため、町内空き家の解消と有効活用を推進する必要があります。
- ③子育て世代の住宅取得に対する経済的支援により、移住・定住を図る必要があります。

施策の方向性

1. 既存住宅の安全確保と長寿命化の推進

地震災害から命を守るため、木造住宅の耐震診断および改修費補助事業を継続・強化し、耐震性能の向上を徹底します。また、個人住宅改良支援事業を通じて、住まいの長寿命化を図るとともに、町内建築業者への発注を促すことで地域経済の循環を創出します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
個人住宅改良支援事業	③
木造住宅耐震診断者派遣事業	②
木造住宅耐震改修費補助事業	②

2. 子育て・転入世代を呼び込む「住まい」の経済的支援

子育て世代や町外からの転入者が住まいを取得しやすい環境を整えます。住宅取得時の固定資産税軽減措置を講じることで、経済的負担を直接的に支援し、若い世代の定住を促進します。これにより、多世代が共生する活気ある地域づくりを後押しします。

主な具体的施策	対応する現状と課題
二・三世帯同居支援事業に係る新築住宅等の固定資産税の特例措置	③

3. 空き家の有効活用と町営住宅の再生

増え続ける空き家に対して、解消と有効活用に向けた対策を加速させ、地域の景観維持と安全確保を図ります。また、老朽化が著しい町営住宅については、建て替えに向けた調査・検討を迅速に進めるとともに、長寿命化のための適切な改修を行います。

主な具体的施策	対応する現状と課題
空き家対策事業	②
町営住宅整備事業	①

期待される役割

■行政の役割

- 耐震診断の必要性に関する理解を醸成します。
- 空き家データベースの構築・空き家リサイクル事例を発掘します
- 住宅困窮者、低所得者のための住宅生活環境を提供します。

■町民の役割

- 地震に対する耐震改修の必要性の理解に努めます。
- 空き家に関する情報提供・空き家再利用に関する理解を深めます。
- 快適な団地生活を送るためのルールを守ります。

目標値

重要業績評価指標（KPI）	単位	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
個人住宅改良支援事業申請件数	件／年	30	30
木造住宅耐震診断者派遣事業申請件数	件／年	0	1
木造住宅耐震改修費補助事業申請件数	件／年	0	1
空き家対策事業登録件数	件／年	3	4
二・三世帯同居支援事業に係る新築住宅等の 固定資産税の特例措置申請件数	件／累計	18	90

(4) 交通

現状と課題

- ①本町の路線バスは東館・棚倉線、追分線、上茗荷線、中学校・大槻線、中学校・ニュータウン線の計5路線を運行していますが、昼間の時間帯のバスがないため、通院や買い物に不便をきたしている現状にあります。

人口減少や少子高齢化社会の進展に伴い、鉄道・バスといった公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、生活の足である公共交通機関の輸送人員の減少により、路線バスを中心とする既存の公共交通ネットワークの規模縮小やサービスの低下が懸念されています。

高齢化社会の進展に伴い増加すると見込まれる、自らの移動手段を持たない交通弱者対策はもとより、地域社会の活力の維持・向上を図るうえでも、公共交通の安定的な運営に向けた取り組みを強化する必要があります。

施策の方向性

1. 次世代を担う子どもたちと住民の足を支える「生活バス」の維持

幼稚園児から高校生までの安全な通学手段、および一般市民の日常生活を支える移動手段として、県市町村生活バス補助事業を継続します。採算性のみにとらわれず、公共交通としての役割を重視し、持続可能な運行体制を確保することで、地域の教育環境の維持と生活の質の向上を図ります。

主な具体的施策	対応する現状と課題
県市町村生活バス補助事業	①

2. 高齢者等の外出を後押しする「タクシー利用助成」の拡充

自ら運転が困難な高齢者等が、必要な時に必要な場所へ移動できるよう、タクシー利用助成事業を推進します。通院や買い物など、個々のニーズに応じた「実効的で利用しやすい」交通体系を確立することで、高齢者の社会参加を促進し、孤立を防止します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
タクシー利用助成事業	①

期待される役割

■行政の役割

○効率的な交通体系の確立、町民ニーズによる交通網の確保を目指します。

■町民の役割

○路線バスの積極的な利用と、その促進のための地域が協力し合えるコミュニティを確立します。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
運行欠損額助成率	%	100.0	100.0
タクシー利用助成券使用枚数	枚／年	4,000	4,800

現状と課題

- ①平成 22 年度に光ファイバー網の整備を町内全域で行い、インターネット環境が整備されました。しかし、I P 告知システムは情報伝達の情報端末として、町内の多くの家庭においては活用出来ていますが、新規転入者等の加入率は低いため、加入促進を図る必要があります。また、追加整備の工事には時間がかかってしまう状況があります。

施策の方向性

I. 全戸直結のデジタル情報伝達基盤の構築

災害時における迅速かつ確実な情報伝達と、日常生活を豊かにする情報を提供するため、町内全域で I P 告知システムが視聴できる環境を構築し、個別の世帯まで情報を音声や画像で直接届けることで、町民の安全と利便性の向上を図ります。

主な具体的施策	対応する現状と課題
IP 告知システムと地上デジタル放送再配信システムの整備	①

期待される役割

■行政の役割

○情報発信と加入促進を図ります。

■町民の役割

○情報の共有を図り、地域のコミュニティを高めます。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
I P 告知電話設置率	%	74.0	80.0

現状と課題

- ①東館駅周辺地区は、鉄道東側には役場、中央公民館や商店街が立地し、鉄道西側には、ユーパル矢祭、スインピア矢祭、ふれあい広場等の娯楽・スポーツ施設が立地するなど、町民の生活と交流を支える本町の中心地となっていますが、公共施設の老朽化や空き家・空き店舗が増加しています。

また、鉄道東西を結ぶ道路は町道桃木・滝ノ沢線があるものの、遠回りでは東西の連携は十分ではない状況です。

施策の方向性

1. 町の象徴となる「東館駅舎」の新築と機能強化

老朽化した駅舎を、町の文化や風土を感じさせる新たなデザインで新築します。単なる乗降場所としての機能を超え、情報発信や住民の交流、待合環境の快適化を図ることで、利用者にとって親しみやすく、かつ誇りを持てる「矢祭町の顔」を創造します。

東館駅周辺の賑わい創出のため、生活道路の整備やイベントスペースの活用などハード・ソフト両面から検討を重ねていきます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
東館駅周辺整備事業	①

期待される役割

■行政の役割

○町中心部に新たな交流拠点を創出し、地域経済の活性化とコミュニティの再生を図ります。

■町民の役割

○東館駅周辺・商店街等の活性化を図るための各種活動に協力します。

6. 産業・雇用分野～賑わいを生む、ここにしかない魅力あるまちづくり～

行財政分野

1. 対話と共創のまちづくり

- (1) 行政運営 (2) 行財政改革 (3) DX推進 (4) 町民参加と協働
- (5) 広域行政

教育・生涯学習分野

2. 文化向上にICTを駆使した、広い世界と繋がる教育環境づくり

- (1) 幼児教育 (2) 学校教育 (3) 生涯教育・青少年育成
- (4) 文化・スポーツ

保健・福祉分野

3. 子どもから大人まで誰もが幸せに暮らせるまちづくり

- (1) 健康づくり (2) 結婚支援 (3) 母子健康 (4) 児童福祉
- (5) 高齢者福祉 (6) 障がい者福祉 (7) 地域福祉

生活環境分野

4. 安全・安心に暮らし続けられるまちづくり

- (1) 環境衛生 (2) 消防・救急 (3) 防犯 (4) 防災 (5) 交通安全

生活基盤分野

5. 快適さと利便性をもつまちづくり

- (1) 道路・橋梁・河川 (2) 水道 (3) 住宅 (4) 交通
- (5) 情報通信 (6) 市街地活性化・交流拠点づくり

産業・雇用分野

6. 賑わいを生む、ここにしかない魅力あるまちづくり

- (1) 農林業 (2) 商工業 (3) 観光 (4) 雇用 (5) 移住・定住

施策分野	具体的な施策
(1) 農林業	農業機械等導入支援事業 P. 122
	新規就農者支援対策事業 P. 122
	耕作放棄地解消事業 P. 122
	こんにゃく栽培承継事業 P. 122
	農業振興推進事業 P. 122
	イノシシ等被害防止対策設備の設置推進及び巡回指導 P. 122
	森林散策普及事業 P. 122
	地域産業振興基金事業 P. 123
(2) 商工業	商工業経営合理化資金融資貸付預託事業 P. 124
	商工業経営合理化資金信用保証料補助事業 P. 124
	商店版改良支援事業 P. 124
(3) 観光	観光地整備事業 P. 126
	観光地魅力アップ推進事業 P. 126
	やまつり道の駅整備調査事業 P. 126
(4) 雇用	企業誘致の推進 P. 128
	UIJ ターン就職奨励金支給事業 P. 128
	創業チャレンジサポート補助金 P. 128
(5) 移住・定住	子育て世帯定住支援事業 P. 130
	移住支援金給付事業 P. 130
	地域おこし協力隊受入事業 P. 130
	高校生・大学生移住定住促進まちづくりプロジェクト P. 130
	第2のふるさとづくり事業 P. 131

(1) 農林業

現状と課題

- ①本町の農業をめぐる環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等が進行するなど厳しさが増す状況です。しかし、農業の発展維持を図るため、今後、意欲ある担い手を支えながら農業を展開していく必要があります。
- ②森林の適正な管理により、森林の持つ多面的機能の維持と林業の振興に努めながら、町民が森林と触れ合える機会を提供し、森林整備の重要性を認識してもらう必要があります。

施策の方向性

1. 農業推進と担い手・新規就農者の確保

認定農業者への機械導入支援や新規就農者の戦略的な掘り起こし・支援を通じて、農業の担い手を確保し、生産基盤を強化します。耕作放棄地を解消し、町の振興作物の作付けを拡大することで、農地の多面的機能を維持し、美しい田園風景と食糧生産を守り抜きます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
農業機械等導入支援事業	①
新規就農者支援対策事業	①
耕作放棄地解消事業	①

2. 特産品のブランド化と伝統技術の承継

米や花卉、いちご、ゆずなど特産品の知名度を高めるとともに、地域資源を活かした新商品の開発を強力に支援し、町外へ向けた戦略的なPRを展開します。

矢祭町が誇る農作物の栽培・加工技術、およびそれに付随する食文化を確実に次世代へ継承します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
農業振興推進事業	①
こんにゃく栽培承継事業	①

3. 鳥獣被害対策の徹底と森林との共生

有害鳥獣による農作物や人的被害を最小限に抑えるため、イノシシ・クマ等の防護設備の設置・巡回指導・パトロールを徹底します。また、森林散策の普及を通じて町民の森林への理解を深め、多目的な森林活用を推進することで、豊かな自然環境の保全と産業利用の調和を図ります。

主な具体的施策	対応する現状と課題
イノシシ等被害防止対策設備の設置推進及び巡回指導	①
森林散策普及事業	②

4. 地域産業振興基金による新たな挑戦への支援

地域産業振興基金を活用し、農林商工業の枠を超えた新たな試みや地域資源の活用に取り組む事業者を支援します。既存の産業を守るだけでなく、新たなビジネスや価値創造を支援することで、地域経済全体に活力を生み出す好循環を創出します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
地域産業振興基金事業	①

期待される役割

■行政の役割

- 耕作放棄解消可能農地の情報を提供します。
- 鳥獣被害防止に関する情報の収集及び対策設備等の情報を提供します。
- 森林関連のイベントを開催します。
- 農業先端技術等の情報を提供します。
- こんにゃく栽培等を支援します。
- 商品開発に伴う各種連絡調整を行います。
- 各団体の連携及び会議の場の設定、資金の調達への助言を行います。

■町民の役割

- 積極的に耕作放棄地の解消に努めます。
- 有害鳥獣対策専門員のアドバイスを活用した自発的な対策の強化を行います。
- 森林イベント等に積極的に参加し、森林に対する理解を深めます。
- 先端技術の積極的な導入による、農業経営の高度化・効率化を図ります。
- 不使用農業用施設に関する情報を提供します。
- こんにゃく栽培、加工等へ積極的に取り組みます。
- 新たなアイデアの掘り起こしに積極的に参加します。
- 垣根を超えた連携体制の構築を支援します。

目標値

重要業績評価指標（KPI）	単位	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)
農業機械等導入支援事業申請件数	件／累計	21	50
新規就農者数	人／年	1	1
耕作放棄地解消事業申請件数	件／年	8	10
農業振興推進事業申請件数	件／累計	9	15
イノシシ等被害防止対策設備の設置補助金申請件数	件／累計	644	850
森林散策普及イベント等実施回数	回／年	4	5
地域産業振興基金事業申請件数	件／累計	2	10

(2) 商工業

現状と課題

①大型店等の出店により、地域の商店街の経営は厳しい現状があります。

そのため、商店街のシャッター街化は全国的な問題となっていますが、矢祭町も例外ではない状況です。

商店街の活性化は、魅力ある地域づくりに欠かすことのできないコミュニティであり、引き続き町内商工業者と緊密に連携し、地域経済を活性化させるための施策を強力に展開する必要があります。

施策の方向性

1. 円滑な融資環境の整備と金融コストの軽減

商工業者の運転資金や設備投資を支えるため、「商工業経営合理化資金融資貸付預託事業」を推進し、機動的な資金供給体制を整えます。また、融資の際に障壁となる「信用保証料」を町が補助することで、事業者の金利・手数料負担を軽減し、積極的な経営改善や事業継続を強力に後押しします。

主な具体的施策	対応する現状と課題
商工業経営合理化資金融資貸付預託事業	①
商工業経営合理化資金信用保証料補助事業	①

2. 商店のリフォーム支援による魅力向上と地域経済の循環

「商店版改良支援事業」を通じて、個人商店のリフォームを支援します。店舗の魅力向上（経営改善）を促すだけでなく、その工事を「町内建築業者」に限定して発注することを条件とすることで、建築業界の仕事確保と地域内での資金循環を同時に実現し、町全体の活力を高めます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
商店版改良支援事業	①

期待される役割

■行政の役割

○商工会をはじめとする、商工団体との連携強化を図りながら、事業者の経営改善と後継者による経営継続を支援します。

■町民の役割

○魅力ある商店街づくりに努めます。
○経営の安定化や産業間連携による新たな事業展開に取り組みます。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 （2025 年）	目標値 （2030 年）
商工業経営合理化資金融資貸付預託事業申請件数	件／年	7	8
商工業経営合理化資金信用保証料補助事業申請件数	件／年	7	8
商店版改良支援事業申請件数	件／年	0	2

(3) 観光

現状と課題

①本町は多くの観光資源に恵まれていますが、飲食店への誘客や情報発信が乏しいのが現状です。

そのため今後、活性化に結び付けるために、既存の観光資源の付加価値向上や新たな観光資源の掘り起こし、ふくしま県南観光協議会やグリーンツーリズム協議会、Instagram、包括連携協定事業など、さまざまなルートを通じ、観光情報を発信する必要があります。

また、日帰り旅行や単身旅行などコンテンツの充実も求められています。

施策の方向性

1. 町内観光地の整備と魅力向上

「東北の耶馬溪」とも称される県立自然公園矢祭山を中心に、町内観光地の維持・整備を徹底します。既存の景観に安住することなく、新たな体験型コンテンツの開発や、回遊性を高める導線の再構築を行うことで、今の時代に求められる「観光地の魅力アップ」を多角的に図ります。

主な具体的施策	対応する現状と課題
観光地整備事業	①
観光地魅力アップ推進事業	①

2. 交流と地域振興の核となる「道の駅」整備の推進

観光の拠点であり、地域住民の交流の場ともなる「道の駅」の整備に向けた調査・検討を加速させます。単なる休憩施設ではなく、町の情報発信の最前線として、また、これまでに整理した「農林商工業」の逸品が並ぶ販売拠点として機能させ、交流人口の劇的な増加と、地域経済の活性化を図ります。

主な具体的施策	対応する現状と課題
やまつり道の駅整備調査事業	①

3. 「矢祭ブランド」の発信と関係人口の創出

新たな観光コンテンツの開発を通じて、一度きりの観光ではなく、何度も訪れたいくなる、あるいは町を応援したくなる「矢祭ファン」を増やします。観光誘客をきっかけとして、将来的な移住・定住のきっかけとなる「関係人口」の拡大を戦略的に進めます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
観光地魅力アップ推進事業（再掲）	①

期待される役割

■行政の役割

- 観光担い手育成のための各種協議会等を開催します。
- 町内での周遊ルートを提案します。

■町民の役割

- 各種協議会等への積極的に参加します。
- 町全体で観光客等をもてなす心をもって接します。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 （2025 年）	目標値 （2030 年）
観光客数	人／年	43,986	45,000

(4) 雇用

現状と課題

- ①町内において有効な雇用の場が少ないため、町内の就職希望者が町外に流出してしまうことがあります。誘致した企業の中には、工場敷地の増設、大規模な設備投資を行い、町内雇用が増加することが見込まれている企業等もあります。
- 引き続き、企業誘致を推進するとともに、産業の振興による就業の場を確保する必要があります。
- ②誘致企業の雇用により若者の雇用はある程度充足されているものの、幅広い就業ニーズに対応できるまでの就業の場の確保が出来ていない状況です。

施策の方向性

1. 若者のニーズに合わせた戦略的企業誘致

若者のライフスタイルや価値観にマッチする企業の誘致を推進します。幅広い就業ニーズに対応できる職場環境を確保することで、町外への人口流出を食い止めるとともに、地域経済を支える安定した労働力を確保します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
企業誘致の推進	①・②

2. U I J ターンを加速させる「就業奨励」と労働力の確保

高卒・大卒者や、都会から地方への移住を目指すU I J ターン者に対し、独自の就職奨励金を支給します。「矢祭町で働くこと」を力強く後押しし、若年層の定着を促進することで、地域の産業に新たな活力を吹き込みます。

主な具体的施策	対応する現状と課題
UIJ ターン就職奨励金支給事業	②

3. 「創業チャレンジ」による新たなビジネスの創出支援

町内での起業を目指す志の高い方に対し、設備投資等の初期費用を助成する「創業チャレンジサポート補助金」を実施します。自ら仕事を作り出す「起業家」を支援することで、地域に新たなサービスや店舗を生み出し、雇用の創出と地域経済の活性化による好循環を確立します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
創業チャレンジサポート補助金	②

期待される役割

■行政の役割

- 誘致企業の受入体制の整備を推進します。
- 新たな産業、企業の希望に合う空き店舗や空きスペースの確保を行います。
- 「過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法」等の税制優遇制度の情報提供を行います。
- 町内への定住者の生活支援を行います。

■町民の役割

- 誘致企業受入れに対する理解を深めます。
- 情報の提供を行います。
- 町内への定住を図ります。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
誘致企業数	企業	0	1
UIJ ターン就職奨励金支給事業申請件数	件／年	0	3
創業チャレンジサポート補助金申請件数	件／年	0	2

(5) 移住・定住

現状と課題

- ① 少子高齢化の影響により、人口減少が進み、地域経済は衰退する恐れがあるため、町外からの移住や首都圏を中心に関係人口の増加を図り、移住・定住を促進する必要があります。

そのために、本町の魅力及び地域資源等を掘り起こし、町外の移住・定住希望者への情報発信等を行う必要があります。

施策の方向性

1. 移住・定住を後押しする包括的支援

子育て世帯の住宅取得を支援し、町内外からの定住を促進します。特に「矢祭ニュータウン」と連動した助成制度や移住支援金の給付を通じて経済的障壁を取り除き、定住人口の増加を図ります。

主な具体的施策	対応する現状と課題
子育て世帯定住支援事業	①
移住支援金給付事業	①
二・三世帯同居支援事業に係る新築住宅等の固定資産税の特例措置（再掲）	①

2. 「地域おこし協力隊」と町民による地域資源の共創および魅力発信

地域おこし協力隊を積極的に受け入れ、町民と一体となった地域活動を推進するとともに退任後の定着を支援します。

外からの視点を活かした地域資源の掘り起こしや戦略的な情報発信により、地域コミュニティを活性化させ、新たな価値を創造します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
地域おこし協力隊受入事業	①

3. 若者が「帰れる・残れる・来てくれる」まちづくりプロジェクト

町内在住の高校生や、進学等で町を離れた大学生、矢祭町に関心を持つ若者たちと、地域のリーダーたちがWeb会議や実活動を通じて交流する場を創出します。まちづくりを自分事として考え、「矢祭の良さ」を再認識する機会を作ることで、将来的なU I Jターンや若者の定住を力強く促進します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
高校生・大学生移住定住促進まちづくりプロジェクト	①

4. 「第2のふるさとづくり」による関係人口・多拠点居住の推進

単なる観光で終わらない、継続的な「魅力体験事業」を展開します。何度も訪れたくなる「ふるさと」のような関係性を築くことで、二地域居住や多拠点居住を促進し、関係人口を拡大させながら、最終的な移住・定住への移行を促進します。

主な具体的施策	対応する現状と課題
第2のふるさとづくり事業	①

期待される役割

■行政の役割

- 地域おこし協力隊員の受入れ体制の整備を推進します。
- 移住及び定住の促進を図ります。

■町民の役割

- 地域おこし協力隊員受入れに対する理解・協力を深めます。
- 町内への移住及び定住を図ります。

目標値

重要業績評価指標（K P I）	単位	現状値 (2025 年)	目標値 (2030 年)
地域おこし協力隊着任者数	人／累計	18	25
子育て世帯定住支援事業申請件数	件／累計	3	15
移住支援金交付件数	件／累計	1	5
高校生・大学生との意見交換会等（Web を含む）実施回数	回／年	0	5
関係・交流人口者数	人／年	0	200

資料編

矢祭町総合計画審議会条例

(昭和 60 年 6 月 15 日条例第 19 号)

改正 平成 15 年 8 月 1 日条例第 17 号
平成 17 年 3 月 28 日条例第 10 号
平成 19 年 6 月 11 日条例第 13 号

【設置】

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき
矢祭町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

【所掌事務】

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ矢祭町の総合計画に関する事項について調査及び審議する。

【組織】

第 3 条 審議会は委員 30 人以内で組織する。
2 委員は、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから町長が任命する。
3 委員は、当該諮問に係る当該事案の審議が終了したときは、その職を失う。

【会長・副会長】

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。
2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

【会議】

第 5 条 審議会は会長が招集する。ただし、最初に行われる審議会は町長が招集する。
2 会長は、会議の議長となる。
3 審議会は委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
4 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

【庶務】

第 6 条 審議会の庶務は、自立総務課で処理する。

【雑則】

第 7 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 矢祭町振興計画審議会条例(昭和 53 年矢祭町条例第 9 号)は、廃止する。

附 則(平成 15 年 8 月 1 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日条例第 10 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 11 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

矢祭町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	区分	職業等	備考
1	深谷 良太郎	町民代表	前審議会会長	
2	本多 春子	町民代表	前審議会副会長	
3	片野 恵仁	町民代表	金沢地域里山づくり実行委員会・事務局	
4	増子 哲也	町民代表	やまつりこども園保護者会長	
5	高橋 竜一	町民代表	矢祭小学校PTA会長	
6	須藤 英典	町民代表	矢祭中学校PTA会長	
7	小松 淳子	町民代表	主任児童委員・中学校支援員	
8	片野 春江	町民代表	出会いアドバイザー	
9	藤田 政吉	町民代表	スポーツ協会長	
10	白坂 浩一	町民代表	スポーツ推進委員委員長	
11	丸山 美佳子	町民代表	女性代表	
12	金沢 利広	学識経験者	消防団長	
13	緑川 裕之	学識経験者	議会議長	
14	鈴木 一	学識経験者	議会副議長	
15	鈴木 日香里	産業（農業）	認定新規就農者	
16	佐川 達也	産業（農業）	認定新規就農者	
17	古市 孝行	産業（漁業）	久慈川第一漁協組合長	
18	鈴木 創一	産業（運輸）	矢祭観光タクシー代表	
19	金澤 百合子	産業（金融）	白河信用金庫矢祭支店長	
20	佐藤 芳則	産業（商業団体）	商工会会長	
21	増子 雄一	産業（商業団体）	商工会青年部長	
22	古市 牧子	産業（商業団体）	商工会女性部長	
23	宗田 浩一	産業（商業）	東館元気118通り商店会長	
24	鈴木 秀典	教育関係者	教育長職務代理者	
25	金澤 博信	経済関係者	税理士	
26	佐川 喜則	町民代表	公募	
27	金澤 理夫	町民代表	公募	
28	長谷川 修司	町民代表	公募	
29	益子 敬	町民代表	公募	
30	藤井 典子	町民代表	公募	

矢祭町総合計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	役職	備考
1	鈴木 直人	副町長	委員長
2	菊池 篤志	教育長	副委員長
3	古市 賢	自立総務課長	副委員長
4	緑川 大輔	町民福祉課長	
5	大森 秀一	事業課長	
6	高宮 由佳	教育課長	
7	熊田 美枝	会計管理者	
8	深谷 義典	議会事務局長	

諮問書

7 矢自第 4 3 1 号
令和 7 年 1 0 月 2 9 日

矢祭町総合計画審議会会長 様

矢祭町長 佐 川 正一郎



矢祭町第 7 次総合計画について（諮問）

記

1 諮問内容

- ・ 矢祭町第 7 次総合計画について

2 諮問理由

本町では、令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とする矢祭町第 6 次総合計画を策定し、「まちが好き 共に生きて 笑顔あふれる やまつりまち」の実現を目指し行政課題に取り組んで参りました。

この矢祭町第 6 次総合計画の計画期間が、令和 7 年度をもって終了することから、矢祭町が目指すべき将来のまちの姿やまちづくりの基本方針を明らかにするとともに、社会情勢の変化等を的確にとらえた新たなまちづくりを推進していくための指針となる新たな計画を策定するため、矢祭町総合計画審議会条例（昭和 60 年条例第 19 号）第 2 条に基づき、矢祭町第 7 次総合計画について、諮問します。

答申書

令和8年2月24日

矢祭町長 佐川 正一郎 様

矢祭町総合計画審議会会長 鈴木 創一



第7次矢祭町総合計画について（答申）

令和7年10月29日付け7矢自第431号で諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重に審議を行った結果、「第7次矢祭町総合計画（案）」は令和8年度から令和12年度までの5年間における計画として適当であると認めます。

現在の日本は、深刻な人口減少や物価高騰の長期化、DXの進展、激甚化する気象災害など、急激な社会情勢の変化に直面しています。

矢祭町においては、このような大きな社会の変化に対し、新たな発想と柔軟な対応で町民の安全で安心な暮らしを守り、各種施策の推進に積極的に取り組まれることを期待します。

また、総合計画の推進に当たっては、計画の趣旨や内容を町民と共有し、町民や各種団体など多様な主体と協働して、矢祭町の将来像「すてきな未来を みんなでつくる やまつりまち」の実現に向け、引き続き全力で取り組んでいただくことを要望します。

第7次矢祭町総合計画策定要綱

(平成22年4月1日訓令第19号)

改正 平成27年 6月4日告示第9号
令和 2年 4月6日訓令第3号

【趣旨】

- 第1条 この要綱は、矢祭町が自治基本条例に定める郷土づくりの基本方向に沿って、町の将来の姿を明らかにし、これを総合的かつ計画的に実現するための指針となる矢祭町総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

【定義】

- 第2条 この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3段階に区分して策定する。
- 1 基本構想
基本構想は、地域の特性を生かし、創意に満ちた矢祭町の将来の姿及びこれを達成するために必要な施策の大綱を示すものとする。
 - 2 基本計画
基本計画は、基本構想で示した施策の大綱に基づく基本的方針を体系的にまとめたもので、本町の現状と課題を明らかにし、施策の展開方向を示すものとする。
 - 3 実施計画
実施計画は、基本計画の実現を図る具体的施策の中で、特に重点的に取り組む必要性が高い施策を定めるものとし、予算編成の指針を示すものとする。

【計画期間】

- 第3条 この総合計画の基本構想及び基本計画の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5ヵ年とする。ただし、計画期間中に社会経済情勢の急激な変化があった場合については、弾力的に対応していくものとする。

【策定体制】

- 第4条 総合計画の策定事務を円滑に推進するため、要綱により庁内体制を次のとおり整える。
- 1 総合計画策定委員会
 - 2 総合計画策定委員会専門部会

【住民参加】

第5条 総合計画策定に当たっては、町民のニーズを的確に把握するとともに、その意見を十分に反映させた計画づくりを進めるため、次のような方策により住民参加を図る。

- 1 町民意識調査(アンケート)
- 2 その他

【庶務】

第6条 総合計画策定に関する庶務は、自立総務課で処理する。

【委任】

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合計画の策定に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

【施行期日】

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

【第3次矢祭町総合計画策定要綱の廃止】

- 2 第3次矢祭町総合計画策定要綱(平成16年8月18日訓令第17号)は廃止する。

附 則

【施行期日】

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

【第3次矢祭町総合計画策定要綱の廃止】

- 2 第3次矢祭町総合計画策定要綱(平成16年8月18日訓令第17号)は廃止する。

附 則(平成27年6月4日告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年4月6日訓令第3号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(令和7年10月3日訓令第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

第7次矢祭町総合計画策定における審議経過

会議名	開催期日等	主な内容
現計画事業評価シートの作成依頼	令和7年5月21日～ 令和7年6月20日	
中学生アンケート調査	令和7年7月17日	
現計画事業評価シートのヒアリング	令和7年7月28日～ 令和7年7月30日	
町民アンケート調査	令和7年8月1日～ 令和7年8月20日	
第1回総合計画策定委員会	令和7年10月22日	・総合計画策定委員会の組織について ・第7次総合計画策定要綱について ・策定スケジュールについて ・第6次総合計画見直し計画事業評価の説明 ・第7次総合計画継続、新規事業の検討 ・アンケート調査報告
第1回総合計画審議会	令和7年10月29日	・委嘱状交付 ・第7次総合計画 諮問 ・第6次総合計画見直し計画事業評価の説明 ・第7次総合計画継続、新規事業の審議 ・アンケート調査報告
第2回総合計画策定委員会	令和7年11月18日	・第7次総合計画（素案）の検討
第1回分科会	令和7年11月26日	・各班（3班）による新規事業提案の協議
第2回総合計画審議会	令和7年12月9日	・第7次総合計画（素案）の審議
第3回総合計画策定委員会	令和7年12月24日	・第7次総合計画（素案）修正版の検討
町議会議員全員協議会	令和8年1月22日	・第7次総合計画（素案）修正版の説明
キャッチコピー提案依頼	令和8年2月4日	・審議会委員及び職員
第3回総合計画審議会	令和8年2月4日	・第7次総合計画（素案）修正版の審議
第4回総合計画策定委員会	令和8年2月13日	・第7次総合計画（素案）再修正版の検討 ・キャッチコピーの選考
町議会議員全員協議会	令和8年2月17日	・第7次総合計画（素案）再修正版の説明
第4回総合計画審議会	令和8年2月19日	・第7次総合計画（案）の審議 ・キャッチコピーの選考
	令和8年2月24日	・第7次総合計画 答申
臨時議会	令和8年2月27日	・第7次総合計画



〒963-5192 福島県東白川郡矢祭町大字東館字館本 66

TEL : 0247-46-3131 FAX : 0247-46-3155